

第八十四回国会 社会労働委員会 議録 第三号

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

理事 井上 裕君

理事 大坪健一郎君

理事 齊藤滋与史君

理事 戸沢 政方君

理事 葉梨 信行君

理事 湯川 宏君

理事 枝村 要作君

理事 田口 一男君

理事 草川 昭三君

理事 浦井 洋君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

労働大臣 藤井 勝志君

出席政府委員

内閣審議官 伊豫田敏雄君

内閣法制局第三部長 前田 正道君

経済企画庁調整局審議官 澤野 潤君

労働大臣官房長 石井 甲二君

労働省労働局長 北川 俊夫君

労働省労働基準局長 桑原 敬一君

労働省婦人少年局長 森山 真弓君

労働省職業安定局長 細野 正君

労働省職業安定局長 細見 元君

労働省職業安定局長 細見 元君

労働省職業安定局長 細見 元君

労働省職業安定局長 細見 元君

労働省職業安定局長 細見 元君

委員外の出席者

労働省職業訓練局長 岩崎 隆造君

林野庁林政部長 輪湖 元彦君

通商産業省産業政策局長 日下部光昭君

通商産業省産業政策局長 南学 政明君

通商産業省機械課長 鈴木 直道君

情報産業局産業機械課長 間野 忠君

運輸省船舶局造船課長 石田 均君

労働大臣官房国際労働課長 原 秀三君

日本専売公社総務理事 橋高 弘昌君

日本国有鉄道常務理事 山本 正司君

日本電信電話公社総務理事 山本 正司君

委員の異動

二月十七日

津島 雄二君

草川 昭三君

平石磨作太郎君

不破 哲三君

同日

林 大幹君

浅井 美幸君

矢野 紘也君

田中美智子君

同日

同日

相沢 英之君

井上 裕君

大坪健一郎君

川田 正則君

葉梨 信行君

不破 哲三君

同日

伊東 正義君

金子 一平君

遊谷 直藏君

正示啓次郎君

藤田 義光君

同日

工藤 晃君

小林 正巳君

同日

相沢 英之君

白濱 仁吉君

同日

白濱 仁吉君

同日

相沢 英之君

同日

田口 一男君

平石磨作太郎君

浦井 洋君

同日

石野 久男君

孝矩君

同日

同日

同日

同日

伊東 正義君

金子 一平君

遊谷 直藏君

正示啓次郎君

藤田 義光君

田中美智子君

補欠選任

相沢 英之君

井上 裕君

大坪健一郎君

川田 正則君

葉梨 信行君

補欠選任

小林 正巳君

工藤 晃君

補欠選任

白濱 仁吉君

補欠選任

相沢 英之君

補欠選任

石野 久男君

林 孝矩君

不破 哲三君

補欠選任

田口 一男君

平石磨作太郎君

浦井 洋君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

不破 哲三君

浦井 洋君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

横路 孝弘君

二見 伸明君

草川 昭三君

工藤 晃君

補欠選任

栗林 三郎君

草川 昭三君

工藤 晃君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

君紹介(第一四二二号)
准看護婦制度廃止に関する請願外一件(市川雄一君紹介(第一四五一号))
同外二件(大橋敏雄君紹介(第一四五二号))
同外一件(草川昭三君紹介(第一四五三三三))
同外二件(古寺宏君紹介(第一四五四四))
同外一件(権藤恒夫君紹介(第一四五五五))
同外一件(竹内勝彦君紹介(第一四五六六))
同(玉置一徳君紹介(第一四五七七))
同外一件(林孝矩君紹介(第一四五八八))
同外一件(平石磨作太郎君紹介(第一四五九九))
同外一件(山田太郎君紹介(第一四六〇〇))
同(吉田之久君紹介(第一四六一一))
同月二十七日
戦時災害援護法制定に関する請願(安藤巖君紹介(第一四九〇号))
同(枝村要作君紹介(第一四九一一))
同(高沢寅男君紹介(第一四九二二))
同(多賀合貞君紹介(第一四九三三))
同(平石磨作太郎君紹介(第一四九四四))
同(太田一夫君紹介(第一四九五五))
同(金子みつ君紹介(第一四九六六))
准看護婦制度廃止に関する請願(安藤巖君紹介(第一四九五五))
同(荒木宏君紹介(第一四九六六))
同(浦井洋君紹介(第一四九七七))
同(工藤見君(共)紹介(第一四九八八))
同(小林政子君紹介(第一四九九九))
同(柴田睦夫君紹介(第一五〇〇〇))
同(瀬崎博義君紹介(第一五〇一一))
同(瀬崎博義君紹介(第一五〇二二))
同(瀬崎博義君紹介(第一五〇三三))
同(津川武一君紹介(第一五〇四四))
同(寺前巖君紹介(第一五〇五五))
同(東中光雄君紹介(第一五〇六六))
同(不破哲三君紹介(第一五〇七七))
同(藤原ひろ子君紹介(第一五〇八八))
同(正森成二君紹介(第一五〇九九))
同(松本善明君紹介(第一五一〇〇))

同(三谷秀治君紹介(第一五一一一))
同(安田純治君紹介(第一五一二二))
同(山原健二郎君紹介(第一五一三三))
同(山田太郎君紹介(第一五一四四))
同(阿部昭吾君紹介(第一五一五五))
同(和田耕作君紹介(第一五一六六))
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願(池田克也君紹介(第一五一七四))
同(池田克也君紹介(第一五一七五))
同(大久保直彦君紹介(第一五一七八))
消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(小川国彦君紹介(第一五一一五))
同(奥野誠亮君紹介(第一五一一六))
同(大久保直彦君紹介(第一五一一七))
同(清水勇君紹介(第一五二四四))
同(塚田庄平君紹介(第一五二四五))
同(不破哲三君紹介(第一五二四六))
同(鹿野道彦君紹介(第一五二四七))
同(鈴木強君紹介(第一五二五五))
同(松沢俊昭君紹介(第一五二五六))
同(安井吉典君紹介(第一五二七七))
同(渡辺三郎君紹介(第一五二七八))
同(山口鶴男君紹介(第一五二七九))
保育事業振興に関する請願(金子一平君紹介(第一五二七九))
高齢者技能研修センター等設置に関する請願(齊藤滋与史君紹介(第一五二八八))
腎臓病患者の医療改善等に関する請願外一件(齊藤滋与史君紹介(第一五二八九))
福祉年金引き上げ及び社会保障拡充等に関する請願(坂口力君紹介(第一五二九〇))
療術の単独立法化阻止に関する請願(武藤嘉文君紹介(第一五二九四))
同(中村弘海君紹介(第一五二八七))
同外一件(藤本孝雄君紹介(第一六一四四))
同(松永光君紹介(第一六一五五))
生活協同組合の育成に関する請願(河野洋平君紹介(第一六一五五))
同(伏木和雄君紹介(第一六一六六))

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(浦井洋君紹介(第一五五二二))
同(田中美智子君紹介(第一五五三三))
同(松本善明君紹介(第一五五四四))
水道事業の国庫補助等に関する請願(安藤巖君紹介(第一五六〇〇))
同(田中美智子君紹介(第一五六一一))
国民年金改善に関する請願(金子みつ君紹介(第一五六一一))
同(渡沢利久君紹介(第一五八二二))
同(田口一男君紹介(第一五八三三))
同(田邊誠君紹介(第一五八四四))
同(中井治君紹介(第一五八五五))
同外一件(山本政弘君紹介(第一五八六六))
同外二件(大内啓伍君紹介(第一六一二二))
同(和田耕作君紹介(第一六一三三))
診療放射線技師制度に関する請願(増田甲子七君紹介(第一五八八八))
生活協同組合の育成強化に関する請願(永末英一君紹介(第一五八九九))
同(松沢俊昭君紹介(第一五九〇〇))
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
労働関係の基本施策に関する件
○木野委員長 これより会議を開きます。
労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石橋一弥君。
○石橋(一)委員 先般の労働大臣の所信表明の中で「労働時間短縮に向けて積極的な行政指導を進めたいと考えております。」という所信表明があったわけですが、どうも私としては

すと労働時間の短縮ということをし、しかも、この不況の中におきましても、本当の不況の中において積極的な行政指導をやるんだということは、大部分の国民は一生懸命に不況脱出したいということとで仕事をなさっているわけですが、この積極的な行政指導を行わなければならないことを大臣は、この中で本心に心からお考えになっているかどうかということ、まずお伺いをしたいと思います。
○藤井国務大臣 労働時間短縮の問題につきましては、去年の暮れ中央労働基準審議会から、公労使一致した建議がございまして、労働時間対策の進め方について、これから行政指導によって環境整備をして、そして労働時間の短縮の方向に向かうようにという声がございまして、この不況のときの災いを転じて、やはり勤労者、労働者の生活の向上、労働条件の改善、こういった点から行政指導としては積極的な姿勢を示す必要がある。何とならば、やはりお互いがこの世に生を受けて人生に生きがいを感じるという、こういったこと。それから御承知のように、最近の円高の背景には、いわゆる外圧という国際的な摩擦要因がある。日本人の働き過ぎという、こういうことも問題視されておることは、これは事実でございますから、そういう問題。同時に高度成長から安定成長に経済の軌道が移り変わらなければならぬということになりますと、結局みんな仕事に分け合うという、こういう面からいっても、長期的な目標としては、やはり働く時間を合理的に縮めていく、こういう方向を行政指導としては打ち出すべきである、私はこういうふうに考えまして、御指摘のように、それならいさぐやれるかという、それを無理にいたしますと結局、企業のコスト増になり、そのために零細中小企業がつぶれてくるということになれば、雇用がそれだけ圧縮されますから、そこら辺はやはり企業、その実態に配慮して、そしてあくまで、これは労使の自主的な話し合いという、こういう環境づくりのために労働者としては積極的な姿勢を示すべきである、このように

考えて、あえて積極的という言葉を使った意味はそういうところにあるということをお理解いただきまして、一律にこれをやるとか、いますぐ時間を考えないで急いでやるということではなくて、たどり着かなければならない目標がむずかしいだけに姿勢は積極的であるべきだ、こういう考え方で申したわけでございます。

○石橋(一)委員 ただいまのお話で、とにかく国際的な問題でございますか、あるいは労働者そのもののいわゆる労働福祉の問題ですとか、あるいは、このような時代に仕事をみんな分けて合うのだという考え方の中でやっていたかばならないだろうということ。しかし、それをどこまでも進めていった場合は、雇用をたくさん入れてやっていった場合、それこそコスト高になって、そして、びいては零細企業の倒産ということになっていくではないか。しかし、その中において労働時間の短縮を、こういうときであればあるほど積極的な指導をやりたいのだという考え方、私もよくわかりますが、結局は、いろいろな国際協調でございますとか、労働福祉でございますとか、あるいは雇用の確保ということですが、いまの非常に不況なときにそれを進める、結局は失業と申しますか、かわいそうな失業者をふやさない中で、このようなことをやらねばならないということだと思ひますが、この不況の中で労働省御当局は失業の見通し、これをどうお考えになつていらっしゃるか。あるいはまた失業の増加というのを御心配なさつていらっしゃるならば、これについての対策の具体的なものがあつたらばお教えをいただきたいと思ひます。

○桑原政府委員 労働時間問題を進めていきます場合に、先ほど三つの観点から大臣がお答え申し上げたわけでありますが、私どもは特に最後の雇用対策の面につきましては長期的な観点から、これは考えていかねばならぬというふうに考えます。当面、時間短縮したならば、それが直ちに雇用に結びつかないことでは、私どもはそこは軽々に言えないのではないかと、この問題につきましては、中央労働基準審議会の中でも相当御議論

がございまして、三つの目的はあるけれども、特に雇用について、いますぐ効果が出るかどうかについては直ちに結論づけられない、こういうふうに御指摘がございまして。そういう意味で私どもは、この時間問題を進めていきます場合には三つの目的を持ちながら、特に雇用問題としての時間短縮問題については慎重な配慮を持って、長期的な観点でやっていくべきではないか、こういうふうに思ひます。

○石橋(一)委員 長期的な観点でこれを進めていく、わかります。もっと目を、とんでもない長い歴史という長期的な観点ということから私はいつも考えておりますが、民族の興亡でございます。昨年、野党の皆様方と一緒に東欧、トルコ、アフリカ方面を視察をさせていただきました。その中で、たとえばイスラエルに参りまして、かつて欧州、アジア、アフリカの三大大陸にまたがって六百年もの長い間楽しい大帝国、オスマン・トルコ帝国、この滅亡、あるいはローマの昔、あるいはチュニジア、これは御承知のとおりカルタゴでございます。こうしたところが、かつては、それこそ世界に覇を唱えるほどの強大な民族であつた。これが一体どのようなことで、いまのようになつてしまったのだらうかということをおひそかに考えてみますと、文化の腐敗でございますとか、それによつての腐敗、墮落でございますとか、そういうのがございまして。その結果が結局その民族の勤勞意欲の喪失でございます。働かなくなつていった。当然のこととして、その社会は活力のない社会になるであらう。局長のおっしゃつたように、もっと長い長期的な観点、歴史観に立つて、この労働時間の短縮というものをよほど上手にやりませんと、私は、どうも民族の興亡そのものまで影響を及ぼすのではないかなという気がしてならないわけでございまして。それについての大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 石橋委員のお考え方の基本において私は決して反対するものではございません。特に日本のように資源が乏しく、一億二千万の日

本人が豊かな生活をするという場合に、怠けておつて、これが確保できるわけではございません。ただ、私は労働大臣になりましたら早々でございまして、中央労働基準審議会からの公勞使一致の建議が出されまして、「労働時間対策の進め方について」というので、これは行政指導によつて、ひとつ労使の理解ある話し合いで前進するようにやつてもらいたい、こういうことを受けてまして、今日まで国がいろいろな運命をたどりましてけれども、敗戦後また、ここまで経済が復興したというところについては、御指摘のような日本人の生活態度、勤勉に努力する、それで教育水準も高い、こういうことを失つてはならないことは当然私は前提に考えておりますけれども、ただ現在ここまですべて日本が経済大国になりました、しかも諸外国との関係が、もう世界の中の日本という国際関係との協調というものを抜きにして日本の今後の繁栄はあり得ない、こういうことを考えた場合、昨今、御案内のごとく日本人の働き過ぎということが問題になつてゐる、外圧の背景になつてゐる、こういうことも無視できない要素だと私は思うのです。

したがって、労働時間の短縮というのは日本人が怠け者になつてゐるということではなくして、やはり働くときにはよく働き、そして余暇を持つて、意欲ある人生を送る、生活をする、こういうことへ、その時間を活用していく。そして、その余暇はほかの人たちの働く場に提供する、そして仕事を分かち合う。こういうことによつて雇用のいわゆる需給の調整を国内的に図りながら、国際的には、日本人が国際的に協調性のある国民になり、また個々の勤勞者は意義ある人生を送つてもらふ、こういうことから言へば、いまの客観情勢は御指摘のごとく非常に厳しい不況のどん底でありますから、こんなことをまともに言つてゐると頭がどうかしてゐるかと言われるくらい困難性は私はわからぬことではないのです。しかし、いま申しましたようなことを考えると、どうしても登り詰めたければならぬ頂である、このように考えておるわ

けでございまして、民族のバイタリティーを失うような怠け者をつくるための時間短縮ではない、こう私は理解して行政指導に当たりたい、このように考えてゐるわけでございまして。

○石橋(一)委員 お考え方は私もよくわかります。ただ、いま私の申し上げました歴史観といいますか、民族興亡の歴史、このこと自体については大臣といたしましてもやはり同感でございますか。

○藤井国務大臣 私は基本的に、勤勉な民族が国家の繁栄をもたらす原動力である、このような点においては石橋委員と意見が一致しております。

○石橋(一)委員 そこで、ただいまの御答弁の中でも、すでに触れられてゐるわけでございしますが、それこそ資源の少ない日本、貿易で国を立ててゐる日本、そうした中において国際協調しながらやっていかねければ、世界全体の経済あるいは貿易の中において日本が袋だたきになつてしまふ。大臣のお言葉の中にも、外国から少し働き過ぎるということを言われてゐる現状である、確かにそうでしょう。それこそ先進国と申し上げますが、そのような国々からは働き過ぎるということを言われてゐると私は思ひます。確かに現実的な経済の中において先進国から働き過ぎると言われてゐること、これももうなげます。しかし、世界はたしか百五十三カ国が四カ国あるはずでございまして。その中におきますいわゆる発展途上国は、私は日本に対して働き過ぎると言つてゐるという話は聞いたことがございしません。そうしたことがあれば私の不敏のいたすところでございしますが、発展途上国の国々からは日本人は働き過ぎるとどうも言われてゐない。それ以上に、かえつて、もっと申し上げるならば、お隣の韓国でございましてか等々から、それこそ、たとえば造船でございましてとか繊維でございましてとか、いろいろなことで追いつけられてゐるのが日本の経済の実情であらう。

少なくとも資源がない日本、したがって当然のこととして資源のある国よりは頭も使い、努力も

し、労働の時間もよいにしていってこそ本當の闘いができるであらうと私はいつも考えております。ただ先進国の中から國際協調だということだだけで、日本の将来を卜するところの勤勞の意欲の欠けた問題にまで——國民は單純です。労働時間短縮、週休二日制、働くなということを行っているのと同じだ、こう國民は非常に單純にすぐ割り切ります。そのらのことにつきましての大臣の御所見をいただきたいと思います。

○藤井国務大臣　日本人が働き過ぎだという海外からの批判というか、これは決して発展途上国からそういうことを言われているのではない、欧米先進国でございまして、やはりアメリカ、ヨーロッパ、特に現在アメリカとの経済関係において、經常収支の黒字幅が百億ドル以上というこういったことで、賃金の方は国際水準に大体もう近寄つてきておりますが、ただ労働時間の関係は現在平均して日本は四十二時間ぐらいでございます。欧米先進国は四十時間ちょっと切つておる。こういうことから、これが国際摩擦的な要因にもなつておるわけでございますから、やはり、そのような現実を踏まえて、そして民族のバイタリティーを損なわないで、余裕のできた時間にはまた生きがいのある生活態度にわれわれの考え方を変えていく。時間短縮については、むしろ日本人の価値観そのものを変えていくだけの粘り強い着実な行政指導を含めた世論喚起が必要である。そして御指摘のように、時間短縮はすぐこれが怠けることだというふうな理解が、まだ国民全体に広がつておれば、石橋委員の御指摘のごとき心配もございしますから、これは私は非常に重大な今後の政治課題である、このように思っています。

ただ私は、この問題をいまのままにしておつて、またぞろ円高で、そのために輸出関連中小企業がどうにもならなくなつて倒産の憂き目に遭うということになれば、これこそ、また大変な社会問題でありますから、そこら辺を総合的に勘案しながら前進していくということが必要ではないか、こう思うわけでございます。

第一類第七号 社会労働委員会議錄第三号 昭和五十三年二月二十八日

○石橋(一)委員 質の問題につきましてはPRのパンフレット等出しても、なかなかとらえにくいことだろう、また言いにくいことだろうと思ひますけれども、いずれにいたしましても、先ほどから何度もお話ししているとおりの、間違つた考え方を起こさないようにお願いしたいと思ひます。

何度も何度も同じようなことを申し上げるわけでございますけれども、御当局の本当の意味の労働短縮、これを国民の大部分が理解していないであらう、私は本当にそう思っています。なぜかと申しますと、私も田舎に帰りますと、大部分が大企業も何もなしと帰りますと、したがって、われわれは一生懸命に、とにかく血眼になつて働いて何とかしてここを切り抜けようと考えておるのだ。公務員の皆さん方が週休二日制をやろうと考へたり、あるいは労働時間の短縮をやろうと言つてゐることは、われわれにはどうしてと納得ができないのだというのを小企業の、小企業なんか、使用者側も労働者側も一緒になつて何とかして企業を防衛しよう、こう思つてゐます。したがって、そこに勤めてゐる人も、あるいは農民も商人も、どうも考へ方がおかしいではないか、国民感情を逆なでしてゐるのではないかと、私は、このような意見を非常に強く言われたい。

そこで、労働四団体加盟の組織員数を調べてみますと約八百六十六万一千いらいです。民間と官公労という形で見てみますと、民間が八百九十九万、官公労が三百四十四万、合計千二百四十三万七千だといふ数字もいたしております。そしてまた一方、五十三年の景気見通しの中で就労人口の予測を見てみますと五千四百五十万である、失業者百四十万といふ予測を立てておられます。こうした観点から考へてみますと、一般国民は、組織労働者と申しますか大企業と申しますか、こうした顔に向けての週休二日制であり、労働時間の短縮を固めたいという感じを持っています。約四千万の労働者がいるわけですから、この方々は、私の実感として、どうもそのような感じを受けてゐる。

この問題を考へてゐるようであらうなわけでございますが、御当局はどう考へてゐるのでしょうか。

○藤井政府委員 公務員の週休二日制の問題は、まテスト中でございます。第二回目のテストをやつておりますけれども、あくまでも民間の週休二日制の普及の姿を見ながら、いわゆる民間標準的な形で進められておると私は理解をいたしております。それから、完全週休二日というのは日本ではまだ必ずしも普及していませんけれども、現実には何らかの形で全体的には四三〇の企業が週休二日をやつておりますし、労働者数から見ますと七割程度の方が何らかの週休二日をやつておりますので、むしろ問題は、先生御指摘のように中小企業、特に三十人未満のところ、が非常におくれているという問題がございます。したがって、労働福祉の面から全体がそろふということが必要ではないだろうか。しかし、もちろんこういふ不況のなかでございまして、労使の話し合いの中から段階的にこれを進めていく、こういう行政指導を進めてゐるわけでございます。

○石橋(一)委員 時間がございせんので、最後に一つだけ伺ひたいと思ひます。

いままでの御答弁の中におきまして、この問題に対する大臣の御所見よくわかります。また、私といたしまして、それこそ長期的な歴史観に立つての民族の興亡の問題でございまして、資源の少ない日本であるだけに、ただ外国から言われたので、それに従う国際協調だけの姿勢、そればいいのだとか、福祉国家を実現したいという考へ方、これも御理解をいただきたと思ひます。そしてまた、この不況の現在であるだけに労働短縮問題については少し手控えていただきたといふのが私の本旨でございまして、これは積極的な推進なさい、そしてまた価値観の転換のところまでやるといふ御決意ですから引つ込めますけれども、一つだけ伺ひたいと思ひます。

この問題について法制化はしないであらう、こ

う私は考へておりますが、それについてののみお答えをいただきたと思ひます。

○藤井国務大臣 先ほども、お答えいたしましたように中央労働基準審議会です、公労使三者の一致した建議として、とりあえず行政指導によって時間短縮を週休二日制を含めてやるように、こ

ういつた建議もございまして、御指摘のように、これが一律に法律によって規制するということ、

は、現在の日本の国情から見ても適当ではない、このように考へておるわけでございます。

○石橋(一)委員 どうもありがとうございます。

○木野委員長 次に、森井忠良君。

○森井委員 労働大臣は、公共企業体等関係協議会の有力なメンバーであります、このたびのあなたの所信表明を伺ひますと、スト権について一言も触れていらしゃいせん。これは一体どういうわけですか。

○藤井国務大臣 公共企業体のスト権問題は、御承知のごとく公共企業体等基本問題会議において現在検討されておまして、その検討の結果を踏まえて、われわれ政府としてもこれに対応しなければならぬ、こういうふうな考へておりますので、今の段階において労働大臣として、これに対して発言をするということは適当でない、このように考へるわけでございます。

○森井委員 閣僚協議会の事務局にお伺ひをいたしますけれども、一体この基本問題会議の答申は、あるいは意見書の提出はいつになりますか。時間がありませんから日程だけ、ざつと御報告をお願いいたします。

○伊藤田政府委員 お答え申し上げます。

公共企業体等基本問題会議のただいまの審議の状況は、ようやく取りまとめに入つた段階でございまして、したがって、ただいま本年の五月ないしは六月を目途に、その意見の総括的なものが出される、このように考へております。

○森井委員 大臣、お聞きのように、まあ急に解散があつたり、福田内閣が大幅改造して、あなた

がおやめになるのならばともかくといたしまして、予想される範囲では、あなたのまだ任期中に基本問題会議の一定の意見書が出るという予定であります。いやおうなしに閣僚協議会のメンバーとして、また今日まで労働行政を積極的に進めてこられました官庁の大臣として、私はやはり選んで通ることのできない問題だと思つてゐるわけでありまして、そういう意味で、いまの日程からいしましても、大臣の所信表明の中で何がしかの意思表示があつてしかるべきだと思つてゐるわけでありまして、いかがですか。

○藤井国務大臣 この問題というのは、御承知のごとく長い沿革と歴史を持って今日にまで来ておまして、国民経済に及ぼす影響も非常に大きい問題でございますし、せつかく現在検討され、間もなく結論が出る日程が進んでおるわけでございます。私自身、労働大臣藤井勝志として、いろいろ深刻にこの問題の取り扱いについて考へておられます。この時期において、せつかくこれが検討されておるこの段階において、まだ私から発表すべき時期ではない、このように思ひます。

○森井委員 深刻に考へておるということでありまして、その意味は、五月ないし六月に意見書が出るというわけでありまして、それ以降、可及的速やかに労働大臣としては、できれば年内にでも結論を出したいという考へえなのか、再度ひとつ御答弁をいただきたと思ひます。

○藤井国務大臣 大変な重大な課題を含んだ問題でございまして、すでに過去過去の経緯を見ましても、いろいろこう両論を併記で、なかなかむずかしい事柄でございまして、したがって私としては、これに決着をつけなければならぬ日程が進んでおるといふふうな思ひます。したがって私としては、できるだけひとつビリオドを打つ方向に全知全能を尽くしたい、このように考へておるわけでございます。

○森井委員 そこで伺ひたいのであります、御承知のとおり、この基本問題会議での意見陳述について、例の公労協がなかなか参加をいた

しました。結果からいいますと、ことしの一月十三日から二月二十六日まで、いわゆるこの基本問題会議そのものに問題があるということ、きわめて深刻な不信感から今日まで意見陳述を拒んでおりました公労協が、ようやく出席をして意見を述べたという段階であります。これはもう御案内のとおりであります。しかし、公労協が基本問題会議に出席をして意見を述べるについては、昨年の十二月二十七日、いわゆる政労交渉が行われました。そして例の七四春闘の合意五項目というのが出てまいりました。私が公労協から把握をいたしましたところでは、十二月二十七日の政労交渉におきまして、スト権問題について、七四春闘合意五項目の趣旨を踏まえて結論を出す。その場合、労働側の意見を聞き、十分参考にし解決を図る。これが十二月二十七日のいわゆる政労交渉、労働大臣も出ていらしたわけですが、そこで確認をされ、その上で、いま申し上げましたように、ことしになりました一月十三日以降の意見聴取に公労協は応じた、私はこう理解をしておるわけですが、労働大臣、そのとおりでしょうか。

○北川政府委員 公労協が基本問題会議に出席するに当たりまして、官房長官、労働大臣と会見をいたしました。いま先生の御指摘のようなやりとりがあったということは事実でございます。

○森井委員 微妙な表現をするんじゃないですか。やりとりがあったということは、確認をされたということなのか言いつ放しなのか、はっきりしない。これは今後の動向にきわめて重要な影響を及ぼします。

○北川政府委員 私が申し上げたのは、文書でそういう確認のやりとりがあったということではなくて、口頭のお話の中で官房長官から、その旨のお答えがあった、そういうことでございます。

○森井委員 口頭といわず文書といわず、官房長官から発言があって、これを確認をされたようでありまして、そこで再度、藤井労働大臣に確認をするわけ

あります。いわゆる七四春闘の合意五項目というのは、これは田中内閣のときでありますけれども、四十九年の四月十三日、スト権の問題については五十年の秋までに結論を出すということも含む五項目であります。したがって、どちらかというところ現在の基本問題会議は、御承知のとおり当時の専門態が十一月二十六日に答申を出しまして、それを受けて三木内閣が五十年十二月一日に閣議決定、政府声明という形で、いわゆる経営形態等を含めてスト権の問題は審議をしなければならぬということである上、今日まで推移しておるわけでありまして、言うなれば、直接スト権の問題というよりも経営形態、もっとはっきり言いますと民営に移すかどうかという問題とセットで考えてこられました。その意味で公労協は、全く意味のない、しかも、これは損害賠償に関する部会等がありまして、言うなれば現在の公労法をそのまま絶対視をする立場からの審議もあるというふうなことで、きわめて不信感がわいて今日に至っております。いまの御確認で、ようやく七四春闘の確認五項目が生きてまいりましたので、その方向で、大臣おっしゃいましたように全知全能を尽くして何とかこの問題の解決を図るという、そういうことでありますので、ぜひとも、いま私が申し上げましたような方向でやっていただきたいと思うわけでありまして、

この点につきまして、きょうは先ほど申し上げましたように七四春闘の合意五項目が生きてまいりましたから、この機会に関係のあります三公社の皆さんから私は御意見を承っており、と思うわけでありまして、昭和五十年十月二十一日の予算委員会、御承知のとおり、これは十一月の終わりにありますと、百九十二時間にわたる長期のストライキが行われた、その寸前でありましたけれども、五十年十月二十一日の予算委員会におきまして、

わが党の当時の堀昌雄委員が、三公社の総裁にそれぞれ質問をいたしております。設問は簡単でありまして、この時期にきて一体スト権を認めるべきかどうか、この点について三公社の総裁の意見を述べよという形であります。きょうは三公社の総裁にお願いをいたしたかったわけですが、それぞれ事情もありと思ひまして、私は、委員部を通じて、総裁が来なくても、きちっと總裁の意思を代弁できる責任ある地位の方に来ていただきたいと申し出をしておきました。多分そうなると思ひますので、この機会に、先ほど申し上げましたように七四春闘の合意五項目が生きてまいりました。状態が前に戻ったわけでありまして、したがって、当時の三公社の総裁が答えになったことで間違いがないかどうか。結論から言いますと、三公社とも、専売も、あるいは国鉄も電電公社も、それぞれの總裁から条件つきではあってもスト権は認めるべきだという発言を、そのときにしていられしやいます。いまもその考え方に変わりないかどうか。順序といたしましては、再現をいたしますので専売公社、電電公社、そして国鉄の順序で御答弁をいただきたいと存じます。

○原説明員 専売公社でございます。専売公社といたしましては、昭和三十九年、この委員会におきまして当時の阪田總裁より、スト権、争議権を付与する方向を支持する、こういう見解を申し述べております。この見解につきまして、私も立場はその後変わりがございません。昭和五十年の先ほど先生の御指摘の予算委員会におきまして、泉總裁が同趣旨の発言をしております。これは争議権を与えるにつきまして、いろいろな環境条件の整備は必要でございます。当事者能力の拡充等いろいろの環境条件の整備は必要でございますが、この整備と相まって争議権は与えられることが望ましい、こういう見解を述べております。この見解につきまして、私どもの考え方に変わりはございません。

○山本説明員 お答え申し上げます。労働基本権に關します公社の見解は、先生先ほど御指摘の五十年十月二十一日の予算委員会にお

ける当時の米澤總裁がお答えいたしましたとおりでございまして、変わりはございません。しかし、いずれにいたしましても、この問題は高度な政治判断、また立法政策上の問題でございまして、私どももいたしましては、速やかに公共企業体等基本問題会議において適切な結論が出されることを期待いたしております。

○橋高説明員 スト権の問題につきましては、しばしば各種委員会が總裁が答弁いたしておりますが、先ほど来お話が出ておりますように現在、基本問題会議でこの問題が検討されておる段階におきまして、この問題について總裁としての見解を申し上げるのは適当な時期でない、こういうふうにお答えいたしております。

○森井委員 いまの答弁で電電公社の方にお伺いをいたしますが、速やかに基本問題会議で結論を出していただきたい、こういうことなのですが、電電公社だけではありませんが、各公社と基本問題会議の大方の趨勢との違いがありますね。たとえば当事者能力の問題、それから特に民営移管の問題につきまして、三公社とも私が承知をいたしております範囲では、現在の形態を変えるべきでないという発言をいらしやいます。しかし、基本問題会議での一般的な趨勢は、いわゆる民営論との引きかえでスト権の最終的な論議が始まるという理解からすれば、そういった場合に、つまり電電公社の業務の一部もしくは全部を民営にするというふうな結論が出た場合にどうしますか、それが電電公社への御尋ねであります。

それから国鉄につきましては、いまちょっとよくわからなかったわけですが、当時の藤井總裁は、こういう表現になっておりますね。争議権を付与するか否かということは、立法政策上の高度の政治判断を要するということはすでに申しましたので、これは繰り返しません。しかし、国鉄の意思はどうだという御質問があれば、当事者としての経験から、次のように考えております。現行法制のいわゆる行政処分だけ

では争議行為の抑止効果はもう限界にきているのじゃないかと考えます。したがって、国民の迷惑を最小限にする、ストを一回でも減らすという現実論から出発しますと、現状のままいくよりも、一定の条件をつけていって、いかにスト権を付与していく方が好ましいというふうに私は考えております。

こういふふうになっておるわけでありまして、約一、三年経過はしておりますけれども、あの当時の発言といまの答弁は少し食い違ひのように思いますが、再度、御答弁を願いたい。

○山本説明員 経営形態の問題についてお答え申し上げます。

電電公社といたしましては、現在の公社経営形態が電信電話事業の運営に關しまして最も適当な経営形態であるという見解でございます。この考え方は、公共企業体等基本問題会議の経営形態部会に對しまして、るる御説明申し上げておるところでございます。基本問題会議の審議の過程におきまして、いろいろ御意見もあるやに聞いておりますけれども、私もといたしましては、昭和二十七年、電電公社発足以来、長年の懸案でございまして電話の積滞解消あるいは全国自動即時化、こういったものを、現在の公共企業体という経営形態のもとで完全に達成してまいりました実績の上に立て、現在の経営形態というものが最も適切であるというふうにお考えを願うわけでございまして、そういった結論が出されることを私もどもとしては期待いたしておるわけでございまして。

○橋高説明員 藤井総裁が予算委員会であつた先生との質問に答えて、条件つきスト権付与を説明いたしましたのは五十年の十月二十一日でございますが、その後、御案内のように八日間わたるスト権ストが行われ、また、その中で十二月一日には政府声明が出る。さらには翌年の三月には国鉄の首脳陣も交代するというような中で、この問題につきましましては、スト権ストをめぐる大変国民の厳しい批判を受ける等々、種々の紆余曲折と

申しすか、経過がございました。

そうした中で、もちろん労働組合との間にも、この問題をめぐりまして何度か激論が交わされてまいりました。高木総裁が就任当初、スト権の問題はメーンである、ないの議論もありまして大変労働関係も硬化いたしました。その後、労使の中で労働基本権問題につきまして、この問題は避けて通れない重要な問題であるとして認識する、しかし、この問題の実現のためには、やはり国民的な理解が必要なので、労使双方その実現のために最大限の努力をしようというふうなことで、労使関係の改善を図るために、今日までそういう認識のもとにやっております。

その後は、先ほど御説明いたしましたように、しばしばこの問題は取り上げられておりますけれども、まだ総裁としては、この件について答弁する適当な時期ではない、これは申し上げられないとか何とかというところではなくて、時期が来ればということ、まだ適当な時期ではない、こう申しております。

○森井委員 あなた総裁でないから、これ以上言わないけれども、二公社が認めていらつしやるのですから……。

ただ、さつき全部読まなかつたけれども、先ほど申し上げました国鉄総裁の考え方は、とにかく「部下の総務部長を集めてその趣旨を徹底さし、さらに昨日組合の首脳を集めて説明した」ということでございまして、という注釈がついていいます。もう答弁は要りませんけれども、あえて否定もしていませんから、はつきり申し上げませんが、藤井さんと高木さんと違ひというふうな国鉄があります。

労働大臣、以上のようなことを踏まえまして、私は、少なくとも昭和五十三年中には、スト権の問題については、あなたの先ほどの願望も含めて鋭意努力をしていただきたいと思います。この問題について最後に所信を承つておきたいと思うのです。

○藤井国務大臣 御発言の御趣旨を踏まえまして、鋭意全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○森井委員 その次に、週休二日制、時間短縮の問題について御質問をいたします。

先ほど与党の方からも質問があつたわけでありまして、はつきり申し上げまして、時間短縮に關しまして労働大臣の御答弁、基本的な認識については私も同感であります。つまり、時間短縮を進めていかなければならないという点については同感であります。

しかし、問題はいろいろあるのでありまして、去年の例の十一月二十九日の中央労働基準審議会の建議、先ほど御披露がございましたけれども、これは行政指導でやれ、こういう形になつてゐるわけですね。このところが私は問題だと思つてゐるわけでありまして、盛んに強調されました、これは公労使全会一致の結論である、こうおっしゃるわけでありまして、労働の方は、それはいまよりも時間短縮が進むというところについて反対をする理由はありませんから、したがって賛成はするのです。

しかし、同じ賛成でも積極的な賛成と消極的な賛成があることを御理解をいただきたい。少なくとも、やはりこの時期になりましたと何らかの法的な措置を加えなければ——時間短縮も週休二日制も運動するものですね。週休二日制をやれば当然、時間短縮をやらなければならぬことになるわけですが、いずれにいたしましても何らかの法的な規制を加えなければならぬ時期に、もう来ているのではないかと、というのが私どもの認識であります。恐らく公労使の労も、その認識の上に立つて、とりあえず前進的な建議でありますから賛成をしたというふうには私は理解をしたいと思います。

そこで実態からいいますと、こういう問題があるわけですね。なるほど時間短縮は漸次進んでおります。これはもう認識は一致しておるわけでありまして、問題は、大企業はいいのですが中小企業が遅々として進まない。このところが最大の問題であります。たとえば時間短縮で申し上げますと、従業員千人以上の規模の企業、大企業と

申しすか、そういうところでは、すでに週四十時間以内というのが六四・八%まで進んでいるのです。だんだん悪くなりまして、この数字は、三十人から九十九人のいわゆる中小零細企業と言われるところは、四十時間未満ということになりますと九・六%しか実施してないのです。週休二日制についても同じことが言えるのでありまして、これはどちらも五十一年の数字でありますけれども、何らかの形で週休二日制を実施しておる企業というのは、千人以上をとつてみますと八七・五%もあるわけですね。ところが、たとえば人と零細の五名から二十九人というふうな企業になりますと、わずかに一三・三%なんです。これだけ規模間格差があるわけですね。大企業はある程度進んでおりますけれども、中小零細までいくとどうしようもない。このところをどう解決をするか、お答えいただきたいと思つてゐるのです。

○桑原政府委員 御指摘のように、規模的な格差が非常に大きいということは事実でございます。私も、やはりそういう零細企業が経営基盤が弱くて、実態的に、そういうふうになっておるということも否定はいたしません。したがって私どもは、これをどういうふうに進めていくかということが行政として重要な目標だと思つております。

従来も週休制というものがございまして、現在、週休制が法的にはなつておりますけれども、問屋街その他ではなかなか進まなかつた。法律があつてもなかなか進まないという問題があつたわけでありまして、これはやはり、零細企業になると、どうしても自営業的な家族だけでやつておるといふのが、同じような産業の中にあるわけでありまして、結局そういう意味で、法律的な規制があつてもなかなか進まないという問題がございまして、そういうものは地域ぐるみに週休二日制あるいは時間短縮というものを推し進めていかなければいかぬ。問題は、私どもの行政の経験からいいますと、法制的な面だけではなくて、そういういろいろな行政手法を加えながら零細

企業の時間短縮等を進めていきたい、こういうふう
に思っています。

○森井委員 労働大臣も御指摘がありましたように、日本人は言うなれば働き過ぎ、いわゆる長時間労働、これらが国際競争力の上で、ある意味で非常にダンピングに近い無理をしておる。これがやはり外圧の原因になっておると先ほどおっしゃいましたけれども、これは中央労働基準審議会でも、そのことが指摘をされておるわけですね。ところが私、驚いたのは、最近送られてきました「日経連タイムス」、これは御承知のとおり日経連の機関紙ですね。これを見ますと「春季賃金交渉の焦点」という中で「労働時間の短縮で雇用はふえるか？」という題目で書いてあるわけです。全く反省がない。時短なんというのは何もなくても、仕事をしようとしたって、いま不況なんだから仕事がないんだ、したがって、ちゃんとグラフまで入っております、ほんとに時間も時間短縮はできますよ、こういう言い方で、先ほど申し上げました国際的に見まして日本人は長時間労働じゃないか、そういった指摘に対する反省というのは全くない。しかも、これは放置をすれば何もしくなくともいいことになるわけでありまして、とにかく、いざれ仕事で底をつくまで、だんだん労働時間は短縮されるだろう。しかし景気がよくなったら、また働きなさいよというふうにもとれる。これはとり方はいろいろありますけれども、そういう中身になっておりました、せっかく労働大臣は、これから中央労働基準審議会の建議を受けて行政指導に乗り出すとおっしゃるわけでありまして、受けて立つてある日経連の態度は、いま申し上げましたとおり、最終的には行政指導というものを認めていられしやいますけれども、前段の大部分を割いて、いま仕事がないんだから、こういうことで時間短縮を気にしないという感じに私は受け取れるわけです。一体、審議会の建議を受けてどういふふうに行行政指導されるのですか。私は、行政指導に限界があるのじゃないかという感じがいたしますけれども。

○桑原政府委員 いま、おっしゃいました不況で仕事がないから時間が短くなる、私どもは、それは時間短縮とは思っておりません。基準審議会の御議論の中でもいろいろの御議論が出てまいりました。使用者側の方でも、日本では時間給になっていないから、なかなかおむすかしくなるといふ御批判がございましたが、最終的には使用者側もやはり、いま御指摘のように国際的な環境の中で日本だけが、いつまでもこういう形ではいけないという御認識のもとに意見一致したわけでございますので、私どもは、そういった建議の趣旨にのっとり積極的に労使に訴えてまいりたいと思っておりますが、これはいま、いろいろと検討いたしておりますけれども、問題はやはり労使の話合いというところでございまして、産業別にそういった労使の話合いの場というものの環境づくりをしていくというようなことをしてまいりたいと思っておりますし、また先ほどの御指摘のように、零細企業のたくさんあるような産地におきましては、そういう産地ぐるみ、いろいろなそういった行政指導を積極的にやっていくというようなことで、大臣が申し上げましたように積極的に進めてまいりたいと思っております。

○森井委員 どんなに積極的に進めても二つの壁がある。一つは日経連の先ほど申し上げました態度、もう一つは、どうしようもない中小零細企業の先ほど申し上げましたような数字。これで行政指導というところでできるかどうか、私は絶対に壁にぶち当たっておるという感じがいたします。そしてしかも、国際的に表に出されるときには、日本人の労働時間は順次減ってまいりました。したがって現在では大体四十二時間、それ以下になりました。つづつあります、こういう説明がつくわけですね。大臣御承知のとおり労働基準法というのは、週四十八時間というのは昭和二十二年にできた法律なんです。いま申し上げましたように日本の実態からしても、もう四十二時間まで落ちている。しかも八割前後は、不完全ではありますけれども週休二日制も実施をしておる。御承知のとおり労働基

準法では週一日の休日なんですから非現行でしよう。大体これは労働省が悪いのですよ。積極的に労働基準法の改正をいたしなさいと、なぜ言えないのですか。

○桑原政府委員 実は、先ほどの建議が出ます前段といたしましては、基準審議会の中でも基準法の改正というところを一つの視点に置いて御議論があったわけでございます。その中で、いまのような建議が出てまいったわけでございますので、私どもはそういった認識のもとに積極的に進めてまいりたい、こういうふうになっております。

○森井委員 労働基準法の改正をせひともやられるように強く要求をしておきます。

そこで、時間の関係がありますから一つはどの例を出してみたいのですけれども、実はせっかくの行政指導をおやりになるというところでありまして、造船に例をとりますと、労働大臣、時代逆行、歯車を逆に回しているケースがあるのですよ。

御承知のとおり、去年一年間でも二十三件でしか造船会社が倒れていません。大手というよりも中手以下でしょうね、倒れております。私は、機会がありまして、造船の企業が密集といえますか集団で設置されているところをちょっと視察をしたことがございまして、何と驚いたことに労働時間の延長をしております。一日一時間の労働時間の延長なんです。しかも、労働時間の延長をいたしたとしても、時間外労働で残業手当がつくというものじゃないのです。要するにただ働きなんです。さらに調べてみましたら、今度は定年制も延長どころか逆に早くやめさせるような動きになっておるわけですね。いままで定年制五十七歳だったのを五十五歳でやめてくれ、あるいは五十八歳だったのを五十六歳でやめてくれ、まぢまちでありますけれども、総じて言えは中手の造船所は、労働時間は延長、そして定年制は何と云うのですか、早めるのですから切り上げですか、そういうことできわめて理不尽な状態になっておるわけでありまして、何かといいますと、これは一種のダンピングな

んでですね。わが社だけは、できるだけコストを安くして国内の競争力に勝とう、国際競争力に勝とうというわけでありまして、何か四当五落という言葉があるのに対して、とにかく五〇%以上値下げをしなければお客がとれぬというわけでありまして、ところが、気がついてみたら、自分の会社だけでなく同じような会社が全部同じように時間延長、そして定年制の切り下げというものをやっておるわけですね。一体こんなことの指導があるのだろうか。とりあえず、まず所管の運輸省の方から一体どんな指導をしたのか、お答えいただきたい。

○間野説明員 昨年来、造船の環境が著しく悪化したんですが、この原因として、為替変動の急激なものがございまして、円が特に対ドルレートで急速に上がったという問題がございまして、少なくともそれまでの間、私どもの方で操業短縮を勧告いたしました際にも、まず残業時間をカットするというところで雇用は維持する、その後におきまして、退職とか自然減耗といわれます年率三、四%の減り方があった場合に新規採用は控えるというようなことで、おっしゃるような時間延長というようなこともございせん、わりに円滑に進んでまいったわけでございますけれども、昨年の春から始まりました急激な円の対ドル相場の上昇というものは、経営の面で特に中堅以下に非常な圧迫を加えてまいりまして、円では特に船価は上がっておらないわけなんです、ドルでは見た場合には急激に船価も上がっておるというところで、外から見ればダンピングどころではなくて非常に船価が上がるというふうなことになるわけで、ドルで見た船価もなるべく下げるべく努力しなければならぬというふうなことで、コストを低減する努力が非常に行われておるわけでございますが、その中の一つに、おっしゃるようなこともあったかと思えます。私どももいたしましては、最初に申し上げましたように、できるだけ雇用の維持を図りながら工事量の減少に合わせたいというところは、基本として堅持いたしていきたい

いと思っております。

○森井委員 これは具体的に申し上げますと、愛媛県の今治市なんです。軒並み時間延長等をやっていましたけれども、私は単に運輸省だけでなくて、現地で労働省の出先にも強くこの点を指摘をしたわけです。とにかく残業手当にもならないのです。言うなれば定時間の延長なんですね。これは労働省としてどういうふうな御指導をなさいましたか。

○桑原政府委員 基本的には基準法で所定されております時間内でございますから法違反はございませぬけれども、従来の七時間を八時間に延ばすことは好ましいことではないというふうに私も基本的考え方を持っております。したがって出先の基準局、監督署を通じて、延ばさなければならぬ理由というものを十分にただしたわけでございます。結局、御承知のように造船不況というふうなことで非常に大変な事態になって、労使も十分な話し合いの結果だということもございまして、私も、あくまでも緊急避難的にやるということであれば了解できる。それからもう一つは、そういった労働条件の変化でございまして、当然に労使が十分話し合って、就業規則の変更あるいは労働協約の変更という形で処理してもらわなければ困る、こういったことを責任者を呼んで指導したわけでございます。

最終的には基準法違反でございせんものですが、私どもは違反という形では取り上げることができませんけれども、そういった事態というのは、緊急避難的に当然、早急にもとに戻すようにというのを強く指導したしているわけでございます。

○森井委員 運輸省、もう一つ、こういう傾向がありますね。下請と本工との関係です。

だんだんお客さんが減るわけでありまして、従業員も削減をしたいという計画から見えてまいります。これは日本造船工業会の資料でありまして、加盟二十三社についての数字が出ておるわけでありまして、本工の場合は、昭和四十九年の従業員

を一〇〇としたしまして八七・七になるわけですね。人員削減の面からいいますと一二・三％の減になるようであります。ところが今度は協力従業員、いわゆる下請はどうなるかといえますと、昭和四十九年を一〇〇としたしまして実に五五・三％になるわけですね。したがって人員削減は四四・七％行われているわけです。つまり、ここでも生き残るために本工だけが手厚くされて、いわゆる関連企業といえますか下請については大幅に首切りがある、こういう形になっているわけです。

血のにじむような声として、いままでやっておいた仕事の量、本工と関連企業の仕事の量の比率だけは残してもらえないかという強い要望がございまして。この点について、私もそうすべきだと思っております。この点についても、運輸省はどういう御指導をなさるのか、明確にしたいでございます。同時に、この点につきまして労働省からも、はつきりと政策的な意味で、本工と下請の労働者との関係のアンバランスについて、これからどういう政策を持つて指導していくとされるのか、お答えをいただいております。この点について、お答えをいただいております。

○間野説明員 ただいま、おっしゃいましたように造船工業会の統計によりますと、また私どもも統計によりますと、本工よりも下請の方が減り方が大きいという事は事実でございます。ただ、このように全体の仕事量が減少している中におきまして、下請と本工の仕事量の比率を一定に保つことも非常に困難であるかと思っております。そういうこともございまして、下請につきましては、できるだけ他部門へ転換できれば、そういうふうな努力していきたいという事で、今年度におきましては特に造船の構内下請の持つております設備とか技術を活用することを考えました。場合、船舶解体業の方へ転換を図ってみるのが一番手取り早い方向ではないかと思っております。技術改善の補助金を交付するということもやっております。今後海運不況の関係で老朽船の解体等は増加してまいりと思っております。造船下請がそちらの方へ転換して自立し得る

分野ではないかと思っております。また、そのほか要するに鉄鋼関係の工事でございますれば大体こなし得る力を持つておりますので、今度の五十三年度の予算等におきましても公共事業関係の予算が非常にふえるということでございますれば、そちらの方、主として陸の部門でございますけれども、鉄骨あるいは鉄鋼構造物関係の分野へ、できるだけ円滑に転換が図れるように努力したいというふうに考えております。

○細野政府委員 お答えいたします。ただいま先生御質問の点につきましては、運輸省の方からもお話がございましたように、率直に申しまして、なかなかむずかしい問題もあるようにございまして、同時に、これまた運輸省の方からお話がありましたように、新しい需要を喚起する方向についても、いろいろ御検討のようでございます。その中で、運輸省とも密接に連携をとりながら、できるだけ私どもとしては下請にしが寄らないように努力してまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○森井委員 これは先真つ暗な答弁ですが、後日またの機会に、雇用問題については私は集中的に審議すべきだと思っておりますので、この程度にしておきたいと思っております。

そこで、運輸省に最後に、もう一つ聞いておきたいわけでありまして、大きな造船所が小さい船をつくり出したわけですよ。何万トン、何十万トンというドックに、本工にノミかシラミか知らないけれども、ちよこちよことまわっているような形で、つまり大企業が中小の造船所の仕事までとる。したがって倒産の形としては、まず中小から倒れていくという形になっておるわけです。これは御承知のとおり中小企業分野法などというものがありますけれども、この適用にもなっていない。一体こういう現状を何とか打開する方法はないのか。放置すれば、まだこれから、どれだけ倒れるかわからないという状態ですよ。この点について運輸省の考え方を承っておきたいと思っております。

○間野説明員 石油危機以来、大型船の需要というものは実質上ゼロというふうなことになるようにして、現在、日本国じゅうでつくっております船舶は一万トンから二万トン程度ないしはそれ以下という実態になっております。ただ、こういう船につきましても、もちろん船の種類にもよりますが、大企業も並行して従来つくっておいた船でございまして、特に改めて大手が乗り出してきたということではなくて、昔から大手も中手もつくっておいたという分野でございます。御指摘のよう大型のドックで、こういう小さな船をつくるという事は本来、好ましいことでもございせんが、ただ雇用というふうなことから考えましても、大型の新鋭工場で全く仕事が無くなるというふうなことは問題もございまして、われわれといったしましては、大型ドックで小型船をつくる場合も一隻半以上並べてはいけないというふうな行政指導をいたしております。そして現に守られておると思っております。

それから、先ほど申し上げました操業短縮を実施する際にも、たとえば五十三年度で申し上げますと、大手につきましては四十九年度の六〇％、中堅の十七社につきましては同じく四十九年度の七〇％、その下の中小十六社につきましては七五％というように、操業度の勧告を行う場合には規模が大きいほど厳しい操業短縮率を割り当てるといふようなことを行っております。また本工の内航船、特に船舶整備公団が共有方式で建造いたしましたような内航船については、大手それからある程度以上の中堅会社というふうなものは自粛するよう一応の指導をしております。今後、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○森井委員 まだ問題がありますが、時間が参りましたのでやめさせていただきます。

労働基準法にまつわる性差別の現状等、まだお聞きしたいことがたくさんありましたけれども、また、そのためにおいでいただいた政府委員あるいは説明員の方もあつたわけでありまして、質問を終わる機会に譲ることにして、質問を終わ

ります。
○木野委員長 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。
午前十一時三十二分休憩

午後一時三十五分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。川本敏美君。

○川本委員 労働大臣に、当面する二、三の問題について私は質問をいたしたいと思うわけです。

昨年、通常国会さらに臨時国会の二回にわたりました。私は日雇い労働者の求職者給付金の日額の改善の問題について要望し、当時、石田労働大臣から前向きな答弁がなされているわけです。私はいままで、日雇い労働者の失業給付の日額表の改定をもっと早くしなければいけないのではないかとこの観点から要望してまいりました。このように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思うわけです。

○藤井国務大臣 日雇い労働者求職者給付金の日額の改善につきましても、前労働大臣からの事務引き継ぎもございまして、被保険者の賃金水準に対応する給付とするために、雇用保険法第四十九条の規定に基づく日額の自動スライド制を実施することにより、その引き上げを行うことにいたしましたと考えております。

○川本委員 雇用保険法第四十九条の規定による日額の改正で、民間の日雇い労働者の賃金に対応できるように給付水準が確保できますか。

○細野政府委員 雇用保険法第四十九条の規定によりまして日額の自動スライドを行いますと、新しい方の第一級が四千四百円、新しい第二級が二千七百円、新第三級は千七百七十円というふうになりました。それと五二％の引き上げになるわけでございます。この結果、民間の日雇い労働者を

含めたほとんどの被保険者につきまして、その賃金水準に対応した給付を確保することができるようになります。このように考えております。

○川本委員 そうすると従来の第一級が二千七百円、第二級が千七百七十円、第三級が千六百十円だったと思うのですが、このうちの三級を切り捨て、新しい第一級として四千四百円というのを設定して、従来の第一級が二級、従来の二級が三級、こういう形に変えよう、こういうことで間違いございませんか。

○細野政府委員 先生がいまおっしゃったとおりでございます。

○川本委員 民間の日雇い労働者の賃金実態に対応するためには早速に実施をすべきだと思っております。これはいつ実施するつもりですか、大臣にお答えをいただきたいと思うわけです。

○藤井国務大臣 御指摘のように、できるだけ早く実施を要するという事情を踏まえまして、近く中央職業安定審議会に諮問いたしまして、新年度から実施することにした。このように考えております。

○川本委員 新年度からとおっしゃいますと、この四月一日から実施をされる、こういうことになるわけだと思っておりますが、その点もう一度念を押しておきたいと思う。四月から実施いたしますと失業保険の証紙は上がりまして、その失業保険の証紙を四月に貼付いたしますと、給付の方は五月からしかふえないのじゃないか、こういうふうには私に思っておりますけれども、四月に実施しても給付を受けるのは五月から、こういうふうな理解をして間違いないですか。

○細野政府委員 ただいま、お話しございましたように徴収の方は四月一日から、給付の方は五月一日から、こういうことになります。

○川本委員 いよいよ局長の答弁では、新しい第一級は二千七百円に対して五二％ふやして四千四百円になる。保険料の方は従来一日六十三円だったと思う。今度の新しい保険料の証紙は第一級で一日幾らになりますか。

○細野政府委員 保険料につきましても同じやり方でアップをいたしまして、比率も全く同じになります。したがって、お尋ねの新しい第一級の方は九十六円になるわけでございます。

○川本委員 私も昨年も当時申し上げてまいりました。これによって自動スライドをしていくわけですが、これによって自動スライドをしていくわけですが、その基本となる雇用保険法のいわゆる基本手当の自動スライドと同時に、基本手当の基準の範囲内において行われるべきではないか、と私は考えておるわけです。現在のやり方ですと、去年、基本手当の方は自動スライドで上がりました。そして約一年ずれて今年、日雇い給付の日額がふえる。こういうことでは現在、労働の二重構造ということがよく言われますけれども、常用労働者と日雇い労働者の間に差別があると言われている。だから本来考えなければいかぬことは、雇用保険法の基本手当の基準が変わるときには、同じように日額の方も変わる、こういうふうにしていかねばならないと考えておるわけですが、その点について局長から答えをいただきたいと思うわけです。

○細野政府委員 お話ございましたように、自動スライドの考え方自体は、御指摘のように被保険者の賃金水準の変動に対応するというものである。これは全く変わりがないわけでございます。しかし、日雇い労働者被保険者につきましては、雇用形態や職種や賃金の支払い系統と、いろいろ異なる面がございまして、必ずしも一般の被保険者の賃金水準の変動とは同じでないという側面がございまして、必ずしも同一基準によることが適当であるとは言いかねると考えております。したがって、同様な趣旨で、自動スライドの実施月につきましても一般の場合と同じにすることに困難な面があると考えているわけでございます。

○川本委員 いまお答えをいただきましたけれども、私はこれは差別だと思ふ。だから近い将来、これに対して一応同時に基準も変更する、実施も

同じにやる、こういう体制ができれば、本当に労働の二重構造といえますか、こういうものをなくして失業の不安をなくしていく、近代化していくことはできないのじゃないかと私は思いますので、その点について大臣、ひとつ前向きに取り組んでいただきますよう要望いたしておきたいと思うわけです。

それからもう一つ、最近の雇用情勢にはまことに厳しいものがあることは、いまさら申し上げるまでもないと思ふ。御承知のように、私はこの前も主張してきたのですけれども現在、失業者が町に満ちあふれておる、百万人を越す失業者がおりと言われている。その失業者というものは統計上、調査する時点で一週間のうちでたとえ一時間でも二時間でも働いたら失業者じゃないとよく言われているわけですが、ところが日雇い労働者の場合は、仕事があつたら減つてまいります。仕事が減つてまいりますと、いままで月に二十日働いておつた人が十七日になり十五日になり、そして十日になつて、もう生活保護費ですすめられ、これは失業者ではないわけなんです。そういう惨めな状態で、いま日雇い労働者の生活の実態は、こういう深刻な不況の中で非常に苦しんでおるわけです。

そういう観点から見ますと、日雇い労働者のいわゆる認定に必要な労働の日数は一月に十四日、二月に二十八日なければならぬ。それだけ手帳に証紙として貼付されていなければ資格がない、こういうことになっておるわけですが、これはもう現在の雇用・失業情勢の実態に合致しないのではないかと私は思ふわけです。私は昨年

も申し上げたのですけれども、この十四枚を少なくとも十二枚、二月で二十四枚程度にしなければ、日雇い労働者がせっかく制度に加入しながら労働する日数が足りない。それとこへ行ってもいいというわけじゃないのです。事業主が登録された事業所なければいけません。そこへ行って働く日が一月に十二日、これはもうぎり

ぎりの線だと私は思うわけです。だから早急にこの制度を改善して、一月十二日、二月二十四日の証紙で失業保険日雇い給付が受けられるようにすべきではないかと私は思うわけですけれども、この点について再度お答えをいただきたいと思う。

○細野政府委員 まず、最初にお尋ねがございました自動スライドにつきまして一般と合わせるべきじゃないか、こういう点につきましては、先ほど申しましたように、いろいろ非常にむずかしい問題がございますが、なお今後の研究課題にさせていただきますと考えるわけでございます。

それから、後の方で御指摘のございました二月二十八日という要件が厳し過ぎないかという問題でございますが、被保険者であります日雇い労働者の就労実態を私ども調査をしてみますと、毎月における就労日数がおおむね十八日前後でございます。したがって、そういう状況から見ると厳しいとは考えられないのではなからうか。それからまた一方、財政面から見ても、日雇い労働者の保険関係は恒常的に大幅赤字でございます。これ以上緩和することは、また財政的にも非常に困難な事情にあるという点につきましても、ひとつ御理解をいただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

○川本委員 日雇い労働者の就労実態の問題につきましても、いま平均で十八日だというお話で、それがいつごろの御調査か私にはわからないのですけれども、現実には私どもの奈良県で、日雇い給付の特例給付ですけれども適用を受けております林業労働者の実態を申し上げますと、木材の需要が減っておりますために木材の伐採量が年々減少を続けております。

〔委員長退席、越智（伊）委員長代理着席〕昭和四十七、八年をピークにして年々木材の伐採量が減つてまいりましたために、山林労働者の働く日数も、それに応じてだんだん減少してまいりました。極端な例を言いますと、吉野郡の川上村という一番のモデル地域と言われる山村地帯ですけれども、この辺へ行きますと従来の木材の伐採量が三分の一にも減つておる。そうなりますと労働者の就労日数は、冬は、山は雪で十二月から三月までは仕事ができないわけです。だから残りの大体八ヶ月程度働いてくれるけれども、一月二十日程度であったのが、あるいは十五日になりあるいはそれが現在では十日になりというような、実際としてはもう生活保護費すれすれの実情に迫り込まれておるといふ事実があるわけです。だから私は、一方で平均十八日もわかりませんが、私どもの奈良県で日雇いの特例給付を受けている林業労働者等の実態から見ても、やはり二月二十八日というように改正すべきではないかというところを申し上げておるわけですので、この点も一度検討していただくように強く要望申し上げますとおきたいと思う。

それから財政的なことも、いまおっしゃいましたけれども、私は、日雇い給付というものは最初から財政的な問題が当然ついて回る問題だと思ふ。保険というものは、いわゆる財政の悪いところと財政のいいところを大きくブールすることによって財政の均衡が保たれればいい制度なのですから、その中の一部分の日雇いの給付の部分だけ取り出して財政的にどうだこうだという議論は、私としてはこれはお受けすることができないと思ふ。だから財政的な見地から云々ということについては、今後そういう立場ではなしに、労働者の生活をどうして守るのかという立場から考えていただきますように、これもまた強く意見として申し上げておきたいと思うわけです。

それで私は、さらに二、三点御質問申し上げたいわけですが、去る二月二十日に永大産業が会社更生法の申請をするという事態が起こりました。すでに新聞等でも報ぜられておりますので、いまさら、ここで申し上げる必要もないと思うのですが、永大産業は、関係会社を合わせますと従業員数は四千二百五十名だといふ説もございますし、あるいは関連会社等も全部を含めると七千人を超えるのだといふ説もあるわけです。私は、この永大産業の関係会社全部を含めて、やはり雇用の問題について大きな問題となりつつあると思うのですが、労働省としては、この問題に対して、どのように対処しようとしておるのか、まずお聞きをいたしたいと思う。

○細野政府委員 お答えいたします。永大産業の倒産にしましては、去る二十日に同社の責任者を招致しまして、同社及び関係企業の労働者の雇用の影響等につきまして事情聴取をいたしておるわけでございます。その際に、従業員の雇用の安定と労働条件の確保について指導いたしましたところでございます。

今後どうするかということでございますが、今後とも本省及び現地機関におきまして、関連の下請企業も含めまして、雇用の安定に配慮するよう努めてまいりたい。同時に雇用安定資金制度の活用等によりまして、雇用の安定に配慮するよう指導に遺憾のないように努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、具体的にとりました措置としては、まず関連下請企業にしまして、関係行政機関と連携をとりつつ、労働者に雇用不安が生じないように必要な相談指導を行う、これはもちろんでございますが、さらに、永大産業を雇用安定資金制度に基づく大型倒産事業主ということに指定をいたしました。したがって、下請関係につきましても安定資金制度の活用をできるように配慮をいたしておるわけでございます。

○川本委員 通産省お見えただいておると思うのですが、たしか二月二十一日ですか二日、翌日か翌々日の新聞を見ますと、実は今度国会に、いまのこの第八十四国会に政府が提出をすべく予定をし、閣議でも決定されております特定不況産業安定臨時措置法、この法律の適用について、当初この法案を閣議決定する当時は、いわゆるその適用事業として、一つは平電炉業界、二番目にはアルミ製錬業、あるいは三番目には合成繊維製造業、四番目にいわゆる造船業、船舶製造業、こういうようなものを予定しておったけれども、永大

産業が倒産したからということで急遽、政府、通産省は、合板業界あるいは糖業等をこの法律の適用業種にする、こういうふうに踏み切った、こういうことが報ぜられておったわけですけれども、この点について、あるいはこれは農林省になるのかもわかりませんが、まず通産省から、これをお聞きしたいと思ひます。

○南学説明員 御指摘のように政府といたしましては、去る二月二十一日、特定不況産業安定臨時措置法案を国会に提出したところでございます。その特定不況産業の業種指定につきましては、平電炉、アルミ製錬、合板、船舶、これが法律上明記されておりました、その他の業種につきましては主務大臣が政令で定めるところになつております。この政令でどういふ業種を定めるかにつきましても要件が法案に書かれております。設備過剰の状況が長期間見込まれる、あるいは相当部分の経営の著しい不安定が長期間継続するおそれがあるとかいふような要件が掲げられておりますが、この要件に合致するかどうか、これは合板あるいは糖業であれば農林省において判断し、政令指定をするかどうかを考え、検討されることと考えております。

○輪湖説明員 お答えします。合板製造業につきましては典型的な構造不況業種の一つということになっておりますけれども、現在その構造改善につきましても、国の助成のもとに日本合板工業組合連合会において構造改善基金を設けまして、過剰設備の買い上げを行うこととしておるわけでございます。これに加えて、現在の国会に提出されてございます特定不況産業安定臨時措置法が成立いたしました場合には、その適用も受けまして、さらに円滑な構造改善の実施に努めてまいりたいと考えております。

○川本委員 通産省にお聞きしたいのですが、この法案の中には、いわゆる労働者の意見を反映することができるといふ問題点が私はあると思うのです。そこで先般、私も予算委員会等の質疑を聞いておりますと、通産大臣は、この

法案ができた後には、いわゆる産業構造審議会というものが設置されるのだ、その産業構造審議会の中に労働者の代表も入っていただいて意見を述べてもらうのだ、こういうようなことを御答弁されておたうに私は思う。

しかし、いままで合板等の問題についていろいろ意見があります。これについては後ほど林野庁の方に申し上げようと思っておりますけれども、合板が果たして設備廃棄をしなければならぬというふうな不況業種なのかどうかということについては、これは今後の住宅建設の見通しあるいは需要の見通し等とも関連ありますけれども、決して設備廃棄をしなければならぬほどの業界ではないと私は平素から思っております。

しかし、そういう従来の不況カルテルあるいは休業カルテル、こういう過程で、そこで働く労働者の意見が少しも反映されていないわけでありまして、こういう産業構造審議会といつても、労働者の代表をそこへ入れればよいというのではおかしいので、少なくとも関係する業界の全国レベルの労働組合の代表の意見を事前に聞かなければ設備廃棄はできないというように法律の中に明記すべきではないか、私はこのように私の意見として持っておりますわけなんです。この点について通産省はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○南学説明員 主務大臣が今回の法案で設備の処理等に関する安定基本計画を策定したり、あるいは共同行為の指示をするような場合、これは御指摘のように広く各界の意見を聞いて慎重を期する必要があると考へますので、法案では関係審議会の意見を聞いて対処していくということになっております。その際、当省といたしましては雇用面にも十分留意する必要があると考へておりますので、関係審議会の委員の選任あるいは運営等に当たりまして、全国レベルの労働組合の意向が十分反映されるよう配慮していきたい、このように考へておる次第でございます。

○川本委員 通産省に、もう一度お聞きしたいの

ですが、全国レベルの労働組合の意見が反映されるという点も、これはやはり私の言っていることとは違うと思う。全国レベルの労働組合といつても、たとえて言えば総評、同盟、新産別、中立労連、こういうようなものも、これもやはり全国レベルの労働組合です。しかし、私の言うのは、たとえて言いますと、先ほど来このなにもありません。したがって、平電炉の全国レベルの労働組合、アルミ製錬の全国レベルの労働組合、あるいは合成繊維の全国レベルの労働組合、あるいは造船、船舶製造の全国レベルの労働組合、あるいは造船、船舶製造の全国レベルの労働組合、そういう直接、設備廃棄によって雇用の問題に深刻な影響のある全国レベルの労働組合の代表でなければ、本当の労働者の意見を聞いたことにならないのではないか、協議したことになるのではないか、私はこう思っております。その点についてどう考へておられるのか、もう一度明確な御答弁をいただきたい。

○南学説明員 御指摘のように関係労働組合、平電炉であれば平電炉の組合というふうな代表から設備処理等についてのいろいろな意見を伺うということは非常に重要なことであるかと思ひますので、そのような方向で関係労働組合の代表者の意向が十分反映されるように配慮していきたい、このように考へております。

○川本委員 そこで私は林野庁にお聞きをしたいのですけれども、合板製造業につきましては、すでに昭和四十九年以来全国的に工場や企業の倒産あるいは休業が相次いでおります。もう今日まで、たしか五十を超える企業、工場が休業をしておるのじゃなからうかと思ひます。そういう立場から見ると、四十八年のピークにおける生産から見ると、もう生産量というのは大きくダウンをしております。さらに現在一二％設備過剰だといひますけれども、国の住宅政策その他の状況から見ても、昭和五十五年になれば、現行の設備が一〇〇％フル稼働をしても追いつかない程度の需要になってくるのではないかと、この前からの私の主張なんです。だから現在そういう、も

う二、三年先にすぐフル稼働になるという見通しがある状態の中で、今日、設備の廃棄を法律によって強行しようというのには私は全く解しかねるわけです。この点について林野庁はどのように考へておられるのか、もう一度林野庁の御意見をお聞きしたいと思います。

○輪湖説明員 普通合板製造業の設備につきましては、現在約二十四億六千万平方メートルの能力を持っておりますものと私どもは見ております。これに對しまして需要の方は約十七億八千万平方メートル程度でございます。三〇％程度のギャップがございます。したがって、今後の合板需要の伸びも期待されるわけでございますけれども、五十五年段階で一二％の設備廃棄をいたしましたし、需要に生産能力が追いつかないという事態にはならないというふうに私どもは見ておる次第でございます。

○川本委員 きのう、きょうぐらいの新聞を見ますと、いま一番需要の多いものは、いわゆるコンクリート型枠用の十二ミリの合板ですね。この合板の値段がもう急ピッチでいま上がっております。この急ピッチで十二ミリの厚の普通合板の値段が上がるということは、もうやはり供給量が需要量に追いつかないから、これは上がるということになるので、先般の政府の公共投資、これに関連して生コンも、従来八千円前後であったのが一万二千円ぐらいに上がっております。三〇％ぐらい上がっております。それと同じに、その型枠材の合板の価格も上がっております。こういう状況をどう見ておられるのか、この点についても一度お聞きしたいと思います。

○輪湖説明員 お答えいたします。特に厚物十二ミリの構造用合板につきましては、先週はかなり値戻しをしておるわけでございますが、なぜ、その値が戻ってきたかということにつきましては、永大の倒産関連で、永大が六％の合板のシェアを持っておりますので、そういうことが響いて、まあ思惑で流通段階でそれを買おうということでは上がったんだらうと思っております。

す。したがって、なお公共事業の需要の推移とか、そういうものを見なければいけませんので、いまの価格動向につきましては、もうしばらく、その動向を見守っていききたいと思ひますけれども、先週その値動きにつきましては永大関連ということでは動いたというふうに私どもは考へておる次第でございます。

○川本委員 私が聞いておる範囲内では、これは私が聞いておるぐらいですから金融筋とか業界の方は私より早く聞いておると思うので、永大の会社更生法申請というものは、ほかの場合と違って非常に早い段階でなされておる。だから財政的な面もそこを踏まえていい。さらには会計処理については全部銀行で処理をしてきておるので不明なところは少しもないというふうな形で、恐らく更生決定というのは普通三カ月も六カ月もかかるところでも永大の場合は二カ月ぐらいで更生決定がなされるんじゃないか、こういうふうなことも言われており、そういうことが先ほど労働省のお話のように、永大の会社更生法の申請が余り大きく雇用問題に響くとは考へていないという裏づけになって、先ほどの御答弁が出たものと私は思ひます。先ほどの御答弁が出たもので、いま永大が倒産し会社更生法の申請をしたというだけで直ちに合板業界全体をこの新しい法律の適用にして、そして設備廃棄に踏み切るといふことは、余りにも拙速であり早計ではなからうかと思ひます。

先ほど、合板の値段が上がったのは永大関連だというお話ですが、そういう観点から見た場合でも、少なくとも今後あるいは一年、二年不況カルテルを続ける中で業界の推移を見定めて、その上で決定しても差しつかえないんじゃないかと私は思ひます。ところが昨年、林野庁の長官は、不況カルテルというものはもうことしの三月、この五十三年の三月が最後だ、こういうことを言われたと思うのですが、私はこの際、不況カルテルをさらに一年なり延長して、その推移をよく見定めるといふ慎重な態度であつてもいいと思ひます。

うわけですけれども、それについてもう一度、御答弁いただきたいと思ひます。

○輪湖説明員 普通合板製造業の業界につきましては過去三年間ほとんど、特に昨年につきましては九月を除きまして連続的に、カルテルないしは大命令によりまして生産調整命令をかけておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように稼働率も非常に低いわけでございます。まして、収益性からいきまして大部分の企業がマイナスというわけでございまして、体力が非常に疲弊しておるわけでございます。そういう中でカルテルのみによりまして、そういう調整をしていくということが大変にむずかしいなっております。したがって、私も判断したわけでございます。したがって、この際、業界の中で設備調整をして抜本的に対応したい、こういう機運がまとまりつつございしたものであります。そういうことを受けまして、そのような助成を考えたわけでございます。

なお現在、三月いっぱいまで続ける予定でございます。大臣命令によりまして生産調整事業につきましては、その継続方につきまして、なお今後の需要動向、価格動向、そういったものを見つつ、慎重に判断をさせていただきます。こういうふうに思っております。

○川本委員 私は最後に労働大臣に、もう一度お尋ねしたいわけですが。

先ほど来お聞きのように、通産省あるいは林野庁等の関係において、いわゆる特定不況産業安定臨時措置法ですか、この制定が今国会に提案され、進められようとしておるわけですが、その対象業種等について、特に合板等についてはいろいろな意見の分かれるところでありまして、さらに、この法律の中には、先ほど通産省からは、関係審議会に全国レベルの関係労働者の代表を入れて意見を聞くのだとおっしゃっておりますけれども、審議会で意見を述べても、それが少数意見になった場合には、やはり無視されるということもあるんじゃないだろうか。本来のあり方から言へば、やはり

雇用問題、失業者が出れば最後に全部、労働省がおしりをふいていくわけなんですから、だからやはり労働省が積極的にこの問題に関与をして、関係労働者の雇用を継続していく、失業者を出さない、こういう前提に立つて対処すべきではないか。そのために今日まで、この法案制定の過程で労働省はどのようにやってきたのか、このことについて労働大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 御指摘のごとく、このたび通産省から提案される予定の特定不況産業安定臨時措置法、この法案というのは、労働者の雇用に重大な影響があるというこの認識の上に、私は、これが法律案の成立過程において、去る十七日、通産大臣と会いまして、いろいろ協議をいたしました。そして合意を見ましたことは、事業主及び国及び都道府県は、失業の予防その他の雇用の安定について十分配慮する旨を条文に明記する、こういうこと、それから、産業の安定基本計画の策定及び共同行為の指示に当たっても、事前に労働省と十分協議をする。これをひっくり返して申しますと労働省と事前に十分協議する。こういったことで通産大臣と合意を見まして、法律案が現在作成をされておる、こういう状況でございます。

○川本委員 終わります。

○越智(伊)委員長代理 矢山有作君。

○矢山委員 時間がきわめて限られておりますので、私もできるだけ簡潔に伺いたいと思ひますから、御答弁の方も簡潔にひとつ要点をお答えいただきたいと思ひます。

最初に労働大臣にお伺いをいたします。現在、非常に倒産がふえ、また失業がふえておるわけでありまして、その原因は一体何であるというふうにお考えになっておりますか。これが第一点であります。

○藤井国務大臣 いま御質問のありました問題は相当広範な内容を持つておる問題でございます。まして、これを簡単に私の立場で御答弁申し上げるということは、なかなかむずかしいことではないか

と思ひますけれども、要するところ現在、日本の経済の置かれた内外の諸情勢の変化、強いて言へば産業構造の変化と申しましようか、そういったことが背景になって現在のような不況の問題、それが引き起こす雇用不安の問題、こういったことになっておる、このように認識するわけでございます。

○矢山委員 いろいろ原因はあると思ひます。が、先ほどお触れになりましたように、私は産業構造の変化というのが一つは大きな原因だろうと思ひます。失業、倒産の状況を見ますと、やはり現在、政府、大企業が進めておる機電一体化を軸とした産業構造の高度化、それから労働集約的な産業の韓国などへの移転が進む中で大企業の合理化、下請再編と見るべきではないかというふうには思つておるのです。たとえば例を挙げると申し上げますと、大手の印刷機のコンピュータ化によって中小企業の印刷機メーカーが競争力を失ひ、倒産が続出してあります。御存じのとおりであります。またカメラ業界にしても、大手メーカーがIC化に成功いたしました。その結果、工程の短縮あるいはコストダウンを図つた。このことが中小メーカーの倒産の多発、それに伴う失業の増大、こういうことになっている。これも実態を御存じだと思ひます。それからまた繊維を初め労働集約型の産業は、現在、日本の資本が低賃金の韓国などへ進出してありますが、そういうことから、こういう構造不況というものが起こつた、私はこういうふうにおもひます。要するに、産業構造の変化と一口に言つておられますが、それは産業構造の高度化を目指す合理化の中で、いわゆる倒産、失業が起こつておる、こういうことになるんではないか。そういう意味のことを大臣もおっしゃつたと思うのですが、そういうふうに理解してよろしいか。

○藤井国務大臣 御指摘の考え方におおむね私も一致しておると思ひますが、ただ一つ、このような状態をどう受けとめるかという受けとめ方について、これは当時の社会的背景と現在とは、やはり

り趣が違ひますけれども、いわば産業革命のように、これから日本の経済が進む道というものは非常に厳しい状況でございます。いろいろな総合的な施策の推進によって、経済の高度成長から安定成長への軌道修正をしなければならぬ大変困難な問題ではないかと思ひます。

○矢山委員 そうすると大体、私の言つたことを首肯されたわけでありまして、そうすると産業構造の高度化を目指すという政策の中で、中小企業の倒産が続出したり、あるいは失業が多発しておるということになれば、私はその責任はやはり政府なり大企業にあると思ひます。そうすると、政府はやはり進んで、そういう事態に至らぬように積極的な手を打つということがなくては、経済構造が変化しておるのだから仕方がないではないか、こういうことでは、その経済構造の変化の政策が推し進められる中で犠牲になっていく労働者なり中小企業者は、これはたまつたものではないということになる。

そこで、具体的に一体どういうふうなことを考へていったらいいのか。私は先ほど言つたように国の政治のあり方として、そういう産業構造が変化していく中で切り捨てられて倒産をしていく中小企業、失業者がないような方策というものを積極的に考へるべきではないか、こう思ひます。

○藤井国務大臣 先ほどもお話をいたしましたように、対応の仕方ということについて、私はやはり日本の経済の内外を取り巻く環境の変化という、これに対応して、そして、たとえば発展途上国の追い上げによって繊維関係あたり、なかなかむずかしくなつておりますけれども、やはりこういった企業の生き延びるためには、日本においては消費者のニーズに対応するような製品の高級化ということによって生き延びる。そのことに対応できないような企業は、これは方向転換をする。その企業に働く労働者の方々というのは、いわゆる職業訓練によって配置転換で新しく伸び行く産業の方に向かつてもらつて、こういう意味において、

いわば産業革命のような一つの時代が来ているんだから、ひとつみんなで総合的に施策を進めていくように持っていくかなければならぬ。私は、これは食いとめることのできない時代の流れである、このように思うわけでございまして、政府の政策が云々ということ、後ろ向きなことでない対応の仕方、われわれは積極的にこれからやっていくかなければならぬではないか、このように思うわけでございまして。

○矢山委員 後ろ向きでない前向きの政策がどんな展開をされて、そしてその中で業種転換ができて、そして失業者の救済ができていくというなら、これはもうぜひ、そうならなければならぬことだ。ところが、そういう産業構造の変化の中で中小企業が倒産をしていく、失業がふえていく、こういう状態の中にあっても、企業の側つまり経営者の側、あるいはまた労働者の側にしても、そういう状態の中で倒産をしたが、しかし何とかして立ち直ろう、企業を再建しようとして非常に努力しておる中小企業もあるわけですね。一体それに対してどうするかということなんです。

それはもう産業構造が変化していつていっているんだから、おまえさんたちのいまの状態はその変化についていけないのだから仕方ないんだというのでは、経営者にしても、あるいは労働者にしても、その企業を再建させようとして一生懸命になっておるのを、それでほっておいたんでは私はいけないと思う。そういうふうな企業側なりあるいは労働者の側が企業再建に努力しようとする熱意があった、それを実際にやろうとしておるなら、それに対するやはり第一次的には支援の体制、どういふ具体的な手当てをしたらいのだから。そのところ、ところが前段で出てこなければならぬと思うのですが、どうなんでしょう。

○藤井国務大臣 御指摘のことは私も全くそのとおりだと思っております。将来の展望というようにものを踏まえた答弁として簡単に申し上げましたから、言葉足らずの点がございしますが、その間を取り持つてスムーズにこの世の中の移り変

わりに対応するために労働政策、雇用政策としては、何よりも雇用安定資金制度という、これを積極的に活用し、また雇用保険制度の活用、同時にまた先般成立いたしました特定不況業種離職者臨時措置法、こういったものを活用して、そして職業訓練あるいは訓練手当、こういったものをやる。と同時に、今度は民間の企業の活力を太いに生かして、中高年齢層が特にこういうときはしわ寄せを受けますから、中高年齢者を雇い入れる事業主に対しては、また特別な助成をやっていく、こういったことも配慮せなければならず、同時にまた緊急避難的な対策としては、公共事業を今度は拡大をいたします。積極的な公共事業対策をやりますから、それには特に失業多発地帯は地域を指定いたしまして、指定地域には職業安定所の紹介するいわゆる単純失業者を四〇％は雇い入れなければならない。こういう制度もフルに活用して、総合的に現在の摩擦的な失業状況といえますが、そういうものは回避していかなければならぬ、このように思うわけでございまして。

○矢山委員 ちよっと私の質問の趣旨が、言い回しで私の責任で十分御理解いただけなかったんじゃないかと思うんですが、いまおっしゃった問題は倒産をして失業ができた後の話なんです。失業をした人に対して、そういう手厚い保護をやる、社会保障的な手を打っていく、あるいは職業転換ができるような手を打っていく。そういうことを積極的にやるということ、これはそれなりに私はいいことだと思ふし、やらなければならぬことだと思ふのです。

私が中心を置いてお聞きしたいのは、倒産をした企業を何とかして企業側なりあるいは労働者側が一生懸命になって再建をして、そこで職の安定を得ていく、こういう努力をしておる、それに對してどういふ姿勢で臨むのか。産業構造が高度化していつていっているんだから、おまえさんのところか再建したってだめなんだと言って切ってしまうのか。それとも、そういう企業努力をしておる、そうすれば再建の道が歩めるような支援というも

のを政府としてはとっていくべきじゃないか。それでもなおかつ倒産をして失業が出てくれば、その失業者に対しては、おっしゃったような現行の法律を最大限に活用するなり、あるいは新現行法をやって、その失業者を救済していく、これはもう当然のことです。ちよっと質問の焦点がお答えのとこらと違っているんですよ。

○藤井国務大臣 私が答えをしたことが少し言葉足らずで、私はおっしゃるようなことに対して雇用安定事業というのが活用されなければならぬ、このように思うわけでございまして、雇用安定事業については、すでに御案内だと思ひますけれども、景気変動等雇用調整事業と、それから事業転換等雇用調整事業という二種類があつて、それ倒産する前、企業が労働者を抱えて休業さす、それに対して手当を出す。また抱えている労働者が職業訓練を受ける、それに対して訓練手当をやる。こういうものもその施策がこれに含まれて、倒産に至らないで既存の企業において職業訓練して再配置をする。こういうふうなことが制度においても、すでに発足をしておるわけでありまして、そういう点を御説明申し上げたわけでございまして。

○矢山委員 だから大臣、私はそれはそれなりに結構だと言ふんです。それは大いにやっていただかなければならぬ。どうも私の質問の趣旨が御理解いただけないんじゃないかと思ふのですが、現在、経営困難に陥つた、倒産した、ところがやはり経営者の側なり労働者の側で、その企業を再建の見通しがある、だから再建させようとして努力しておる。その場合には、私はいまおっしゃったようなその手当ての前に、再建に対して支援をしようという方法が政府としてお考えになれないのかという意味のことを言っているんです。そういうようなのは、ほっぽらかしにしておくのか、こう言っているわけですか。

○藤井国務大臣 一度手を上げて、もうつぶれてしまった。しかし、それは時代がそうさせたのだから、一遍、政治は、これをめんどろを見るべき

ではないか、こういう御趣旨の御質問である。(矢山委員「再建の見通しがある場合です」と呼ぶ)再建の見通しがある場合におきまして、労使が具体的な計画を出して、そしてそれに対して、まず何よりも事業は金融面です、金融面がこれをバックアップする、こういうふうな体制を整えれば、おのずからまた道が開けてくる。こういう点については労働大臣の立場では一応手が切れたといひますか、そういうことにならざるを得ない、このように思うわけでございまして。

○矢山委員 私は労働大臣の立場ということ、承知して言つておりますが、しかし労働大臣といへども、国の政策決定には重要な役割を果たされるわけですから、したがって、労働大臣から労働問題だけを考へておればいいのだというわけにはいかないで、やはり企業再建をさせる、そのための手だてを、再建しようとする側が熱心に再建の意欲を持ち、またそれが可能性のあるということになれば、政府側の施策として、これを積極的に支援するといふことがあつていいのではないかと。そのことがいま重要な問題ではありませんか。なぜかといふと、いわゆる産業高度化政策といふものが進んでおるときであるからこそ重要である、その点を強調したかったわけでありまして。しかし、時間の関係もありますから、次に質問を移しますが、その点は今後の重要な課題として御検討いただかなければならぬと私は思ひます。

実は、最近破産宣告を受けたカメラ会社はベトリカカメラKというのがあるのです。これは五十二年の十月一日と十一日の二回にわたり不渡り手形を出しました。そして十月十一日だったと思ひますが、尾崎という弁護士の方を代理人として、会社の社長の方から会社整理手続開始決定の申し立てを東京地裁民事第八部に対して行つたわけでありまして。そして所要の手続を進めておるとき、突然、債権者の一部である東巧機器株式会社は五十八名による破産申し立てがありました。そして五十二年一月十三日破産宣告がなされました。これに対して総評の全金東京地方本部及び同ベ

リカメラ支部から抗告申し立てがなされ、また足立労働基準監督署に対して賃金不払いによる申告がなされておるのでありますが、今日までの経過と現状、あわせて、これに対する労働省側の御見解を承りたいと思います。

○北川政府委員 ベトリカメラの労働争議につきまして、現在まで私たちが把握しておるところを簡単に御説明を申し上げます。

いま先生御指摘のように、ベトリカメラは創業大正八年でございまして、本社工場を足立区、それから埼玉工場を杉戸に有しておりまして、破産当時約六百名の従業員を抱えております。労働組合は、いま先生御指摘のような総評全国金属労働組合東京地方本部ベトリカメラ支部、これが約百三十名と聞いておりますが、それ以外に管理職の人たちの組合及び埼玉工場関係の組合等があるようでございます。

主な経過としましては、先生の御指摘のように昨年の十月一日に約一億三千万の不渡りを出しました。それを契機に労使が今後の再建等につきまして話し合いました。十月の四日に労使協定を結んでおります。その要旨は、第一点としまして、労使双方とも再建に努力をする。しかしながら、もし経営が不能に陥ったときには、会社は工場施設を組合が利用して生産活動をすることを保障する。また退職金につきましては三倍支給をする。そういう債権確保のために、会社所有の動産、債権譲渡と不動産の所有権の移転、こういう内容の協定が結ばれておるところでございます。それを結びました同日、組合は茨城県の大洗町の会社所有地につきまして代位弁済ということで所有権の移転登記をしております。

なお十月十一日、これも先生御指摘のように、東京地裁に対して会社整理の申し立てを行いました。十一月十四日、そういう会社整理の申し立てが行われておると並行いたしまして、一部債権者から東京地裁に対して破産の申し立てを行っております。

十二月七日になりました、全金ベトリ支部労働

組合側は、東京地裁に対して、会社側を破申し立て人として、会社が長期間賃金を支払っていない、こういうようなことで、むしろ組合を敵視し、その破壊をねらっておるのだということで、不当労働行為の救済の申し立てを行っております。十二月十三日、東京地裁はこれに対して破産宣告を決定いたしております。同二十六日、二月九日、二月二十三日と、先ほど先生御指摘の松尾という破産管財人とベトリ支部との話し合いが行われましてけれども、労働協約の履行等をめぐりまして両者についてまだ意見が一致しておらない、こういうふう聞いております。

なお労働省といたしましては、こういう非常にむずかしい事態に会社が入っております。管財人といましては、聞きますところ、再建を含めて今後の事後処理について誠心誠意取り組みたいというような態度を表明しております。したがって、管財人と労働組合の間で十分お話し合いをされて、再建を含め、あるいは事後処理について両者が納得のいく結論が出るように期待をしておりますし、必要に応じては関係省庁と十分連絡をいたし、適切な指導をいたすと考えております。

○矢山委員 そこで通産省の方に、ちょっとお伺いしておきたいのですが、五十二年二月十六日、通産省に対して経営者及び組合から、ベトリカメラKKの窮状を訴えて支援を求めるといふようなことがあったようです。また会社の整理手続の開始決定の申し立て後に、これは五十二年十一月八日でありましたが、そのときにも通産省に対して組合からの何らかの要求といふものが出されておるようでありまして、この経緯を見ると、通産省は大体ベトリカメラの状況というのを把握しておったと思うのです。そこで、それに対してどういふような措置をとってこられたのか、そのことを承りたい。

○鈴木説明員 お答えいたします。先生御指摘のとおり、昨年の春及び秋にベトリカメラから、私どももいろいろなお申し入れをい

ただいております。その中の要点の一つは、カメラ業界におきまして安値競争、いわゆる過当競争防止について、当局として何らかの措置を講ずべきじゃないか。あるいはまた、こういう困った企業に対しては融資の拡充という点について努力せよというのがポイントだったと思います。

第一の過当競争につきましては、その要因と言われますものの一つは、やはり内需の低下でございまして、カメラ全体は、たとえば昨年一年間でございまして、二四%くらい生産額がふえているわけでありまして、内需はマイナス三%ということ、内需の低下自身が国内の安値競争の一つの要因になっている、かように思っています。しかし現在、輸出比率がすでに七割近くになっております。ベトリカメラの方も輸出比率が相当高うござい

問題は輸出につきまして適正な価格で売ってもらう、すなわち量よりも質の面でかせいでいただくような輸出をしていただきたい、これが重要なポイントだということで、昨年の夏以降、外国向けの輸出価格の是正につきまして最大限の努力をいたしました。現在カメラの輸出につきましては、輸出価格及び取引条件に関する協定を世界向けにやっておりますが、八月及びこの年末にかけては、ほぼ一割の価格の上昇のための協定改定を、指導により、やっていただいた、こういうことで輸出価格の改善ということで業界全体の改善を図っていただきたい、かように考えておるわけでございます。

第二の中小企業に対しまして融資制度、これにつきましては、昨年の秋でございまして、例の円高以降、中小企業は非常に輸出面で苦しい状況になったわけでございますが、そのための緊急融資制度を設定いたしました。それにカメラも指定させていただきました。今般、御審議をいただいで通させていただきます。円高騰連中小企業対策臨時措置法におきまして、カメラを対象業種に指定する等、いわば金融面でのいろいろな手だての制度を大幅に拡充するというところで努力をいた

しておるわけでございます。

○矢山委員 一般論でなしに、あなたが申し立てを受けたときに通産省として何かベトリカメラと、経営者も行ってやったのでしょから、話し合いをやって、要求といふか要請に対して積極的な具体的な指導をしたのかどうか。そのところが聞きたいのです。一般論を私は言っておるのじゃないので、時間をとりますから、要点をかつとつかまえて答弁してください。

○鈴木説明員 お答えいたします。個々の企業の活動につきまして、私ども直接的に入っていくということは非常にむずかしいでございます。いま申し上げましたようなマクロ的な対策を積極的に行うとしてもやりながら、その中でベトリカメラ自身の再建を大いに図っていただきたい、かような考え方で諸般の対策を進めたわけでございます。

○矢山委員 私も通産省に個々の企業に立ち入って云々といふことを要求しているんじゃないんですよ。そういう話が出てきたときには、先ほど私が指摘したように産業構造高度化の中で起こっている重要な問題、倒産の問題なんだから、したがって、それだけに国の政策として、そういう高度化を進めておるなら、そういう話が来たときには、その中小企業に対して積極的な相談に乗ってやる、そして何とか、つぶさないような手だてを考えてやるというのがあなたの方の仕事ではありませんか、こう言っているわけですか。そのことをよく考えてください。そうせぬと、日本の産業構造を高度化しさえすればいいんだ、あなたの方が、通産省が、あとは中小企業がつぶれようが失業者が飯が食えなくなるが、そんなことは知っちゃおらぬというの、きわめてけしからぬ話だ。そこを私を私は言っているというのを理解しておいてください。

次に進みますが、組合としては、会社の経営困難となった状態の中で全力を挙げて企業再建を目指し、経営者側とも話し合い、そして再建の約束

を取りつけ、そしてまた、その約束を信頼をし、会社整理手続を進めるのにも再建を目標に全面的に協力をしたわけでありました。そのことは先ほどの御答弁の中でも一部触れておられるところでもあります。そして、その整理のために五十二年の十月十一日、先ほど言いましたように整理開始の申し立てをし、同時に同日、商法の規定に基づいて債務弁済禁止、不動産の処分禁止、金員の借り入れ禁止の保全処分の申し立てをした。同裁判所、これは東京地方裁判所、民事では八部です。同裁判所は、同月十三日不動産の処分禁止の保全処分を決定した。

次いで、会社は同月十八日、草加市、草加勤労福祉会館において債権者約二百名の参集を得て、会社整理開始の申し立てをなすに至った経緯を説明し、さらに同月二十六日、同所において債権者百五十八名の出席のもとに会議を開き、一、昭和五十二年五月末日現在の貸借対照表及び損益計算書、二、同年九月末日現在の債権総括表、三、同年十月二十五日作成の生産計画表を提出し、会社の資産及び営業の概況並びに当面の生産、営業方針を報告した。

そして、会社は組合の協力を得て在庫品を処分し、当面の水道、ガス、電力、電話などの公共料金を支払って生産を継続する措置を講ずるとともに、十一月二十四日、債権額三万円以下の小口債権者の債権を弁済した。さらに同年十二月二十七日、三万円を超える五万円以下の債権者に対しては弁済がなされた。

次に、従来主たる取引先であったスイス国法人フィンカメラ・エス・エとの間に会社再建のための交渉を前記弁護士が会社代理人となつて進め、同年十一月二十一日にベトリカメラの再建に関する覚書を交換し、販路の確保及び生産の維持についての積極的協力について合意するとともに、その具体化のための基本協定が昭和五十三年一月六日締結された。そしてさらに取引基本契約書が作成される段階になっていた。

担当裁判所である東京地方裁判所民事第八部の指示と了解を得て、前記弁護士を通して、清水幹雄公認会計士に経理監査を、大河内一雄不動産鑑定士に不動産の評価鑑定を依頼した。

そして昭和五十三年一月六日にはすべての不動産鑑定報告書が作成された。また同月二十五日には経理監査報告書が作成される予定である。

組合は、会社が右申し立てをなした後、必要に応じ会社と企業再建のための協議をするにとともに、職場にとどまり生産業務に従事してきた。そして会社と組合は協議の上、近く整理計画案を立案し、債権者の同意を得べく鋭意努力していたところでありました。

そういう状態の中で、突然五十三年の一月十三日に破産の宣告がなされたということでありました。これはまさに私は経営者が労働者を裏切るものではないかと思う。経営者と労働者が、先ほど労働者からもおっしゃったように、私もいふ言つたように、何回かにわたつて話し合いをし、協定書までつくり、その協定書については公証人役場で認証まで得ておる。労働者の方は、再建に企業、経営者側は真剣に取り組んでおると思つて信頼し切つておるわけです。それをこういうことをやるというのは、まさに私は労働者の企業の側に対する信頼を逆手にとつた、きわめて卑劣なやり方だと思ふのですが、どうお感じになりますか、労働大臣。

○藤井国務大臣 いまお話を聞きまして、確かにいろいろな問題が会社側、経営者、使用者側にもありますが、ここに至りましたきょう今日、やはり関係者の話し合い、ないしは、もうすでに裁判所にかかつておるわけですから裁判所の判断、こういふものを踏まえて、労働者としてはできるだけの協力をいたさなければならぬ、このように思つておるわけでありました。

○矢山委員 だから私が前段に労働大臣にお尋ねしたのは、このことに関係があるからお尋ねしたわけですが、だから、経営者が一たん労働者側と約束をし協定まで結んで、労働者は再建を信じ切つて全面的に協力しているんですから、その期待を裏切つて突如と破産宣告の申し立てをやる。そして破産宣告をやらしてしまふというのは、私はきわめて残念だと思ふ。したがって、この問題については、先ほど御答弁の中にありましたように、今後全力を挙げて企業再建という方向に向つて努力をしていただきたいと思ふのです。しかも、先ほど言いましたままの経過の中で、企業再建の見通しというものを、整理申し立ての弁護士は確実につかんで進めておつたわけですから、このことをひとつ念頭に置いておいていただきたい。そして、つけ加えて私は一、二の事例を挙げながら経営者側の不当性というものをはっきり指摘しておきたいと思ふのです。これは時間の都合で一、二しか挙げませんが、一つはベトリカメラ株式会社は四十八年四月二十三日、同社黒羽工場、これは栃木県黒羽町にあります黒羽工場建設のため中小企業金融公庫から五千万円を借り入れ、これに手持ち資金四百四十二万円を加えて工場建設を行ひました。ところが、工場が完成するや、四十九年の六月一日その工場をベトリカメラ社長栗林敏夫氏の弟栗林庸夫氏を社長とする別会社黒羽光学株式会社に賃貸いたしました。なお、参考のために申し上げます、黒羽光学株式会社の設立は四十九年七月一日になっております。さらにその後、五十二年九月二十日には、その工場を三千五百万円で黒羽光学株式会社に売却しております。ところが、その登記は会社整理申し立て後の五十二年十月二十日にやつてゐる。こういう事例が一つあります。

それからもう一つは、会社整理の申し立てをなされた。これは五十二年十月十一日です。その手続を進めつつ、会社再建の有力な手がかりとして、従来主たる取引先であったスイス国法人フィンカメラ・エス・エとの間で会社再建のための交渉を会社代理人として尾崎弁護士が進め、五十二年十一月二十一日、ベトリカメラ再建に関する覚書を交換し、その具体化のための基本協定が五十三年一月六日締結され、さらに取引基本契約書が作成

される段階になっておつたということは、さきに述べたところでありました。ところが、こうした手続が進んでいるとき経営者側は、五十二年十二月五日、フィンカメラ・エス・エにブランド譲渡の届け出をやつております。そして五十三年一月六日、これは基本協定が締結された日であります。ブランド譲渡の契約を経営者とフィンカメラ・エス・エの間で締結しております。そして五十三年一月十九日、破産宣告後ですが、ブランド譲渡の登録がなされております。

この一、二の例を見ると、まさに経営者側が企業を再建するのだと言つて労働者をだまぐらかして、そして除で自分の資産はできるだけ保全をしていこう、こういう卑劣な手段をとる。そして、自分の持つておるブランドを売り渡してしまふ。しかも、このブランドは先ほど言いましたように、代理人である尾崎弁護士が会社再建のかねめとして交渉中のものではしょう。そういうことをやつておるわけです。これはただ単にこのベトリカメラ経営者だけの問題でなしに、こういうえげつないことをやるのは何かいろいろな問題が絡み合つておるのじゃないかということをお考え願ふのです。

したがって私は、何としてもこの実態はあなたの方の手で解明をして、労働者の企業再建の意欲というものを尊重して、その方向に向けて全力を挙げてください。これは労働者としてもやつていただきたいし、きょう、せっかく通産省が来ておるのだから、通産省は申し立てがあつた時点で具体的な、積極的な相談に乗つて知恵をかすということをやつていないのだから、その責任上もこの事態を徹底的に調査して、いままお労働者側は、経営者と相談しながら会社を再建したいと言つてゐる。ところが、経営者の方がずつこけてしまつて、どこへ行つたかわからぬのだから、こんなばかな話はないので、通産省も、この問題については積極的に取り組んでもらいたい、こう思うのですが、労働大臣なり通産省の方の御意見を聞きたいと思ひます。

○藤井国務大臣 お話を承りまして、確かに常識

では判断できないような、非常に理解しにくい今度の事件といえますか会社側の倒産。一応たてまえから言いますと、破産は債権者が申請する、宣告は裁判所が宣告する、こういうことになって、そこまで事が進んでおるわけでございますけれども、使用者側が即債権者側ということにもなりませんから非常に無責任な対応の仕方になっておる、そういう面から言いますと、われわれ労働省としては労働者の雇用安定、生活の確保、こういう面からいっても、まことに遺憾千万な事柄のように思いますけれども、ここでも事が進んでおるわけですから、通産省とよく連絡をとって、そしてわれわれの立場でできる範囲の協力について努力をいたしたい、このように考えます。

○鈴木説明員 労働大臣と同意見でございます。私も誠意を持って調査いたします。

○矢山委員 じゃ、これでやめますが、私もいまの労働大臣の積極的な御発言を信頼いたします。ぜひともこの事態をお調べの上で、この不況のさなかに職を失ってしまった、社会保障のどんな手厚いことをやられても、これは限りのある問題なので、できるなら会社を再建させて、そこで働くというところが何となく労働者の最大の望みですから、その点をよくお考えいただいて、再建のために、それぞれ関係省庁と連絡をとって、ぜひ努力していただきたいと思ひます。法律的にいゝろいろな問題もありましようが、その点を検討し、克服しながらやっていただきたい。

きょうは時間の関係で一応問題提起という状態になったかもしませんが、今後とも私も、この会社の再建問題については、さらに調査を進めながら皆さんの御協力を得て、必要なときには随時また皆さんの御見解を伺わせていただきたい、このように考えておりますので、きょうはこれで終わらせていただきます。

○越智(伊)委員長代理 田口一男君。

○田口委員 きょうは二つほど質問をしたいのですが、まず第一に、最前からそれぞれの立場で御質問のあった雇用問題なんですが、まず雇用対

策の総論として確かめておきたいのですけれども、今日の不況、それによつてもたらされる雇用不安そして離職者の状態、こういったものをどう見ておるかという事です。

そこで、先ほど矢山委員の御質問に対する大臣の答弁もあつたのですが、いまの不況は単なる景気循環的な不況ではない。産業構造の変化によつて相当長期にわたるであろうという見方、一つはそういうふうな解釈をしておるのですが、それが間違いないかどうか第一点。

同時に、そういう観点に立つて、先ほどもお話をありましたように、通産省が今度提案しております特定不況産業安定臨時措置法、この立法の趣旨も、いま言った産業構造の変化に基づいて過剰設備を廃棄したり凍結したり、そうすれば長期にわたるそういう問題がある程度解決するであろう、こういうのもくろみのものと、この臨時措置法を立法したのか。そこで、いまの問題に関連して通産省にお伺いをしたいのですけれども、平電炉であるとかアルミであるとか繊維であるとか造船、いろいろ言つておりますけれども、いま特定不況産業に特定する産業から、設備の廃棄や格納などによつて一体どれほどの失業者が出るだろうと見ておるか、それが二つ目。

さらに三つ目の問題なんですけれども、いま毎月毎月百万以上の完全失業者が統計に出ておりますけれども、この失業者の中身を見た場合に、一口に中高年が多いと言つておるけれども、ただそれだけなのか。さらに最近の雇用の異動、あるところを離職をして幸いどこかに就職をした、こういう労働力の異動というのは、どういった傾向を持っておるか。そういう点について、これは労働省にお聞きをしたいと思ひます。

○南学説明員 第二に御指摘になりました、いわゆる構造不況業種から、どの程度の離職者が出るであろうかという点についてお答えさせていただきますが、私も、低迷を続ける生産動向、低水準の稼働率等から判断しますと、一般的には現在かなりの企業において過剰雇用感というのがある

るの事実であるかと思ひます。ただ各業種、各企業がどの程度、具体的に過剰雇用を有しているかという点になりますと、過剰雇用感というのは、そのときどきの業況によつて変化するものでございまして、また各企業が相当長期にわたる生産見通し等に基づいて判断していく筋合いのものでございまして、どの程度、過剰雇用を持ち、これを離職させるかというのは、正確に把握することはきわめて困難な情勢にあります。また、ある程度そういう過剰雇用感がある場合にも、日本的な労使慣行のもとでは、解雇というのとは労使間における最後のぎりぎりの問題でございまして、多くの企業の場合は関連事業部門への配置転換であるとか、あるいは関連会社への出向等の各企業のいろいろな実態に応じて対応をいたしますので、それが直ちに離職に結びつくというふうなこともないかと存じております。

○細野政府委員 労働異動についてのお尋ねでございますが、手元に正確な資料を持っておりませんが、記憶で大ざっぱな数字を申し上げてお縮でございますが、年間に二百七、八十万人の流入と流出というのが五十一年の年間の雇用の動向だったというふうに記憶いたしております。五十二年は上期まで出ておりました、そのいづれの数字も対前年に比較してみまして、景気のいいときに比べて若干減つておりますけれども、そう大きな落ち込みではないというふうに記憶いたしております。

○田口委員 そういたしますと、通産省で考えておるのはちょっと甘いと思ひます。確かに、確かに業種の関係によつて一体何万何千何百何十何人の離職者が出るだろうというのを、いまここで答えろというのでは私も言いません。それは不可能だと思ひます。しかし、通産省が出しておるいろいろな資料を見ますと、たとえば平電炉、これは五十二年九月の通商産業省の「構造不況業種の現状及び対策について」というプリントの「現状と問題点」にあるのですが、平電炉を例にとつてみますと、下請を含んだ労働者が五十二年九月

には約四万人おつた。

〔越智(伊)委員長代理退席、羽生田委員長代理着席〕

しかし、現在の生産能力とそこから推計される過剰能力というのを見ると、五十一年度の生産能力が二千四百四十万トン、うち過剰能力が七百万トン、五十五年度では平電炉で三百三十万トンが過剰である、こういった数字が出ておりますから、単純に計算すると、四万人の下請を含む労働者の約三割見当は余るということになるわけですが、ね、単純な算術計算をしますと。この調子でアルミ、段ボール原紙、こういったいわゆる構造不況業種から吐き出される労働者は相当出てくるものと予想をしなければならぬのではないかと。

さらに、そういったところから出される労働者の実態というものは、いま職安局長のお話にありましたように、多少の高低はあるでしょうけれども、いままで労働省が出した各種統計資料、それから総理府の労働力調査なんかを見ますと、こういうことが言えるんじゃないかと思ひます。まず出される者は中高年齢者が多い。それから、それがすぐに失業状態になるんじゃないかと、しばらく雇用保険なんかももらつておるながら次の職を見つけない場合、総理府統計局の労働力調査によりますと、臨時日雇いといったいわゆる不安定雇用の方に移つていく。それから御・小売であるとか金融・保険、不動産であるとかサービス業といったいわゆる第三次産業の方に移つていく。さらに規模別で見ますと、事業所統計によりますと、これまた四十九人未満のいわゆる中小企業の方にどんどん移つていって大企業の方に吸収がなない、こういうことが言えるわけですね。

ですから総括をすれば、いま言った不況産業の安定臨時措置法によつて、何人かは知らないけれども離職者が出るだろう。その離職者には中高年齢者が多いであろうし、その後の行き先は完全失業者になるか、または中小企業へ行つたり臨時日雇いといった不安定雇用の方にたまっていく、こう

いうことが現状から言えると思うのです。そうなるべくと、その点については労働省もそれから通産省も、ある程度の離職者はやむを得ないだろうという見地に立つならば、当然に、そういった余った労働力を安定した雇用の状態で最終的にどこで吸収するか、このところが雇用対策を立てるの一番重要になってくると思うのです。その日暮しの日備取り、こういったところで、ともかく失業状態が統計に出てこなければいんだというのではなくて、安定した雇用の状態に最終的に吸収をするというのが、労働省の、そしてまた産業政策の一番の中心にならなければならぬのじゃないか、こう思うのですけれども、そういう点については、現行の法体制の中で労働省がいままで打ち出しておる雇用安定資金なり、また昨年暮れの議員立法による離職者対策法、こういったものも通りましたけれども、いかなせん、当面何とか食っていけばいいんだ、一月のうちで一週間なり二週間なり何とか職にありつけなければいんだという状態に甘んじておるんじゃないかという気がするのです。大臣、その辺どう思いますか。

業者になるか、あるいは日雇い、臨時といった不安定雇用についていることではないか、そういうお話でございました。全体としてのそういう傾向自体を、もちろん否定するわけではございません。先ほどお話のごさいますた不安定雇用のところがふえていて、これは確かにおっしゃるとおりなのです。ただし、一方におきまして女子の非労働力が労働力化しているというのと同じ統計から出てきているわけですね。女子の非労働力の労働力化がどこへいっているかというの、これもストリートに見える統計がないのですけれども、ほぼ人間的に見合っているのを見ますと、非労働力の女子の労働力の女子の労働力化というところが、臨時、日雇い、特にパートのところにふえている部分と、ほぼ結びついているというふうな状況から見ますと、先ほどの先生のお話のようにストリートに離職した人が臨時、日雇いについているとは必ずしも言い切れない面があって、そういう面もございまして、けれども、むしろ臨時、日雇いがふえているのは、女子の非労働力の労働力化の人たちが、その部分へ進出しているのじゃないか、こういふふうな考えられる面の方が強いんじゃないかというふうな思っているわけでございます。

改正も現在、準備を急いでおるわけでございます。いま申しましたような方向に向かって特に中高年齢層の雇用の安定を図っていく。また同時に、当面の迎え水としては、このような中高年齢者を雇い入れる事業主に対しては特別の助成をして、それらの事業主の協力も仰いで雇用の安定を図る、このように考えておるわけでございます。

○田口委員 いまの大臣のお話で、私もそうなければならぬと思うのですが、安定した雇用ということが一番望ましいわけですね。それは異論がない。ところが、いままでは、なかなかそれが見つからぬ。

そこで、通産省にお伺いしたいのですが、そういう構想があるのかどうか。これはちょっと古いのですが石油ショック以降に産業構造審議会報告の「産業構造の長期ビジョン」これを通産省は出しているのですね。これを見ますと、これからのニーズに対応した産業としていろいろ六つ七つ挙げております。その金額的な面も計算しておるのですが、たとえば、いま大臣のお話になったような医療なり福祉なりということに関連を健康維持という、昭和六十年のニーズ別、産業別生産額を見ると、昭和四十五年価格で四十九兆七千七百億もの生産額が出る。大変な金額ですね。そういうビッグビジョンだけではなくて、それを実際に移していくような政策というものをあわせ出さないことには、ただ不況だからその不況産業の安定を図るために設備の廃棄をすればいいんだというだけでは片手落ちになるのではないのか。

また、労働省の側にはこれは注文をつけたのですけれども、いざれ職業訓練法の改正のときにも申し上げたいと思っております。今日まで昭和二十年代、三十年代、四十年代を振り返ってみると、この訓練法なり雇用保険法の改正、さらに新しい立法、こういうものは一口に言くと、こちらの水は甘いぞという誘導政策をとっておったと思うのです。農業から第二次産業に移した。住宅建ててやるからこちらにきなさいとか、それから、いつまでも雇用保険をもらってあったら、もう締めつけるぞと言って窓口で規制を強めて、どんどん特定の産業に就職をさせた。いい悪いは別ですよ。ともかく私は、その内容は別として、こちらの水は甘いぞということ特定の産業から特定の産業に労働力の移動を政策的にやったと思う。それがなせ今日できないのか。ですから通産省の産業構造ビジョンなんかと相まって、構造の変化になってきたんだから、そこにおったって、もうだめですよ、こちらの方が長期的に安定した就職になりますよ、こういうことをやらなければ雇用対策というものは生きてこぬのではないのか。

そこで後の問題もありますので、そういう考えに立つて私は当面、雇用対策で二つしか方法がないと思うのです。その一つは、ともかくいま動いておる、働いておる雇用を何とか維持する。首を切らさない、雇用維持のためにいろいろの方策があると思うのですが、午前中森井委員からのお話にありましたような週休二日とか時間短縮ということによって雇用の維持を図る。当然に労働基準法の改正もしなければならぬ。それから、いま大臣がおっしゃったように、医療とか保育所、これは労働基準局から基準法違反ということで何回か指摘をされておりますけれども、そういう医療、社会福祉なんかのところに増強させる。

さらに、解雇規制ということをもっと前面に打ち出す必要があるのではないかと思います。これは最近の判例が示しておるのですけれども、幾ら経営権の自由だといっても、ばさばささっと首を切ることは解雇権の乱用だという判例が出されております。そして経営権の自由と労働者の生存権というものをどこでクロスさせるかというためには、この産業解雇規制のための話し合いの場をつくる必要があるんじゃないかという説もあります。そういう観点に立つて、個別に解雇規制の立法をするというよりも、いままある法律の中で、具体的には雇用対策法の二十一条を全面的に改正をして、ここで届け出をさせるなり労使が十分に相談をするなり、こういった意味を含めた解雇規制を強化するということによって、雇用の維持を図る

ことが当面、緊急的な課題ではないだろうか。

さらに、二つあるという最後の一つは、さきも大臣がおっしゃってありましたように緊急避難的に、そうはやつたけれども失業した、離職をした。その失業労働者の生活の安定を図るためには、いまの雇用保険法を最大限に活用をする。地域援助の制度を設けるとか、さらに、これは訓練法のときにも具体的に申し上げますが、こういった実態があるわけですね。現行のそれぞれの延長給付、広域延長とか全国延長とか個別延長、訓練延長、こういった延長給付がありますが、御存じのように順位が決まっていますね。広域延長を先にやって、全国延長をやって個別延長をやって訓練延長だ、こういった順序が決まられておりますから、訓練を受けて、さあどこかへ勤めよう。ところがなかなか見つからない。せっかく訓練を受けたけれども、訓練を受けた後、何も手当が入ってこないですね。これはわかるでしょう、訓練延長は最後ですから。だから失業者に対する方法として、この順序を何か変えていくということも必要なんじゃないか、こういうことを緊急避難的に考えてみたのですけれども、御所見はどんなものでしょうか。

○藤井国務大臣 いろいろな問題提起がございましたが、時間の短縮により仕事を分け合うというこの考え方は、やはり労使の自主的な話し合いによって、その方向へいくように、環境づくりに労働省としては極力努めたい、このように考えております。

それから解雇規制の問題であります。これまた労働協約とか就業規則、こういったことで勝手に解雇はできない。解雇する場合にどういう話し合い、こういうことになっておりますし、特に今度の特定不況業種職者臨時措置法の場合には事前に申し入れをする、こういうことによって、やむを得ず解雇の場合にも労使の話し合いということが、まず大前提になっておるわけでございます。それから、いろいろ訓練をした、ところが、せ

かく訓練をしたけれども就職の道がない、こういったことでは困るではないかというお話でございますけれども、いままでの実績は、再就職のために訓練をした労働者は大体再就職の道についておる、こういう現状でございます。ただ、これからの雇用情勢の厳しさを考えますと、そう楽観は許されませんから、いろいろな訓練の科目の選定に当たっては、先ほど申しましたような製造業においては将来性のある産業、また第三次産業としては、これから日本が進むべき社会構造を担う担い手としての人がつくり、職業訓練をやっていく、こういうことによつてスムーズな人の配置転換ができるように最善の努力をしなければならぬ、このように思います。

○日下部説明員 産業構造全体のことについてお答えしたいと思いますが、

私も、いま、こういう情勢のもとで産業構造はこれからどうあるべきかということ、いろいろ検討しておるわけでございますが、日本のこれらの置かれた立場ということを考えますと、その内容としては、やはり省資源省エネルギー型の産業構造であるとか、あるいは資源を少ししか使わないで、できるだけ高い付加価値をつくっていく産業というものが主導的な役割を担っていくだろうというところは一つあると思います。

それからもう一つは、国民のニーズというもの、物離れとかなんと言われておりますけれども、社会的な需要といえますか、そういう方向へいっておるということがあって、その観点から三次産業というものが重要になってくるというファクターがあると思います。

いずれにしても、そういうようななかで、もちろん、そういう産業構造を形成していく過程では、雇用吸収力というものを十分われわれ勘案しながらやっていかなければいけないわけでございますが、いま申し上げたような産業分野というものは雇用吸収力がある産業分野でございまして、長期的なビジョンを、いま先生が先ほど数字をお

しゃいましたけれども、そういうものをわれわれとしても今後とも見直しながら、どういうような感じで雇用吸収が行われていくかということ、頭に置いて産業構造の形成ということを図っていきたいと考えておるわけでございます。

○田口委員 いま大臣お答えになったが、ちょっと取り違えていると思うのです。これは職安局長ちょっと答えていただきたいのですが、現在の雇用保険法の二十八条の場合、延長給付の順序が決まっております。そうすると訓練を受けた後、就職活動をする場合に手当は何もないわけですね、そうでしょう、理屈からいけば。だから、これを改めて、この訓練延長に相当する給付を受けておるときには基本手当を中断したかどうかというのです。そうすれば訓練を受けた後、就職活動する際に基本手当をもらいながら就職活動ができるじゃないか。だから順序を変更するか、中断をして訓練延長を受けさせ、こういうことは考えられないかということですが、

○細野政府委員 先ほど大臣からお答えしましたように、訓練を受け終わった方につきましては、現在までのところ、その時間を置かずにはほとんど就職をしておられる、あるいは自営の道についておられるということから、実態的に必ずしも、そういうことが現在のところには必要ないんじゃないだろうか、こういう趣旨で大臣がお答えになったろうと思います。

理論的には、そういうことも考えられるんじゃないかというお尋ねの趣旨かと思うのでございますが、いま申し上げましたような事情でございますから、今後の情勢の推移を見ながら、そういう問題は現実的な問題として検討すべき問題ではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田口委員 雇用の問題は以上で終わりますが、次に、具体的な問題として、いま基準局を中心に労働基準法施行規則三十五条の改正作業が相当煮詰まっておりますと思うのですが、そういうことに関連をして昭和五十三年の夏に大々的に社会問題となりました日本化工のクロム問題ですね。このこと

についてお伺いをしたいのですが、まず問題を整理するために、たしか昨年の三月だったと思うのですが、本委員会が田邊誠委員がこの問題に触れました。そういったことを契機にだと思ふのですが、クロムの疫学調査をいま労働省が進めておると聞いております。この疫学調査の目的をもう一遍ここではっきりさせていただきたい。

○桑原政府委員 日本化工の小松川工場におきまして疫学調査の目的でございますが、御指摘のように大変な社会問題になりましたクロムの労災上の取り扱いの問題でございますが、あの問題が起こりまして、私も最初はさう専門家を聞いて、まず認定基準をつくらなければならぬ、と。もちろん、これには医学的な専門家にお願いしたい。十分な討議をした上でやられたわけでございまして、私も、それは中間的な形でございまして、私どもは、その後のいろいろな個別症例等を参考にしながら、こういう認定基準は見直していかなければならないという基本的な考え方を持っております。

そういういたしますと、やはり問題なのは、現在認定基準で足りない面もあるのではないかと。そういったと、特にクロム化合物物によって業務上であるのではないかといろいろな御意見もあるわけでございますので、そういった臨床上あるいは病理学上、特異性にまだ乏しいという問題も、また学説的にもあるわけでございます。そうすると問題の解決としては、やはりそういった疫学調査をやつて問題を解明しなきゃならぬということ、は当然出てまいりますので、五十一年の一月につくりました認定基準を補完する意味において、こういった疫学調査をいま進めておるわけでございます。

第一次調査は、二十二年の九月一日から五十一年八月三十一日までの間に雇われて、クロム酸塩製造工程において、お仕事を一年以上やっておられた五百三十二名の方について疫学調査をするということで、その設計につきましては専門家の会議を開きまして設計をして、第一次調査を進めて

おったわけでございます。そういう問題につきましては、先ほどお話ございました田邊先生の方から国会で、二十二年の九月一日以降というのでは、やはり問題があるのではないかと、二十二年九月一日現在に在籍する人も当然含めるべきではないかという御指摘ございましたので、そういうことを含めて、専門家会議に御意見を聞いて、いま第二次調査をあわせてやっております、こういうような段階でございます。

○田口委員 そうすると疫学調査は、目的はわかりましたけれども、その調査をやっておりますのは、いまちょっと話が出ました専門家会議がやっておりますのですか。

それと、聞くところによりますと労働省は独自でやっておるといふふうに聞いておるのですけれども、もし、やっておるとするならば、その専門家会議と、それから独自でやっておりますのと、どうもおかしいじゃないですか。

○桑原政府委員 非常に専門的なことでございますので、専門家会議の御意見を聞いて設計をいたしまして、実施自体は労働省がやっておりますわけでございます。

○田口委員 そうすると労働省自体が実施をしておる。それは専門家会議と全く別ということですね。別の人がやっておる。専門的なことになるから専門家会議にゆだねた。ところが、実際にその専門家会議が調査をせずに労働省がやる、こういう形になっておるのですか。

○桑原政府委員 設計は専門家会議にいろいろと御意見を聞いて決めたわけでございますが、調査を実施しました後は、またその分析評価というものは専門家会議にお願いをする、こういうようなことでございます。

○田口委員 そうすると、こういう理解でいいのですか。調査の手法、そういうものは専門家会議で設計をして、そしてそれを労働省が調査をして、調査した結果を専門家会議に、このとおりでございまして報告をして、そこで専門家会議がいろいろ評価をする。となれば実質的には専門家会

議がやったことと同じだ、こういう理解になるのですか。

○桑原政府委員 いまの先生のおっしゃったとおりだと私考えます。

○田口委員 じゃ、さっきも言いました昨年、本委員会が田邊さんが当時の労働大臣に、いま言った質問をして、被害者と世論に疑惑を与えないよう調査を再検討する。その結果、二十二年九月現在というふうに改められたと、いまお答えがありましたけれども、じゃ一体、日本化工のどういう労働者を対象にしておるのか。二十二年九月現在在職しておる者ということなんですけれども、その辺もう少し詳しく。

○桑原政府委員 この疫学調査は先生も御承知だと思いますけれども、その調査結果が分析に十分たえられなければならぬということでございます。そのためには一般の国民と、そこに働いておる当該労働者との比較をしなければなりませんから、その母集団というのをはきちょうとしていなければなりません。しかも、その母集団というのは、何年間という設計されたその間において、具体的に性、年齢あるいは疾病の発生状況、生存率、死亡率、こういった具体的な統計がとれるような人たちでなければならぬわけでございます。一部がとれないということになりますと、統計全体が非常に意味をなさなくなるわけでございますので、専門家の御意見を聞きまして、九月一日現在におられる方で、そういう問題きちんととれる方ということになるわけでございます。そういたしますと、そういった労働者名簿がきちつとあつて、そして調査のいろいろな項目について完全に記入ができる労働者、こういうことになるわけでございます。

○田口委員 もっと具体的に言うと、昭和二十二年九月現在、日本化工を中心にしてクロムのいろいろな作業をしておった労働者、そして現在判明しておる、こういうことですか。もっとずばり言えば、その日本化工の正社員といえますか本工といえますか、本工ばかりじゃ仕事していませんね。

下請とか社外工こういったものも二十二年九月現在というところで押さえておるのか、そのところですか。

○桑原政府委員 御指摘のように下請とか、そういう臨時工というものがきちつとしておればよろしいのですけれども、私どもいろいろと名簿で当たってみますと、いろいろの人が所在不明とか何かございまして、結局、結果的には本工を調査するとこういう結果になったわけでございます。

○田口委員 問題はそこところですね。いま局長おっしゃったように分析にたえ得る母集団、それが本工に限られてきた。そして社外工、下請工が除外された。ところがそれだけで、このクロムの疫学調査というものが本場に満足のいく結果が得られるか。当時の状況を田邊さんから私も私は後で聞きましたし、いろいろの資料も見ると、わかつておる下請でも松洲組とか共立運送というんですか、そういったいわゆる下請社外工が、本工と同じ条件で、むしろ条件から見れば、ミストなんというのはいびい状態の中で社外工が働いておる。当然にいま言った肺がんであるとか何であるとかというのは社外工、下請工にもあらわれおると見るべきですわね。それを除外してなぜ本工だけをやったのか。

しかも当時の数字を見ますと、日本化工の全社員、クロムに関係をしていない社員も含めて、その数に対して下請社外工の比率というものが大体四〇％ぐらいに上つておるんじゃないか、こういう調査があるんですけれども、そうであればあるほど社外工を除外をした疫学調査というものは、その効果のほどというものは十分でない。そしてまた社外工、下請工のそういった不幸な状態にある人から見ると、それが何ら疫学調査に反映をされないのですから、救済なり何なりということに ついても当然、関係がなしになつてしまふだろう、こういう心配があると思うんです。その辺はどうでしょう。

○桑原政府委員 疫学調査は、あくまでも統計的な確実性というものをやはり期待いたさなければならぬわけでございます。したがって、本工なら本工のたとえは一〇〇の中に何人そういう病気が出るかという、そういう発生率みたいなものをとるわけでございます。そうすると下請とか何かという全体の一〇〇というものをどう押さえるか。一〇〇というのは一つの構成の全体を一〇〇としまして、その中で二だつたら二％の発生率、こうなるわけでございますけれども、そういう母集団を確定できないと統計の処理ができないわけでございます。

問題は、統計処理した結果そういったクロムと病気の因果関係がはっきりしてまいりますれば、たとえ、そういう下請とか何かの方が調査されてなくても、問題の処理は全く同じように行政的には処理されるわけでございますから、問題は、やはり統計的に確実性と申しますか、発生の確実さというものを処理するためには、どうしてもそういう科学的な処理をしなければならぬ。で、臨時工とか下請の一部だけをのけてきて、そしてそれを調べるといふわけにはいかない。全体の母集団の一〇〇という形をつかまえて、その中で何人発生するか、こういうような処理をするわけでございますから、そういったいろいろな調査をする項目について完全に調べられる基礎数というものが一番把握できる労働者に、どうしても限らざるを得ない、そういう調査から来る一つの結果だ、こういうふうに私は考えるわけでございます。意識して下請とか臨時工を外したわけではございません。

○田口委員 それなら、いま決まっております母集団の観察期間というのはどうなんですか。それではなほだしく疑問に思うのですけれども、聞いた話では昭和二十二年九月現在に在職しておる者から、ずっと本工を調べると。そうすると極端な場合には昭和五十年、五十一年に日本化工に入つた者も母集団の中に入るわけでしょう。入ると思うのです。平たい言葉で言えば去年やおととし入つた者。それからクロムによる発がんの状態は、昨年ベンジンの問題でも言いましたけれども、相当長期

にわたる潜伏というのですか、症候がはつきりするまでは二十年も三十年もかかる場合がある。そうすると、きのうやおととい入った者も母集団に入ってしまった、実はけさもちよつと言ったのですが、疫学調査の結果が薄れてしまふのじゃないかという勘ぐりができるわけですね。しかも一方、社外工や下請工を入れてない。きのうやおととい入った者を入れて、社外工や下請工のような危険な状態で条件の悪い中で働いておった者を除外をする。いま局長は決して意識的にとおっしゃいましたが、結果として、いや大したことはなかったのですよという疫学調査の数字が出てくるのじゃないか、こう勘ぐるのです。だから社外工、下請工という者も入れてやるべきじゃないかと私は思うのです。また技術的に困難なら母集団を二つに分けて、本工の母集団、下請社外工の母集団ということは技術的に不可能なのかどうか、そこら辺はどうでしょう。専門的で私も十分じゃないのですけれども。

○桑原政府委員 二十二年九月一日現在在籍した方から五十一年八月三十一日までの間に雇われた方ですから、おっしゃいますようにごく最近入っておられる方まで入るわけでございます。その中で一年以上クロムの作業に従事しておられる方、こういう限定をいたしております。したがって非常に新しい方もございますが、やはり潜伏期間の長いこういう病気でございますから、できるだけ長い期間で見ると、そして統計処理は全体で薄めるのじゃなくて、たとえば二十年だったらどういふ問題が出てくるか、あるいは十年だったらどういふ因果関係があるか、そういう従事期間数と病気の関係、いろいろクロスしながら統計をとるわけでございますので、特定の十年だけをというわけにはいかないわけでございます。非常に潜伏期間が長いのですから、長くとる、そして一年くらいでは全然問題にならぬけれども五年だったら問題になるとか、そういうような追跡調査をしていくわけでございます。そういう意味で、長くすることは薄めるという意味ではございませんで、

そういう従事期間別にいろいろな分析をする。それからもう一つは、これはクロムに従事しておられる労働者と、その疾病との因果関係を調べるわけでございますから、臨時工、下請といつても、その契約関係で常にクロム作業だけしているかどうかともわからないわけでございますね。やはりきちつとクロム作業に従事している確実な方をとらえて医学的な統計処理をすることが科学的な厳密さの意味で非常に必要ではないか、そういうふうな思いをします。

○田口委員 薄めるということも私もちよつと疑問に思っておりますが、いま言ったそういう統計処理上、母集団としては本工に限定した。その結果、因果関係というものははつきりしてきた。そうすれば当然にその結果として、社外工、下請工の方でも、そういう症状が出れば、これは因果関係ははつきりしております中で処理ができるのか、処理しようとしておられるのか。その辺のお考えは。

○桑原政府委員 疫学調査の結果どういふふう有意性があるかという判断は、これから必要でございますが、もし仮に有意性があったら、それが相当高い形で因果関係があるということになれば、しかも、その下請、臨時の方がクロム作業に従事する期間が長くて、本工と同じような形になつておれば、当然同じような扱いになる、こういうふうに思います。これは仮定の取り扱ひの議論でございますが、同じ扱いになるということでございます。

○田口委員 もう時間が来ましたが、最後に一点だけ、これは要望を含めてお伺いをするのですが、確かに、こういう問題は正確に調査をして正確な資料を得ることが必要だということは私も認めます。そういう意味で社外工、下請工を含めるべきじゃないかと強く主張しておるのですけれども、この三十五条改正の中身を見ても、
〔羽生田委員長代理退席、委員長着席〕
単に、その工程における業務による肺がんまたは上気道のがんということに限定をしている。大正

八年に当時の商工省でしか農商務省でしか、何かで出した資料に出ておるように、胃がんであるとか肝臓がんであるとか、そういうものも出ておることが明らかであるのか、なぜ、ここに限定しようとしておられるのか。これを、やはりクロムとの因果関係が明らかになることは十分出ておるのですから、単に肺がん、上気道のがんに限定することは、実態に即していない。いままでの意見を十分くみ切っていないんじゃないかという気がいたします。ですから、たとえば肝臓がん、胃がん、こういったものについても当然に入れるべきじゃないかと思いますが、それだけお伺いをして終わりたいと思います。

○桑原政府委員 三十五条の問題は、二十二年にできましてから改定をいたしておりますけれども、ですから大作業でございまして、一年半かかってやってきましたわけでございます。しかも斯るの権威を集めまして十分慎重に検討してまいりました。いまおっしゃいました肺がん、上気道がん以外のがんにつきましても、いまの段階では医学的のコンセンサスがまだ得られておりません。しかし私どもは、この問題については重要でございまして、引き続き専門家会議に十分外国の症例、資料、そういったものを御検討いたしまして、引き続き御審議をいただきたい、こういうふうな思っておりますわけでございます。

○田口委員 一応終わります。
○木野委員長 次に、大橋敏雄君。
○大橋委員 ことさら申し上げるまでもないのですけれども、人それぞれ目的を持って生きておるわけですが、最終目的というものは幸せな人生、幸福な生活ということであると思ひます。私、小学校のころ、よく遊び、よく遊べと教えられました。そういう論法でいきますと、よく働き、よく休み、よく楽しめ、これが労働福祉の基本ではないかと思うわけですが、
わが国にも確かに年休制度はあります。あるにはあるのですけれども、実際それを活用しているという人は非常に少ない。つまり事業主に気がね

をしたり、あるいは日単位で、あるいはまた病気のときか、あるいは慶弔のときくらいにしか実際は使っていない。そういうのが年休をとる理由となつておるわけですね。もうこれは、これまで各委員もその都度、指摘してきた問題ではございますが、私はこれは真剣に考えなければならぬ問題だろつと思ひます。

国際社会では二週間連続して休暇を与えるべしというILO百三十二号条約があるわけでございますが、労働大臣はこの条約を批准するお考えをお持ちでないか、初めにお伺いしたいと思います。
○石井政府委員 お答えいたします。
先生御指摘のILO条約の百三十二号条約でございますが、内容としましては、一年の勤務につき少なくとも三労働週の有給休暇を与える。それから分割する場合も、その一は二労働週を下回らない、この二つのことを規定しております。現在ILO条約との関係におきまして問題になりますのは労働基準法との関係でございますが、現在の基準法は一年の勤務につき六労働日でございます。勤続一年増すごとに一労働日を加算いたしまして最高二十日ということでございます。したがって、現在の労働基準法とILO百三十二号条約との間にはかなりの懸隔がございまして、現在の情勢のもとではなかなか困難な情勢にあるというのでございまして。

○大橋委員 それではお尋ねしますが、ILOで採択した条約の中で労働時間あるいは休日、休暇、こういうもので、わが国で批准したものはありませんか。
○石井政府委員 ILO条約で労働時間、休日、休暇関係の条約が幾つかございます。その中には、たとえばガラスびん工場の条約とか路面運送の条約とか、個々の産業あるいは業種によって労働時間を規制する条約がございまして、基本的なものとして労働時間の工業条約あるいは四十時間制条約、週休条約、有給休暇条約というのが普遍的な基本条約でございますが、いずれにおきましても現在わが国では批准をしておりませんというの

が現状でございます。

○大橋委員 労働大臣、聞かれましたか。わが国はまだ一本も、そういう趣旨の条約は批准してないのです。わが国の労働者は私はいかにもそうだと思います。もつと国際的に伸びていかねばならぬと思うわけですが、きのうの新聞報道によりますと国際人権規約、この批准案件を四月初旬をめどに国会に提出して承認を図る方針だということが政府で決まったと報道されておりますが、これは間違いございませんか。

○石井政府委員 お答えいたします。

国際人権規約の批准につきましては所管が外務省でございます。現在、外務省を中心にして、この批准の可能性あるいは進め方について関係各省が鋭意検討中でございます。

○大橋委員 いま、いろいろおっしゃいましたけれども、これは労働問題でもあり文教問題でもありということとで各省庁でいま検討中であるということではございますが、新聞報道によりますと、はつきりとその国会提出を決めたとあります。労働大臣もその協議の中にいらしたはずですから、その結論はどうなんですか。

○藤井国務大臣 お尋ねの問題でございますけれども、まだ私の方に外務大臣から正式の協議はございません。ただ、労働省の事務方の方でいろいろ外務省と接触をしておる、こういう段階でございます。

○大橋委員 先ほどから私が申し上げておりますように、わが国の労働者は、わが国政府の労働政策ないしは労働行政の貧弱なために大変不利な立場に置かれておると思っております。

じゃ、なぜ国際人権規約をいままで承認しなかったのか、その理由をおっしゃってください。

○藤井国務大臣 日本のいままでの国際人権規約の批准に対する姿勢というのは、一応日本がこれを批准したならば必ずこれを国内法に結びつけてこれが実現を確保する。外で約束したことを内では適当にやる、こういうやり方をしないもので、すなわち、国内法との整合性という問題で相当時間を

をかけて関係省と協議をする、こういうことになって、国際人権規約の批准が数の点においては、よその国より相当おくれであることは事実でございますけれども、この規約の重要性は私もよく承知いたしております。したがって逐次、外務省を中心にして関係各省と密接な連絡をとって前進するように努力いたしたい、このように考えております。

○大橋委員 新聞報道によりますと「政府が、人権規約の早期批准に踏み切ったのは、当初、締約国がソ連、東欧諸国などに限定され、絵にかいたモチ」の感があつた人権規約を、その後、イギリス、西ドイツ、カナダ、北欧諸国など西側先進国がぞくぞく批准し、このままではわが国が取り残されそうな情勢となつたためだ。アメリカも、昨秋署名をすませ、フランスは三月の総選挙後に国会提出の運びといわれる。こういうことで先進諸国も続々と批准していつていくわけですね。やはりバスに乗りおくれは大変だということのお気持ちで、わが国政府内部にも相当盛り上がりつつあると思う。

それは喜ばしいことなわけですが、人権規約のA規約の中には留保事項というのが認められているわけですね。その報道によりますと、スト権などを含めた三つの項目を留保して提案するのだという考えのようですね。たとえば公休日に対する労働者の報酬の問題、公務員を含むすべての労働者のスト権の保障、中等教育の無償化、これを留保した上で批准の動きにしようというこのようなんですね。大臣はそういうお考えはないのですか。

○石井政府委員 お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように現在、批准の方向につきまして各省寄り集まりまして検討中でございます。

労働省関係につきましては、先生御指摘の三つのうちの二つがございまして、一つは、第七條(d)に規定する公の休日に対する報酬及び第八條第一項に規定する同盟罷業をする権利が問題となつており

ますことは確かでございますが、これにつきましては現在検討中というところでございます。

○大橋委員 要するにわが国の労働者を本場に守ろう、労働福祉行政を推進させようとするれば、こういうところが肝心なところですから、これが抜けるようじゃしょうがないと私は思うのです。いろいろ事情もあるようでございますが、これはきわめて重要な問題ですから、私のこの意のあるところを十分踏まえられて、それこそ労働行政の先頭に立つていらっしゃる大臣ですから、その意気込みで批准を推進してください。お願いします。

このような状態では対日労働観の改善もなかなか進まないのじゃないかと思うのです。来年度の予算案を見ましても労働外交の推進がうたがへております。予算規模を見てもいいと思います。かなりの額にはなつていまして、よくよく調べてみると、その予算のほとんどはILO分担金に取られてしまふということじゃないですか。こういうことでは、労働省が考えているような労働外交の推進はできないのじゃないか、私はこう思うのでございますが、いかがなものでしょうか。

○藤井国務大臣 労働外交の推進につきましては、石田前大臣の事務引き継ぎのときにも特に問題の重要性を指摘されまして、私もそれをしっかりと受けとめて予算編成に取り組んだわけでございます。

御指摘のごとく金額こそ、そうたくさんございませぬけれども、やはり労働外交の展開といった線についても新しく予算措置ができておりますし、あるいはレーパーアタッシュも豪州のメルボルンに一カ所設ける、こういうふうにもやりますし、この労働外交についてのまさに黎明期といえます。か、いよいよこれから展開するということでございます。大いに皆さん方の御鞭撻を得て私もがんばりたい、このように思っております。

○大橋委員 予算が少くないことを認められたようでございますが、そうした国際的な労働外交を展開するには、やはり予算が大事だと思うのです。いまの程度の予算では、ただ単なる名目的な、申

しわけ的な動きしかできないと思います。これはもつと積極的に前進してもらいたいと思います。時間も限られておりますので次に移りますけれども、この前、集中審議のときに積み残したところを少し結んでみたいと思います。

広域延長給付制度があります。一体これはどういうときに適用されるのか、もう一度改めてお尋ねします。

○細野政府委員 お尋ねの広域延長給付制度でございますが、これは広域職業紹介地域として指定された地域から、その地域以外のところに就職する方々に対して雇用保険の給付の延長をする、こういう制度でございます。

○大橋委員 その前に大事な要件があるのです。「一定地域に多数の失業者が集中して発生し、かつ、滞留した場合」でしよう。この労働省から出されている「雇用保険法の解説」の中にそう書いてあります。括弧して「例えば、福岡県の筑豊地域等」とまでしてあります。いま沖縄だとか北海道だとか北九州などは、その条件に当てはまると思うのです。多発地域、滞留しているということについては当てはまらなすね。どうですか。

○細野政府委員 御指摘の地域は該当いたします。

○大橋委員 さて、後が問題なんです。これらの失業者をその周辺地域で就職させることが困難であるため、失業者多発地域の求職者を他地域に向かつて広範囲に計画的かつ強力に職業紹介を行うところから、よその地域に出ているという方のみ適用させようというのでしよう。これじゃ話にならないと思つております。現実にはこの制度を適用された人がいままでも何人もいますか。

○細野政府委員 御指摘のように、この制度の実績はきわめて少ないという点はおっしゃるとおりでございます。ただし、この実情は、一つには、この制度に乗る方が広域延長制度になじまない方、たとえば季節労働者のような方がかなりおられること、もう一つは広域延長制度を利用され

る方がほとんど所定地域内に就職をしておられるという実情にもよるわけでございます。

○大橋委員 大臣、広域延長給付制度というのがあるのですよ。あるのですけれども、ほとんど適用された者がいないのですよ。ごくわずかなんです。予算は余りに余っているわけですよ。いまのような大不況下、失業者が多発するとき、特にいま言ったような沖縄とか北海道、北九州、こういうところこそ、これを生かしてほしいと思うのですよ。だから従来の目的あるいはその内容からいくと条件に当てはまらないかもしれないけれども、現実的にその予算を使って失業者を救って再就職させようという考えから、この制度を見直すべきだと思うのです。大事な判断だと思うのですよ。いかがですか。

○藤井国務大臣 御指摘のごとく、この広域失業給付制度の活用がきわめて少ない。その事情については、ただいま局長からいろいろお話し申し上げましたが、いずれにいたしましても私もこの制度をもう一回見直して検討をいたしたい、このように思います。

○大橋委員 活用の方で検討していきたいということですか。ちょっと確認しておきましょう。

○細野政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたのは、地域外に就職される方について、この制度の活用の方途を具体的に検討してまいりたい、こういうことを申し上げたわけでございます。したがって、前段のお尋ねのように地域内について、この制度を適用するという趣旨で大臣がお答えになったのではないわけでございます。

○大橋委員 いま日本全国不況になって再就職困難なときですよ。従来の事情とはいまは違うのですよ。史上最大の雇用不安のときですよ。そういうときですから、特例的にも、この内容を緩和して活用したらどうかと言っているわけですよ。

○藤井国務大臣 私が先ほど申し上げたのは、現在の広域失業給付制度、地域外に出ていく場合に給付するというこのあり方が、利用がきわめて少

ない。したがって、この制度は一遍検討してみる必要がある。そして御指摘のような方向に活用できる、財源的にもいろいろな面で可能性があれば、これまた、それを含めて検討したい、こう考えます。

○大橋委員 大臣の決意を御信頼申し上げます。もう少し時間がありますから、もう一つ聞いておきます。

定年延長の問題ですけれども、経済社会基本計画で、実は六十歳定年延長を実現しようというところと進んだわけですが、その最終年度が五十二年度いっぱいであつたわけですね。五十二年度いっぱいまで六十歳定年延長を一般化しようということだったんですよ。それがまだできていないですね。できていないどころか、話にならないわけですよ。それに対して、その六十歳延長を今後具体的に、いつごろまでに実現するように努力するか、その目標は計画的に立てられるかどうかというところが一つ。それからもう一つ、定年延長奨励金の活用の改善の必要性があると思ふのです。まず最初の問題をお答えください。

○藤井国務大臣 定年延長の問題、とりあえず六十歳を当面の努力目標として、これが実現を図るということについては私もできるだけ努力をしなければならぬ。ただ、いつごろまでにこれをやるかという時間的な問題については、きょうのこの段階では御答弁申し上げかねる、御容赦願いたい、こう思います。

○大橋委員 あなたは今度大臣になったばかりだから、やむを得ないかもしれませんが、計画は五十二年度で達成しますと書いてあるんですよ。労働省もその意気込みで来たはずなんです。しかし、さっぱりそれが進まないんですね。その一つのネックはこの定年延長奨励金の使い方にありと思うのです。これがまた、ほとんど使われていないんですよ。全く使われていないというのじゃなく、きわめて少ない。この金がいっぱい余っていますよ。それはなぜかといいますと、支給の対象が、定年年齢五十五歳以上に引き上げ

るときに事業主に、最初にその恩恵を受ける労働者についての支給しますとあるんですね。いわゆる定年年齢を五十六歳以上に引き上げた場合に、最初に、その恩恵を受ける労働者についてだけ一回限り支給するということになっておるわけですよ。

たとえば、引き上げようとする最初の年に恩恵を受ける労働者が一人いるとします。そうして翌年には十人いるとします。もう一つの考えで、最初の年に十人いて次の年に一人だということになれば、これは恐らく、どちらをとるかといえ、二年目から実施したくなるという状況にある方の立場から進むんだらうと思うのです。いま説明していることがおわかりになりますか。最初の恩恵を受けられる、そのときだけ一回限り支給するということですから、恩恵を受ける労働者が一人、翌年には十人いるという事業所と、最初が十人で翌年が一人の事業所では延長しよう、実施しようとする時期が分かれてくるんじゃないか、こう私は思うのです。どうでしょうか。

○細野政府委員 定年延長の奨励金につきまして、先生御指摘のように、最初の該当者という点に限られるという点、それは御指摘のとおりでございます。しかし、その定年延長自体が、なかなかその進捗が思うようにならないという点の一番基本的な問題というのは、やはり賃金体系の問題とか、あるいは退職金の問題とか、あるいは人事管理の問題、その他のものも問題があるわけでございます。そういう意味でそういうものの改善がなかなか労使間においてそのコンセンサスが得にくいところがある一つのネックになっているわけでございますが、同時に、いま御指摘のように定年延長奨励金そのものについて、一つにはこれがよく知られていないという側面がございます。私もその周知徹底が至っていない点について反省をいたしたわけでございます。今後とも、その周知徹底を図りますとともに、その今後の推移を見ながら、先生御指摘の

ような制度上のいろいろな問題点もあるかと思われまふので、今後研究をさせていただきたい、こういうふうにお考えをいただいております。

○大橋委員 定年延長の奨励金の利用が実績として大変少ないわけですね。だから、やはり私はここに問題があると指摘するのです。必ずあると思います。ですから、この際、できれば支給期間を三年程度、一年きりだけではなくて、三年程度延長して、この三年間は事業所の負担を軽減してあげるといふようなことで検討をされるならば、これは恐らく定年延長の促進につながる、私はこのように確信するのですけれども、これはいかがなものでしょうか。

○藤井国務大臣 お互い寿命が延びたきょう今日、定年延長の問題は、私は広い意味において高齢者の雇用対策としても非常に大切な政策の柱だと思ふのです。ただ問題は、いま安定局長も答えをいたしましたように、やはり日本の年功序列的な賃金体系あるいは退職金のあり方、こういうことが、定年延長奨励金のいろいろ普及が徹底してない、こういう問題もあることながら、むしろいま申しましたような年功序列的な賃金体系そのほか、なかなか企業が延長に踏み切れない環境ではないか。したがって、この問題は、労使の自主的な話し合い、こういう環境づくりが相伴わなければなりませんから、労働省として、労働大臣としても一生懸命に努力いたしますけれども、そのような労使関係の理解というものの、環境づくりというものの、こういうものにやはり重点も置きながら全体的に前進をするように努力をいたしたい、このように考えます。

○大橋委員 年功序列型賃金体系云々という長々とした説明があつたわけですね。そういうことは十分承知の上で定年延長の促進を図らうと考え出されたのが定年延長奨励金のことではないかと私は思うのです。だから、奨励金の使い方が、実態的にはその実績が上がってこないわけですから、欠陥があるに決まっているわけですね。だから私はそのことを、せつなくつくった奨励金制度だ、その恩恵を受けて事業主が負担を少しでも軽く受

けながら、その目的である定年延長が促進していく、図っていくということになれば、りっぱなことではないか。だから、この定年延長奨励金の活用の仕方、これは検討に値するのじゃないですか、こう言っているのです。そこをもう一度。

○細野政府委員 定年延長奨励金につきましては、来年度予算におきまして五割アップというふうな大幅なアップをいたしまして、この制度が利用しやすいような改善を図っているわけでありまして、いろいろ御指摘の問題点もあるかと思うのですが、一挙にあれもこれもというわけにまいりませんので、今後、先ほど申しましたように、実績の推移の中でまた検討させていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大橋委員 時間が参りましたので、草川委員と交代いたします。

○木野委員長 次に、草川昭三君。

○草川委員 草川でございます。

最初に、経済企画庁の方お見えになっておられますか。——経済企画庁の方に、実は先回、衆議院の予算委員会で公明党の矢野書記長が経済成長率の問題で質問をした中で、ことしの春闘相場というものが一体どうなるのだろうかという質問があったわけでありまして、私、議事録を持ってまいりましたけれども、正確に申し上げると、そのときに矢野委員が「くどいようですけれども、その見通しは、昨年のベースアップの実績に比べて高い基準で想定されたのか、あるいは低い基準で想定されたのか。上なのか下なのかということですか。その辺もう一遍ちょっとみてくださいますか。」宮澤国務大臣が「少し下回っております。」これが非常に新聞なんかでもベースアップについては下回っているのではないだろうかという表現で報道されたわけですが、たまたま二月四日の新聞を見ますと、私そのまま申し上げても「春闘相場言及せず 宮沢発言で経企庁釈明 経済企画庁の宮崎調整局長は三日夕記者会見し、ことしの春闘相場について宮沢経企庁長官が同日の衆議院予算委員会ですべて「昨年より下回る」と述べた、との

報道について「その事実はない」と釈明した。」ということがあるわけですが、そのことは事実かどうか、お聞かせ願いたいと思うのです。

持った役所かどうか。非常に子供っぽい質問ですが、これも、そういうことができるのかどうか。私は非常に強い不満があるわけですが、こういう質問をしたって、できない、そういうことではないという御答弁になると思うのですけれども、私は非常に不満があるのです。ですから、ここでもう質問をしたいと思うのです。

二月三日の衆議院予算委員会における矢野委員に對します長官の発言は、いま草川先生おっしゃいましたように「少し下回っております。」と申しただけでございますが、その「少し下回っております。」というの、矢野委員がお話になりました「くどいようですけれども、その見通しは、」というのに対して長官がお答えになったものでございまして、「その見通し」と申しますのは、その前に宮澤長官がお答えになっております終わりの三行目ぐらいの「一人当たりの所得でございしますが、私も一応九・四ぐらいではないかというふうに置いております。」ということではないかと、一人当たりの雇用者所得、これが五十三年度の見通しにおきましては大体九・四程度と見ておるわけでございますが、これが一部の報道機関等で少し不正確に報道されたというようにございしますが、その点につきまして宮崎調整局長から、はっきりとその見通しというものについて説明したわけでございます。決して長官のおっしゃったことを否定したわけではございません。

御存じのとおり雇用者一人当たりの伸び率とベースアップ率というのは一種の相関関係があると私、思うのです。五十年度的場合は、雇用者一人当たりの伸び率は一三・二、ベースアップは一三・一で、ほぼ同じであります。五十一年度は雇用者一人当たりの伸び率は一一・一と見るのです。が、ベースアップは八・八で、ちょっと下回るわけですが、五十二年度はこれは最終的には決まっておりますが、一〇・七が雇用者一人当たりの伸びでベースアップ率は八・八、多少一〇・一ぐらいの違いはありますがベースアップは八・八。そこで、五十三年度は九・五か、あるいは九・四と長官は言っておみえになるわけでございますが、九・四とするならば五十三年度のベースアップはどうか。やはり一〇・七から九・五となったのですから下がると思いますが、下がらぬのですか。それとも上がるのですか。いま、おたくの方は否定されたわけですから、上がるということもあり得るわけですか。

スアツ等とは直接関連させておりません。したがって、もし関連があるとすれば、先ほど申しました所定内賃金というものが雇用者所得の五〇％強という点におきまして関連があるという程度でございまして、直接の関連はございません。で、上がるとか下がるとかということをお申し上げる立場にはございません。

それからちょっと、私どもの方の統計によりまして、五十年度的におきまして一人当たりの雇用者所得は一三・七ということになっております。それから、五十一年度は一三・二、五十二年度の実績見通しで一〇・五で、これが五十三年度におきましては九・四に下がると申し上げたのが長官の真意でございしますので、御了承をお願いしたいと思っております。

○草川委員 私、これは常識的には明らかに、矢野委員が昨年のベースアップの実績に比べて高い基準で想定されたかどうかという質問をして、少し下回ると言っておるわけですが、そういう御答弁があったわけですか。いま言われましたのは、その一つ前の大臣の発言で雇用者一人当たり九・四ぐらいではないだろうか、こう言ったわけですから、こじつけだと思われませんか。ですから経済企画庁というのは、予算委員会のベースアップの問題についての質問、あるいは答弁、これは関係ないんだよということを通単に、その日の晩に、少なくとも質疑応答を否定できるように大変権限

○澤野政府委員 お答え申し上げます。政府の経済見通しにおきましては、春闘の賃上げ率は全く想定いたしておりません。したがって、上がるとか下がるとかという問題ではなしに、むしろ雇用者所得と申しますのは、国民所得の計算上、統計上の問題でございます。この雇用者所得といわゆる賃金、俸給に値します所定内賃金というものの関係は、長官が予算委員会でも御説明になりましたように、雇用者所得を一〇〇にいたしますと大体五〇％強ということでございます。そういうことで一応雇用者所得といものは、消費者物価とか実質の国民総生産の伸び率とか、また労働力の需給関係といったようなものからマクロ的に計算しております。春闘のベ-

○草川委員 いま、この数字の若干の食い違いが出ておりますけれども、それはおたくの方の資料の方が正しいと思うのです。私の方は金子美雄さんのセンターの資料で物を申し上げておりますから、多少の違いがあると思うので、それはおたくの方がいいと思うのですけれども、雇用者一人当たりの伸び率とベースアップとの相関関係は大体五〇％から五四％だ、こういう関係で、それはそれでいいと思うのです。ですから、それだからこそ逆に、労働省なんか調べておられます、労働省労政局調べで賃上げ率というものが出るわけでございますが、これは結果として出てくるわけでございますから、どうしたって全く関係のない数字ではなくて非常に重要な相関関係があると私は思うのです。ただ一定の比率で合うというわけじゃないでしょう。

大企業の場合の政策的な賃金の決定ということと、雇用者一人当たりの伸び率の想定というものは政策的に決まる場合があるから、毎年一定の相関関係があるとは思いませんけれども、上がるか下がるかという質問に対しては、当然常識的に見て、ことしは冷え込んでおるから下がるであろうというのを宮澤国務大臣は言われたと私は思うのです。「少し下回っております。」という答

弁があつたと思うのです。だから一般的にはマスコミは、新聞社は、ペアについては下がるのではないだろうかという報道をしたと思うのですよ。だから私は、上がるとか下がるとか関係ないと言われるけれども、関係があると思うのです。事実、関係があるからこそ、わざわざ経済企画庁が否定の談話をしたと私は思うのです。そうでなければ、なぜこういう談話をされたのですか。談話をわざわざ発表された真の理由をお聞かせ願いたいと思うのです。

○澤野政府委員 先ほど申しましたように、長官が予算委員会でお答えになりましたことにつきまして、一部報道機関で正確な報道がございましたので、その正確な報道を正確に直すために宮崎調整局長が正確にレクチャアをされたのだというのが真意でございます。

○草川委員 じゃ、ちょっとくどいようですけれどももう一回、経済企画庁としてはどうお考えになるかということをお聞かせ願いたいのです。ベースアップ率の統計というのは雇用者一人当たりの伸び率と五〇から五四の関係があると言われたのだけれども、経済の見通しなりあるいは今後の発展のために全く興味のない数字でかどうかです。お聞かせ願いたいと思います。

○澤野政府委員 興味があるとかないとかという点について、ちょっと私お答えする立場にないのでございますけれども、関連といたしましては、雇用者所得というものが一〇〇である場合には所定内賃金が五〇強でございます、五〇強の影響は出てまいるわけでございますし、これが個人所得の中では、これらの雇用者所得と申しますものが約六〇％でございますから、全体の中では三割強というものが個人所得と所定内給与との関係があるということでございます。そういうベースアップというものが先ほど先生がおっしゃいましたように結果的に出てまいりますもので、これはあらかじめ想定いたして経済見通しを作成しておりますので、そういう面におきましてはベースアップというものと所定内給与、それから雇用者

所得というものについて、見通しをつくる段階においては関係ないというふうに申し上げておるわけでございます。

○草川委員 いずれにいたしましても、きょうは長官もお見えになっておられぬわけですし、宮崎局長もお見えになっておられないわけですから、これ以上議論はいたしませんけれども、私は一般論的な常識的な答弁であり、あるいは報道機関も常識的な報道をしたと思うのです。それをわざわざ春闘相場言及せよというふうな否定を、なぜ経済企画庁がするの。いまは正確だという御答弁でございますけれども、私は正確ではないと思うのです。実際のあり方ではなかったのか、こう思うわけですか。しかし、それではないのでございまして、これで終わりますから、どうぞこれで結構でございます。御退席をお願いしたいと思います。

そこで今度はひとつ、いまも賃上げという問題が出てきたわけでございますけれども、個人消費の拡大というのが非常にいま話題になっておるわけでございます。予算委員会等でも個人消費の伸びがどうなるのだからかということが中心であつたのではないだろうか、こう思います。また、いま所得減税という問題が具体的な問題になってきておるわけでございますが、ひとつ労働大臣に賃上げとか所得減税というものは、個人消費の拡大とか、ひいては景気の回復に役立つのかどうか。どうお考えになられるか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○藤井国務大臣 ふところぐあいがよくなるということは、やはり財布が軽いよりも物を買つてみようという意欲が増してくる、これを私は肯定するものではございません。私は自然の物の考え方だと思つてますが、ただ現在における経済の状況を踏まえて考えてみますと、長い長い不況の現状が続いておる。先々が明るい方向へいかなければ財布のひもが緩まない、こういう相関関係も否定することはできない。そこら辺で景気の回復を優先させよう。このためには公共事業を積極的に

やつていこうということも一つの考えです。鶏と卵のような関係でございますから、なかなかそこら辺はむずかしい一つの判断だ、見識の分かれるところではないかというふうに思うわけでございます。以上のようなことで私はお答えにかえたいと思います。

○草川委員 大臣の所信表明にはなかつたわけでございますから、お聞きしたわけでございますが、いま言われるとおり、やはり一般国民の方々の所得をふやすという中で景気を刺激していかないと、基本的に景気の回復というのは私はないと思うのです。御存じのとおり最近、初任給の据え置きだとか、それから過剰雇用の問題だとか、あるいは定年制の引き下げの問題だとか、いわゆる労働需要の面から考えますと暗い話が多いのです。私は、そういうことになりまします、ますます景気というのは冷え込むのではないだろうかと思つておる。いまの大臣の御見解をいただいたわけでございます。ひとつ労働の関係を介入するといふ立場ではなくて、労政としては、いろいろなあらゆる機会にオーバーな雰囲気をつくつていくに御活躍をお願いしたい、こういうふうに思うわけでありまします。これは要望でございます。

続きまして、雇用不安の問題が具体的に現れておるわけでございますが、一つの見方は、三月の失業者は史上最高の百三十万から百五十万人台に上るのではないだろうかという三月危機を懸念する空気というの是一段と強くなるというのも事実だと思つておる。ところが一方、雇用情勢が非常に深刻であるけれども、余り短絡的に景気の落ち込みを過大に失業増に結びつけるのは問題がある。なぜなら製造業の常用雇用者指数というのは前年度に比べて下がつていくのだけれども、総理府統計の全産業の就業者数というのは伸びていくから、そんなに短絡的に考えるなという意見が労働省の中にも一部あるのではないだろうか、こう思ふのです。そこでひとつ大臣として、これからの当面する労働行政は、どのようなところに視点を当てられて行政を進められるのか、お聞かせ願

たいと思うのです。

○藤井国務大臣 現在の雇用情勢は一口に申しまゝと非常に厳しい。と申しますのは、産業構造の変化に伴つて、現在いろいろ離職者の問題が当面の課題でございますと同時に、円高によつて輸出関連の中小企業も非常に苦境に立っておる、こういう点から考えますと、去年の三月末現在の失業者は百二十七万人、こういうふうに統計は示しております。私は、それよりもことしの場合は一層厳しい雇用情勢ということを踏まえて、これが対策に万全を期さなければならぬ、このように思ひます。

○草川委員 大臣は、いま非常に厳しいという立場から行政を進められるということをおっしゃられたので、ぜひ私はその厳しい立場の上で行政指導をやつていただきたいと思ひます。なお私が先ほど総理府統計の全産業における就業者数が伸びておるといふことを申し上げたわけでございますが、こちらの方は、御存じのとおり女性とか臨時だとか日雇いがふえておる数字があるわけでございますし、しかも雇用者数の伸びを産業別に見ましても、卸・小売・金融・保険・不動産、サービス業で増加しておるわけですから、直ちに製造業の失業者が移動するということについては困難だと思つておる。

また、これは今度、新しく職業訓練の問題で別な機会があると思うので申し上げておきたいと思ふのですが、史上最大の失業者になるであろうという展望のもとに、いろいろな施策というのをやられると思うのでございまして、今度の予算委員会の中でも問題になっておりますけれども、国として公共事業を増加するというところで、失業者の救済なり雇用というものを新しく吸収するといふことが盛んに言われておるわけですね。当然また私どもも、それはそれで大いにやつていただきたいという立場でございますけれども、問題は公共事業の直接の労働需要量をどう見るといふ問題が非常に重要な問題だと思つておる。これは予算委員会ですらいろいろと具体的な問題提

起が出て、最終的には建設省は公共事業によって五万人ふえるんだ、日本の国全体で十七万人の雇用増が積み重なっていく、こうなるんだというところが建設大臣から新聞報道で出たわけです。私あれを見て非常に意外に思ったんです。その前のときの予算委員会では、たしか社会党の多賀谷書記長が御質問なされて労働省としては具体的な数字を持ってないというふうな御答弁があつて問題が出たわけでごさいますね。だけれども今度は建設大臣の方から、大蔵省が持っております公共事業施行推進本部がまとめた資料では十七万人アップで二百二十万人、こう予定をしておる、こういうことになったわけです。本来ならば、これは労働省が持つておるわけですから、この程度の資料ならば、できたら労働省として事前に、こういうふうな数字はあるんだというぐらゐのことを言っておかないと、雇用を守る、雇用をつくり出すというんですか、日本の国の一番大切なものである労働省の態度として私は非常に残念な気がしてならなかったわけでありまして。

私は、きょうは建設省の方も大蔵省の方も呼んでおりませんので問題があるわけでごさいますけれども、しかし、あの資料というのは、本当に公共投資、今回の金額で二百二十万人の雇用というものが確保できるかどうか、かなり疑問なんです。それはどういふことかといふと、あの資料の積算というのは、過去の公共投資の発注の部分的な、ミクロ的な一つの積算を根拠にしたというところ、この積み重ねと、いろいろな関連指数によつて、ああいう数字になったわけでごさいます。たとえば今回のようにセメントの材料が上がつてくる、あるいは建設用の棒鋼が一万円もトン当たり上がつてくると、材料代の方が高くなりますと人件費の方が圧迫をされるという数字になつてくるわけでありまして。ですから私は、いま雇用というものが非常に国民的に関心を持たれておるような段階の中で、ああいう数字が出るというところについては、労働省の専門的な立場からいうと不正確じゃないだろうかという一種の危機が

あるわけでごさいます。私のこういう考え方がいいのかどうか、非常に間違つておるのかどうか。これは大臣でなくて結構ですから、ひとつ専門的な立場から御答弁を願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 公共事業による失業者等の吸収の数字というのは、先生いま御指摘のようにいろいろ問題がありまして、これをあらかじめ手回しよく計算するというところは非常に困難だという点は先生御指摘のとおりだといふふうに考えます。

○草川委員 そこで、むづかしいということですが、これは労働省の方でも、具体的な職種の別とかあるいは地域別だとかあるいは年齢別の有効求人倍率なんかでもわかるわけでごさいますし、ある程度の情勢を判断して公共投資、たとえば橋だとか道路だとか学校だとかいろいろの分類があると思うのですけれども、そういうものに応ずる職種別な労働力というんですか、こういうふうなものを出せるように、ぜひ要望をしておきたいと思ひます。

また、公共事業を今後具体的に実施する場合に、特に地域別の雇用・失業情勢に応じて配分をするように、私は労働省がインシニアチブを握つてやるべきだと思ひますけれども、その点について御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 公共事業に失業者を吸収するということは、法律に定められたいわゆる吸収率制度を活用して、いよいよ当面の厳しい雇用情勢にも対応しなければならぬというので、実は公共事業施行対策本部におきまして、きのう事務次官会議を開き、きょうは実は閣議がございまして、私の方から発言をいたしました。各都道府県が要請をする公共事業の実施に当たりましては、失業者をこれに吸収するように特別の配慮を関係官庁においてやつてもらひたい。同時に、労働省といひましたも失業多発地帯に対しては地区の指定を追加する。そして造船関係で非常に不況な地域、そのほか特定不況業種あたりで失業者がたゞさん出るところは随時、地区の指定を拡大をしていく。こういうことによつて失業者の吸収率制度を積極

的に活用していく。公共事業に失業者を吸収するという方向に努力をするということに、きょうも話をいたしましたわけでごさいます。

○草川委員 これは各地域の実情によつて違ひます。繊維の失業者の多いところは公共投資というわけにもまいりませんし、あるいは造船という場合なら、またそれいろいろ異なる吸収の仕方ということも考えられるでしょうし、私はどちらかといひますと労働省というのは、いままで失業対策事業というのとは過去あつたわけですから、これを余り高く評価してないと思ひます。それで、これを地域ごとと予算を投入をして、そこで雇用を吸収するという施策については非常に億病のような気がしてなりません。そこで、もういままや、まさしく時代は変わったわけでごさいますから、アメリカとかヨーロッパなんかでやつておるように、その地域に應ずる仕事というものを具体的に労働省がつくり出して、指示をして、関係省庁に、こういう仕事をひとつつくつたらどうなんだろうというぐらゐに積極的なインシニアチブを私は握つていただきたいと思ひます。

そういう点で労働省の中に、いま雇用問題についての臨時雇用対策本部というのがあるわけですね。この程度のことでは十分だと私は思ひます。労働大臣が建設だとか通産だとか国土庁だとか関係省庁に呼びかけて、内閣にいわゆる雇用問題に積極的な、あなただのところでどういふ仕事があるいはアメリカのカーター大統領じゃないんだけれども、若年労働力なら山で環境整備のために何々部隊をつくれだとか、あるいは中高年齢の多いところではしかかかかかだとか、あるいは港湾が非常に汚れておるならば港湾を清掃するような大型プロジェクトをつくれとかいうぐらゐの積極的な強力な、関係会議なんかの議長になつて、労働省が強引に、他の省庁より一段高いところやらないで、日本の基本的な産業構造が変つてきておるわけです。また変えなければ対応できないわけです。しかも日本の一貫した高校から

ら大学という教育の新規労働力を押し出す面からいって重化学工業的な一つのラインになつておるわけですから、私はそういう意味で、関係閣僚会議なんかをつくれという意見についての基本的な労働大臣の見解を賜りたいと思ひます。

○藤井国務大臣 労働大臣に対して時節柄、激励の気持ちを含めた御提言がございましたが、いま内閣には雇用対策の閣僚懇談会というのがございます。これが必要に応じて機能を発揮することによつて、御提言の線は事実上可能だと思ひますのであります。ただ一つ私がここに申し上げたいことは、アメリカあたりは各大統領が仕事をやる場合、法律を一つ一つつくることによつて事業が施行される、こういう仕組みに制度上なつておるわけで、わが方はそのようなことは必要がなく、雇用安定資金制度であるとか、そのほかのもろもろの対策、雇用対策法に基づいていろいろ政令によつて、これが雇用対策の助成をやつていく、対策をやつていくということになつております。

私たちが一つの具体的な失業対策事業に失業者を結びつけるということ、なぜ消極的なならざるを得ないか、賛成しかねるかといひますと、過去において、すでに苦い経験をしておりまして、そのような失業対策事業にこれを結びつけるということになれば、再就職の機会が失われて、そこに停滞してしまふ。現在、かつて行われまして失業対策事業に、もうすでに十九年も滞留をしていゝる、こういう状態でごさいます。かつて戦後間もないころ経済安定本部がございました。その時分は、いま御指摘のように、これが計画を立てまして、そしてそれを事業所管官庁に張りつける、こういうことに制度がなつておりました。それで、これは非常に能率がよくない。公共事業の効率が非常に悪いといふことで、この制度は途中からなくなつたわけでごさいます。現在やはり公共事業をやんながら失業者の吸収率制度というもので運営をしていく。そして、できるだけ職業訓練をやつて再就職、こういう方向へ労働者が結びつく。常

雇用というものがやはり労働者の幸せの道であつて、いつまでも失業救済事業にへばりつかなければ前進ができないような結果を生んでおる過去の制度というのは、われわれは反省しなければならぬではないか、このように思うわけでございます。

○草川委員 いま大臣から御答弁があったわけでございますけれども、過去の失対事業の失敗というところ、あるいは苦い経験だと言葉が出たわけですが、この問題はちよつとまた重要な御答弁だと私は思うんですよ。それはきょうは本筋でないで、なぜそういうことになったのかというのは、一言で言うならば失業者がふえたら金だけ渡しておこうじゃないか。おまえさんたちはこの金で、安い一日の日当で何か適当に、とにかく仕事をやっておきなさいという一種の切り捨て政策だったと私は思うんですよ。あるいは職業安定所でも、私の前も先輩の大橋議員と山谷へ朝早く五時から行ってまいりました。まさしく、あそこの実態が行つてまいりました。まさしく、あそこにある職業紹介があるわけでございますけれども、勇躍意気込んで仕事をやるという雰囲気じゃないです。まじしくあれば、私はいち切り捨て政策だと言いましたけれども、劣等感を感じさせるような、そういう関門を何回かぐらなければ仕事にありつけないというような雰囲気になっておるわけですね。

ヨーロッパとかアメリカというのはそういうものじゃないと私は思うんですね。もちろん日本のような終身雇用ではなくて、レイオフ制度ということも非常にドライな形で行われますし、あるいは労働組合の組織形態も日本とは違いますが、産業別に非常にめんどろを見るというところから、そこが違います。わりとからつとした明いところがあるわけでございますが、日本のように安定所の門をくぐって失業保険をもらう、雇用保険をもらう、非常にいやでしようがない、まさしく人生の落後者だ、失業という惨めな気持ちに一たん浸らないと雇用保険というのはもらえないような雰囲気になっておるわけですね。これは

大臣、そういう実情については御存じないと思うんですよ。だから私は、これから失業になった人の気持ちになつてやれば、たまたま、いま大臣お話しになりましたけれども、これからは違った意味で失業というものを考えていくならば、大胆なひとつ施策というものをやる必要があるんじゃないだろうか。そして仕事があれば雇用保険で、大体そういう割り切ったやり方があると思つておるんですよ。大体いまの労働者というのは西ドイツ方式でしよう。皆さん方のやり方というのは、いろいろな意味で西ドイツがすべての模範になっておるわけですね。だつたら西ドイツの安定所なんかへ行つたら日本のような安定所と違つていふ。だから、少なくとも西ドイツの労働者が雇用保険を受け取れるような雰囲気で行政をやつてもいいと思つておるんですよ。

そうですね、いろいろと何とか、この前の若年失業者会議というので事務次官もつてお見えになつたようですが、日本の苦い失業対策だということをおっしゃるわけですが、いまのまま放置をしておつたら、相乗効果あつて切り捨て政策になると思つておるんですよ。だつたら、あつたやれるかといつたら中途半端な職業訓練しかないのですよ、雇用を吸収するといふなら、あとは公共投資をやつてくださいます。公共投資をやれば、どういふ形で救済されるかといふは、結局、社外工、臨時工、日雇いですよ、道路工事にしても建設工事にしても、そんなまともな常用労働者がふえるという形にならぬわけですよ、いまの公共投資の増加といふことは、数の上ではそれは十万人から十七万人ふえるかも知れません。だけれども、いま大臣が言われたように本当に失業がふえる、雇用を拡大する。しかもあるべきは常用労働者をふやすというなら、私は基本的な考え方を変えていただかないと、いま言われたような方向にはならぬと思つておる。これは私の意見ですけれどもね。一遍ここは大臣なり局長なり私の意見が間違つておるのかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 失業者の吸収については、いろいろな考え方があると思つておるわけですが、現在の政府がとつております雇用に対処する基本的な考え方というのは、やはり有効需要を拡大することによつて民間に常用就職をふやしていくことと、いふことを基本にしておるわけでありまして、その手段として公共事業といふものがある手段になつておるわけでありまして、したがつて、公共事業に直接吸収することを中心に物を考えておるわけではないわけでございます。

したがつて、先生の御指摘のように、公共事業に直接吸収することを中心に考えておれば、その雇用形態といふのは公共事業の性格上、常用的な労働者がふえるといふことは比較的少ないといふ御指摘も確かに当たつておるわけですが、いま考えておりますのは、民間の有効需要全体を拡大して、それによつて民間に雇用を拡大していきまして、こういう考え方立つておるわけでございます。そういう手段として公共事業といふものを使つていきたい。

その場合に、せっかく公共事業をやるわけでございますから、公共事業の場も失業者の吸収というものができるだけ活用してまいりたい。そういう角度から、先ほど来、大臣がお話し申し上げておりますように、たとえば地域の配分等についても配慮いたしますし、それから実際に採用される場合には、その吸収についても吸収率等を活用して、できるだけ失業者が吸収されるように図つてまいりたい。

しかし、基本はあくまでも先ほど来申し上げておりますように、民間の景気が立ち直つて民間に常用雇用が拡大されることである。その補助的な手段として私どもとしては、たとえば職業訓練によつて失業者等に、起きてくる民間常用雇用に適するような訓練をやつてまいりたい。あるいは民間で常用雇用を採用していただく場合には、これについて中高年齢者については賃金の三分の二、二分の一といふようなものを助成をしていきたい。そういういろいろな補助手段を通じて、起きつつ

ある民間の雇用需要といふものにマッチするように対処してまいりたい。こういう考え方である現在の政府の全体としての雇用対策が成り立つておる、こういうふうな考え方でおるわけでございます。

○草川委員 時間がないので私余り触れませんが、たとえばいま言われた民間で雇用状況をよくしようといふことだとすると、さしあたり第三次産業だと思つておるんですよ。いま実際、民間で製造業といふのは余りありませんから、第三次産業にどうしても向けざるを得ない。ところが第三次産業といふのは小売店だとか卸だとか、その他のサービス産業たくさんありますけれども、大体私どもがつかんでおる範囲内ではぼつていきますと、スーパードとかそういうところしか実際ないので、す。だから非常に少ないわけですよ。そこらになりますと賃金がうんと少ない。だから実際上の雇用がそこでは吸収できない。

そこで、この前ある方とお話をしていたら、第三次産業といふよりも実際いま一番仕事があるのは外食産業だぞ、外で飯をするラーメン屋だとか二十四時間ドーナツを売るような、そういうところろしかないんだよ。しかし、そういうところの職業訓練まで考えていないのですよ、いまの労働者といふのは、外食産業までのところには、相変わらず左官屋さんだとか庭師さんだとか、そんな話なんです。私はそれではだめだと思つておるんですが、きょうはまた職業訓練の話はやめておきますから、次の機会ではそれはやらせていただくという形にして、ひとつぜひ私どもが申し上げたようなことを考えていただきたいと思つておるわけですね。

そこで今度、話を交えておるILOの問題で少し御質問をしたいと思つておるんですが、御存じのとおり、昨年アメリカがILOを脱退をいたしました。ILOは、いまさら言うまでもございせんけれども、国際的に労働者の経済的、社会的地位の向上に果たした役割りは大きいと思つておるんですが、政治的過ぎるだとか、政、労、使、三者の構成の崩れがあるだとかいふことで出たわけでございますが

れども、私はILOの重要性から考えて、アメリカに復帰するように日本は全力を挙げるべきではないだろうか、こう思っております。しかし、それが短期的に復帰できる見通しがあるのかないのか。いろんな問題もありますけれども、ひとつ大臣に、アメリカの復帰の見通しについての所見を賜りたいと思っております。

○藤井政府委員 アメリカがILOから脱退をいたしました事情につきましては、すでに御案内だと思ひますけれども、政治的な偏向ということや、そのほかいろんな事情でアメリカはやむを得ず脱退をいたしましたけれども、脱退に当たって条件をつけられて、自分たちが希望するような方向にILOの大勢が変わるならば復帰する、こういうことがございますから、われわれとしては、何といつてもILOができるまでの創立者としての強力な推進者でもあったし、同時にまた、自由陣営の実力者でございますから、総会の場において、あるいは理事会の場において、アメリカがILOに復帰するように日本としては極力努力をしなければならぬ、このように考えておりますが、いまのところ、いつごろILOにアメリカが復帰してもらえるかということの目安はまだ立っておりません。

○草川委員 そこで、いつ復帰できるかという目安は全く立っていないと思うのです。それだけにILOを脱退したために、大体あれは予算的にはアメリカというのはいくらかの、四分の一くらいの負担をしておつたのではないかと私は思うのです。けれども、大幅に予算に穴があいたわけでは、何か話によりますと一九七八年と七九年で四千二百三十万ドルの穴があいたという数字が出ておりますし、昨年の十一月の理事会で、それだけ困るわけですから、事業を縮小しようということと、それから加盟国の寄付金でこの穴を埋めようじゃないかということが理事会で論議になったようにございます。さらに、そういう上に立つた決定から、各国から、すでに十四か国だそうですが、二百三十万ドルの寄付金がベルギーだとかノ

ルウェーだとかスウェーデンから寄せられておる、あるいはオランダなんかは、そのほかにさらに四百万ドル、フランスも二百万ドルというように寄付を決めておるようですが、日本はこのことについて反対をしておるのですか、賛成をしてみえるのですか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○石井政府委員 お答えいたします。アメリカの脱退につきまして、それに伴ひましてILOの分担金が二五%、すなわちアメリカが二五%の分担金を出しておつたわけでありまして、これが収入不足となつたわけでございます。現在ILOにおきまして理事会を中心に、これをどうするか、すなわち、できるだけ予算の削減をもちまして今後のILOの運営をやつていこうという方向で検討をしております。ところで、現在わが国としましては、アメリカが脱退した分担金の減額というものを踏まえまして、できるだけILOの運営を収支均衡の原則に近い努力をしてもらいたいという主張をしております。わけでございますが、先ほど先生が御指摘になりましたように現在、任意拠出金ということ、すなわちボランティアによりまして各国に、実際のアメリカの分担金の削減分とおりではございませんが、ある程度の金額をそこに期待をしておるというのが事実でございます。現実にも、御指摘のように幾つかの国が、現在の正式の任意拠出の状況を私どもの把握した結果によりまして百七十二万ドルということがございますが、さらにこれに追加いたしました各国が今後対応するだろうと思ひます。政府といたしましては、さきに申し上げましたような考え方を踏まえながら、各加盟国なかにまず西欧の主要先進諸国の状況等を慎重に見きわめた上で、わが国独自の立場で検討を加えてまいりたいと思ひます。

○草川委員 もっと具体的にひとつ御答弁願ひたいのですが、では日本政府としては、減額という内容の小さくしてでもいいから、まあまあ適当にやつてくれよと、こういうことなんでしょうか。事業内容を縮小しろということを確認するわけですか。

○石井政府委員 お答えいたします。ILOの活動につきましては従来の長い歴史がございます。また、ILOの活動自体が労働関係における国際的な進展につきまして大きな役割りを果たしておることは事実でございます。ただ、現実にはアメリカが脱退したことに伴ひまして、予算あるいは実行の資金が減少することは確かでございます。したがって、ILOの本来の活動というものをここで縮小するということを主張しているわけではございませんで、むしろいままでのILOの、たとえば人員につきましてもあるいは事業につきましても、もう一回見直しをいたしまして、本当に適正な状態をこの際つくり上げるべきだというのが私どもの主張でございます。決してILOが本来の役割りを放棄する、あるいはそれを過小評価するということ考へ方は全くとっておりません。

○草川委員 いまヨーロッパの先進国の態度も見て対処をしたいということをおっしゃられたわけですが、少なくともオランダだとかフランスは決めたわけでしょう。寄付をするということ、任意拠出をするということを決めておるわけですね。だから、日本の政府も、もうそろそろ対応が迫られておると思うのですが、その日本政府としての、またあるいは労働省として、どう対処をされるのか。もう出さぬと突っぱねるのかあるいは出す方向で検討しておるのか、その点の見解を賜りたいと思ひます。

○石井政府委員 ILOの今後に対しまして日本政府が対処する、すなわち特に分担金についてどうするかという問題につきましては、やはり西欧の特に志を同じくする各国の情勢を見ながら、これに対処しようという考へ方でございます。決してこれを全く出さないという方向で検討しておるというわけではございません。

○草川委員 では、もう一回ちょっとお聞きしますけれども、いわゆる全く出さないということでは

はないという答弁がしましたわけでございますけれども、何か出すことについて反対だと受けとめられておるわけですね、いま、われわれが聞いておる範囲では、では反対はしていないわけですね。

○石井政府委員 お答えいたします。全く出さないという前提で物を考へているわけではございませんで、したがって反対だということも前提にして現在検討しているということではございません。

○草川委員 これは要望になりますけれども、これだけ、いま国際的な労働事情というのは非常に重要な問題点になっておるわけですから、ひとつ前向きな形でぜひ対処をしていただきたいと思ひます。

そこで、今度はひとつ国内に移るわけでございますけれども、御存じのとおりにILOの東京支局というのがあるわけですが、いま言われたような形でございまして非常に人員が削減をされて、予算も相当大幅にカットされて、そのカットの割合も、それぞれの支局の中では東京支局のカットが非常に大きいのであります。何か日本は十余名の職員が見えるようになっておるけれども、そのうち九名ぐらいが対象になっておるということでございます。いまこのILOの東京支局というのは、いろいろと国際的な情報を速やかに労使の方に流していただける唯一の場所ではないだろうか、こう思ふのです。ILOの公用語と日本語の翻訳や、また日本の情報というのをそれぞれILOにも出していただけるわけでございますが、このように半分以上の削減が行われるということになりますと、日本におけるILOの機能というものが維持できないのではないか、私はこう思ふのですが、その点についての見解を聞かせていただきたいと思います。

○石井政府委員 ILOの東京支局の問題につきましては、私どもは先生のいま申されました基本的な考へ方に全く同感であります。ただ問題は、東京支局のあり方自体は、当然のことでございます

すがILO自体の問題でございます。したがって、ILOが国際機関としての立場から東京支局をどう考えるかということに尽きるわけでございますが、ただ私どもとしては、東京におけるILOの機能というものが大幅に低下するということは政府としても非常に問題であるというふうに考えております。特に東洋におきましては言語の問題等を含めまして活動についてはよい負担がかかっておるわけでございますので、私どももいたしましてILO事務局に對しまして強い態度で今後とも臨んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○草川委員 いま官房長が言われたように、ひとつILOの本部に對して、日本に對してそんなに他に比べて過酷な削減というのはおかしいじゃないかというところは強く主張をさせていただかなければいかぬわけですが、私が聞いておる範囲内では、もうすでにそういう方針は出てしまつて、具体的に事務局の削減というのが組上に乗つておるうちに私も聞いておるわけですが、そういう体制になりますと、先ほど触れたように機能の維持と強化というのには望み得ないことになるわけですが、たとえばいまの状況の中で何か日本の労働省として別な形でバックアップをするということはできないのだからか。たとえば中央に對して言つていただくことは言つていただくわけですが、実施されている段階で、その事務局体制を含めて何か支援体制を考えることはないだろうかということを質問したいわけですが。

○石井政府委員 ILOの東京支局の現在の定数は十二名でございます。私もいままでILOの東京支局の定員に對する状況をずっと見守つてまいりましたが、私どもも相当努力をいたしまして、最初ILOが考へていたことよりも次第に復活をしていっているのが現状でございます。今後この問題についてどういうバックアップ体制をとるかというところでございますが、やはり私どももいたしましては、特にILOの拠出の分担金といったしましてはアメリカに次ぐ大國であつたわけござ

いまして、アメリカが抜けた後は日本がトップに立つというような状況でございますので、やはり東京支局というもののILO全体の総合的な立場の必要性を強調いたしまして、この問題について、さらにあらゆる機会にILO事務局に對して意見を申し上げたいというふうに考えております。

○草川委員 これは御存じのとおり、すでに労働四団体の方も統一して、四団体が足並みをそろえまして、ILOの労組連絡会議というのがあるわけでございますが、労働側理事の原口さんを初め四団体の名前で労働大臣にも申し出がされておるわけでございますが、私はいまのような程度でなくして何らかの形で、つなぎと言つて言葉が悪いのですけれども、別な組織でILO協会というのがありますね、これはまた別な組織でございますけれども、そういうところにも臨時に助成をするとかして、たとえば本部でカットされたメンバーなんかを、そういうところでつなぎの形で、ひとつ事務局の運営なんかでカバーをしていただく。いまこそ、こういうような組織の方々を使つて、日本の現状と諸外國との交流というものを正しく評価をしていかなければいけませんし、あるいはこのようなILOという国際的な組織の中で、日本に對する産業的な批判もかなり出ておるわけですから、その誤解のないような情報を早くとするという体制が必要だと思つて、肝心のそういう情報の窓口なり、情報とは限りませんが、基本的なパイプの窓口が狭まるということは、これは単に労働界だけの問題ではなくて産業界としても重要な問題だと思つて、政府は政府のルートもあるからいいようなものでございましてけれども、ILOの場としての情報の幅が薄くなるということは問題だと思つて、それは特にひとつお考え願ひたいと思つております。

まだそのほかに実はILOの批准の問題についての政府の大体のお考えなんか聞こうと思つていましたが、これはまたスト権等があつて別の機会に譲りたいと思つて、最後に一遍、大臣の方から、将来のILO問題に對する取り組

みについてのお考えだけ聞かせていただいて、発言を終わりたいと思つております。

○藤井國務大臣 わが國は御承知のごとくILOの加盟國でございますし、現在のところアメリカが脱退しているというこの現実を踏まえて、いろいろ御指摘のありました問題に積極的に対応していかなければならぬ。特にILOの本部のありますジュネーブ、外務省の沢木大使が非常に積極的に活躍してもらつておるという情報を私は承知いたしておりますので、ジュネーブの沢木大使、外務省の出先ともよく連絡をとつて万遺憾なきを期したい、このように思ひます。

○草川委員 以上で終わります。

○木野委員長 次に、和田耕作君。

○和田耕委員 いまILO関係の質疑があつたのでありますが、昨年の七月でしたか九月でしたか、看護職員についてのILOの条約が決まつて、その看護職員が出されたというのを聞いておるのですけれども、この問題で日本の政府は棄権をしたということですが、理由はどういうふうなところにあつたのか。これをお聞かせいただきたい。

○石井政府委員 御指摘のように、看護職員の雇用及び労働生活条件に関する条約、百四十九号条約の問題につきましては、棄権をいたしましたわけでございます。この事情につきましては、最初この内容における国際的な条件の設定に当たりましては、勧告という形が想定をされておりました。これをものとしまして対応いたしましたわけでございますが、途中で条約にするという変更がございました。そういうことから、それに対応する、率直な言ひ方をしますと、いまがなかつた問題もございまして、そういう結果になつたということでございます。

○和田耕委員 非常に事務的な理由でということだと思つては、看護職員の給与として地位の向上という問題を強調していると同時に、週休二日

制の問題が強く取り上げられておるようですけれども、こういう問題は棄権という態度表明と関係があるんじゃないか、ないんではないか。

○石田説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。

週休二日制といったことではございますが、休日の関係につきましては、条約ではございせんが、勧告の方に触れられてございます。それで、詳しく申し上げますと、日本政府代表が棄権をいたしましたのは条約の採択のときでございますが、勧告につきましては賛成をいたしております。

○和田耕委員 それで近い機会にこの問題を検討されて、条約自身に賛成をするという見通しがありますか。

○石井政府委員 看護条約につきましては、条約の制定が非常に最近であるということもございまして、その内容を見ますと大体二つの状態、内容を含んでおります。一つは、看護業務と看護職員に関する計画の樹立に当たりまして看護職員を参加させること、あるいは雇用労働条件の決定は、なるべく関係労働団体との交渉によること、これが一つであります。もう一つは、看護職員は一定の労働条件に關し、少なくとも他の労働者と同様な条件を享受することというようなことが規定してございます。

問題は、この本条約と国内法制との関係の問題が問題になっております。一つは、同等なという意味でございます。すなわち、他の労働者と少なくとも同等な条件を享受するという場合の同等なという意味が明らかでございます。たとえば現在、労働基準法におきましては四十条の規定によりまして、いわゆる労働時間の特例が設けてありますが、病院とかあるいは診療所の特例に看護職員につきましては一日九時間、週五十四時間という特例がございまして、その場合、一般の労働条件と同等な条件ということはどう理解していいのかわからないことございまして、この点についてさらに検討をいたす必要がございまして、それが一つの例

でございまして、さらに検討いたしてまいりたい。それからもう一つは、やはり厚生省等の関係官庁との関係もございまして、それらを含めて今後検討する必要があるだろうというふうに考えておる次第であります。

○和田(耕)委員 きょうは厚生省の関係官にもおいで願ってと思ったのですが、急だったもので、ちょうどいらっしやないようですから、この問題は後日再び質問したいと思うんですけれども、これは特に厚生省関係の看護職員の仕事の仕方というんですか、職員自身の内部の構成というんですか、そういうものとかかなり関係してくる問題です。厚生省との関係が非常に大事な問題になつてくると思うんですけれども、きょうは肝心の厚生省の側の人がいらっしやいせんから、これは今後また御質問することにいたします。

しかし、こういう国際条約というものは、ほとんど大部分の国——これは棄権をしたのは、アメリカとイギリスでしたか。

○石田説明員 お答えいたします。

棄権した国がかなりございまして、政府関係で主なもの申し上げますとオーストラリア、アメリカ、スペイン、オランダ、イギリス等が棄権をいたしております。

○和田(耕)委員 そのアメリカは脱退しようとしているからわかるんですけれども、イギリスとオランダの理由はどういう理由か、わかつておれは……。

○石田説明員 これは具体的に個々の国についてはつきりわかつておるわけではございせんけれども、大筋を申し上げますと、わが国がとりました態度と同様でございまして、従来、勧告ということで総会まで準備が進められてきた。急に条約が提案になりまして、条約につきまして賛否を問われても、いますぐはつきりした答えをする用意がないというふうなことで、棄権をした国が多かったというふうなことで、棄権をした国が多

○和田(耕)委員 確かに勧告文が、全面的にこれを賛成して実行していくという姿勢があれば、大

部分の問題はそれでいいと思うんですけれども、なおひとつ、この問題は前向きに検討していただきたいと思ひます。また後の機会に御質問をしたいと思います。

きょうは労働大臣、特に最近の雇用状況、失業状況なんですけれども、いよいよあしたから三月という非常に注目されておる、失業がふえるんじゃないか、倒産がふえるんじゃないかという月を迎えるのですが、現在からの一番最近の状況から見て、三月の失業状況というのはどういうふう

に考えたいのか。現在の数字と三月に予想される数字をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○藤井国務大臣 現在のこの厳しい雇用情勢の認識でございまして、去年の三月は、先ほどもちょっと触れましたように失業者が百二十七万人という、こういった数字を示しておるわけでござい

ますが、去年と比較いたしまして、ことしの日本の経済情勢、雇用情勢というのはい層厳しい。これはもう私から申し上げるまでもないわけでござい

まして、そういう点から考えまして、これを上回る——どの程度上回るかという見方はいろいろありますが、いろいろ現在の情勢を判断して、われわれは大体一割ぐらい上回るといふ前提で約百三十万人台の完全失業、こういう状況を踏まえて今後対策を進めていきたい、このように思ひます。

○和田(耕)委員 この三日ほど前にも日本の一流企業と言われる、構造不況の中に入つておる企業のトップの人といふ話をする機会がありましたが、その会社の状態を聞いておりました、率直な話でしたから、私は本当に寒気がするやうな思いをしたのを、ごく最近、非常に強く印象づけられておるのですけれども、たとえば繊維の一番

う状況、おとこの会社の名前は申し上げられませんが、いまの二つの会社はもう新聞にも載つておりますから申し上げるのですけれども、これは非常に深刻な状態があるように思ひます。これはちょっとやそつとではなかなか解決できない。つまり、かなり慢性化したといひますか、構

造化した設備の過剰という問題があるわけですから、なかなか解決できない問題があるわけです。労働省の完全失業の数字に出ておる以上に、実際は厳しい状態があるのではないだろうかと思ひますが、その中でも、とりわけ中高年齢層の失業という問題が特にクローズアップされてくるわけですね。アメリカなんかでは逆に若年層

が首を切られる感じになつておりますけれども、日本の場合はどの職場を見ましても中高年齢層が首を切られるというやうなケースになつておるやうに思ひます。

現在の百十万人そこそこの完全失業者の中の年齢構成はわかりますか。それと業種別がわかれば、なおそれをつけ加えていただきたい。

○細野政府委員 完全失業者の中の年齢別構成のお尋ねでございまして、十五歳から二十九歳層が四十三万人、それから三十歳から四十四歳層が三十一万人、四十五歳から五十四歳層が十七万人、五十五歳以上層が二十一万人ということでございます。これは五十二年十二月の百一十一万といふ総数の内訳でございまして、したがって、一般に中高年齢と言われます四十五歳で切つてみま

すと、四十五歳未満のところは七十四万人、四十五歳以上が三十八万人という状況でございまして、これは五十二年十二月の百一十一万といふ総数の内訳でございまして、したがって、一般に中高年齢と言われます四十五歳で切つてみま

すと、四十五歳未満のところは七十四万人、四十五歳以上が三十八万人という状況でございまして、これは五十二年十二月の百一十一万といふ総数の内訳でございまして、したがって、一般に中高年齢と言われます四十五歳で切つてみま

すと、四十五歳未満のところは七十四万人、四十五歳以上が三十八万人という状況でございまして、これは五十二年十二月の百一十一万といふ総数の内訳でございまして、したがって、一般に中高年齢と言われます四十五歳で切つてみま

なお、業種別の完全失業者についてのお尋ねですが、これは現在の労働力調査、これは総理府がやつておる調査でございまして、その中では、結局、失業者ですと、どこから出てきたかというところを聞かなければならないのですが、その質問がないものですから業種別に完全失業者の数というもの把握してないという状況でございまして。

○和田(耕)委員 女子の状態をちょっと補足していただきたいのです。

○細野政府委員 ちょっと、いま手元にデータを持ってきておりませんが、ここ数カ月、総理府の労働力調査の発表のごとに目立ってふえておるのが女子の若年のところだといふ発表が何回か続けられておるので、新聞等にも出ておるわけでござ

います。

○和田(耕)委員 ふえておる女子の年齢はどの程度の年齢ですか。

○細野政府委員 一番ふえておるのが二十歳代、三十歳代というところでございまして。

○和田(耕)委員 全体の数字はやはり青年層がかなり多いようですけれども、その中には女子の失業というものが非常に多いといふことが言われるわけで、中高年齢層という数字は、内容的に点検してみれば世帯を持って非常に深刻な人たちがかなり多い。

「委員長退席、越智(伊)委員長代理着席」女子が深刻でないといふことじゃないので、女子は女子としてまた別に非常に重要な面があるので、すけれども、中高年齢と女子労働者の失業というものが非常に典型的な状態ですね。弱い層にまず第一に被害が、失業といふ脅威が向けられておるというやうな感じがするわけなんです。

これはなお数字的に点検していただきたいと思ひますが、このやうな状態でございまして、この中高年齢層と女子の失業者という問題を一応焦点にしながらの対策といふものが必要であるし、労働省も中高年齢層についてはもう三、四年前から、かなり一生懸命やつておられることは認めるわけで、また評価もするわけでございましてすけれども、

いままでのような対策で中高年齢層という問題が教えるかどうか、これは私非常に不安に思うのですけれども、やっておられる労働省の皆さん方は、いままでのような状態でやっていくというふうにお考えになっておられるのか。あるいは不安があるとするれば、今後カバーするすべしという点にあるのか、そういう問題についてお伺いしたいと思ひます。

○細野政府委員 この中高年齢層の今後の雇用の見方につきましては、今後の経済情勢がどうなるかということの見方いかんによって、かなり見通しが変わってくるかと思うのでございますが、私どもは現時点におきまして、御存じのように公共事業中心に有効需要を喚起して民間の景気を回復する、こういう考え方に立っておるわけでございまして、これが最近、幸いにして在庫がやや減る傾向が出てきておるといふようなことから、有効に働くのではないかなというふうな考えでおるわけでございしますが、そういう状況で、ある程度、景気というものが少なくとも本年の後半には回復の兆しが出てくるのではなからうかというふうに見ておるわけであります。

ただし、そうだといたしましても、経済よりも雇用の回復というのはいややタイムラグがあるという点も、いわば常識的なことでございしますから、そういう意味からいいますと、ことしの上期あるいは多少それ以降にずれ、やはり雇用関係というものはなかなかばかばかしい改善というものは見られないんじゃないかというふうな感じがするわけでありまして。

しかし、そういう前提に立って見ても、たとえば毎年の労働力の流動というものは、学卒を除きましても毎年の入職者、つまり自己都合退職を含めまして、年々全産業で約二百七、八十万あるわけでありまして、それが学卒を入れると約三百七、八十万の人間というものが少なくとも入職をしていくという状況になるわけでありまして、もちろん、それは全員がふえるわけではなくて、やめた人の後の穴埋めを含めてのことでございしますが、いまよ

りも著しく悪くならない限り、そういう流動の中の中高年齢層の人を含めまして離職者の吸収というものは、容易だというふうに申し上げるのは大変危険だと思ひますけれども、しかし不可能ではないんじゃないか。

ただし、これはいま申しましたように、景気がことしの上期あるいは多少ずれて、雇用については少なくともはかばかしい改善がないとすると、やはり何かの刺激が必要なんじゃないかというふうなことで、来年度から藤井労働大臣の新政策として、中高年齢者を雇い入れる事業主の方に、大企業の場合には賃金の二分の一、中小企業の場合には三分の二の助成をしていく。それから職業訓練をできるだけ弾力的に、種目等についても中高年齢者向けの種目を大幅に取り入れるし、やり方につきましても、公共訓練という施設でやりますと定員をふやすというのがなかなかむずかしいところがございますから、できるだけ民間のたとえば自動車の教習所みたいな教育機関をフルに活用していく。あるいは民間の事業内の職業訓練所がございしますから、そういうもののしつかりしたもの、認定を受けているようなものにこれを委託するといふような形で、できるだけ全体としての計画数をふやすと同時に、その職種についてもバラエティーに富んで実情に即したものにしていきたい。それから種目についても、高年齢の人ですと、なかなか一般の訓練科目に向かない面もございしますから、たとえば造園科とか、あるいはビル管理科というふうな高年齢の方でもやれる仕事についての訓練種目を取り入れていくとか、いろいろな工夫をこらしまして、いま申しましたような全体的な経済の中で雇用の拡大あるいは雇用機会の拡大を図ってまいりたい、こういうふうな考えでいるわけでございします。

○和田(耕)委員 定年延長の問題がこの三年、四年のうちにいろいろ論ぜられ、労働省も、それを奨励するような方向に動いてきたわけでございしますけれども、この問題だけを考えましても、終身雇用制に基づいて賃金が年配の人はずっと上がったていくというこの制度は、現に非常な勢いで崩壊をしておるといふ事実があると思ひます。たとえば、いろいろな会社でも、やめてもらうときには、五十以上のの人に、あるいは四十八ごろから特別な条件の退職手当を出すとか、いろいろなことをやって自発的な退職を促していくというふうなことがあつたりしておるようでございしますけれども、現在では高年齢者の賃金を低くして、新しく事業で雇用していくというふうな動きも出てくるようですね。高年齢者を逆に賃金を低くして、その事業で使えるような状態をつくっていく。あるいはまた、ある会社によれば、五十以上の人は会社をやめてもらうけれども、会社が全額出資した別会社をつくって、会社の中の福祉厚生とか年配者に向いておるような仕事を高年齢者にやらすとかいうような形で、年功序列体系とは全く違つた、能力に応じた考え方を基盤にして高年齢者を再び仕事の体系の中に入れていく形で取り入れようという努力があるようですけれども、労働省としては、こういう動きをどういうふうにごらんになっておられるか。

○細野政府委員 いま先生御指摘のいろいろな事例の中には、やや性格の違うものが入つておる。一、概して私どもの考え方を申し上げるのはむずかしい点もございしますが、ごく大ざっぱに言えども、いまお話しのような事例を前提にして申し上げますと、私どもも、たとえば定年が延長されるあるいは御存じのように、高年齢者につきましては六%の雇用率というものを努力義務として中高年齢雇用促進法によって課せられておるわけですが、こういうものが実現をしていくためには、どうしてもいま御指摘のように年齢が高まると、これも個人差がございしますけれども、一般的に能力がやや落ちてきていくという状況の中で賃金だけが上がるという制度を維持して、なおかつ定年を延長する、あるいは高年齢者の雇用率を達成していくという点には非常に困難を伴うわけでございします。例外的な企業等においては、そういう場合もございしますけれども、一般的には、それはきわ

めて困難であると思ひます。したがうして、私どもは定年延長を先生御指摘のように当面六十歳というところでやっているとありますが、その場合の考え方としては、いま御指摘の賃金体系の問題あるいはたえば定年を延長しても、その後引き続き退職金が累増していくというふうなやり方、あるいはもう一つの大きなネックは人事が詰まってしまうという問題があつて、これがまた会社側だけでなく労働者側にも定年延長について非常に積極的でない、つまり若い人の方にそういう点についての心配、懸念があるというふうなこともございまして、こういう点について、この辺になりまして、いわば労働条件の問題でございしますから労働の間でコンセンサスを獲得、たとえばある程度定年を延長した場合に賃金は横ばいにするとか場合によつては下げるといふようなことすら考えなければいかぬ場合、企業もあるのじゃないか。その辺は賃金体系の問題ですから、まさに労使によつてコンセンサスを獲得しながら進めていくことが必要なのじゃないか。

そういうことで私どもは、定年延長を進める際には、各種の助成金という奨励措置が片一方にある。片一方には雇用率という一つの法律上の努力義務がある中で、その達成のための条件として、いま御指摘のような賃金体系、退職金、人事管理という点について労使が話し合ひで実現できる前提を地ならししてつくれた上で進めていかねばいかぬんじゃないか、こういうふうな考えでいるわけであります。

○和田(耕)委員 いま申し上げた後の例で、会社の中には福祉厚生とか庶務的な事項とか、年配者にもできる仕事が相当たくさんあるわけですね。そういうふうな仕事をさせるために別会社をつくる。別会社をつくるという意味は、つまり賃金体系を変えようという意味になる。事実、別会社に行つた人は一応、会社をやめて別会社に就職して大体二割から二割五分ぐらい賃金が下がっているようですけれども、そういうような会社をつくつて高

年齢層を組織的に収容していくという考え方も二、三の縦横関係の工場ですぐに実行されておるようだけれども、今後、恒常的な高年齢社会に入っていくことになる、こういう問題も考えていかなければならぬのじゃないかという感じがするのです。

つまり、そのところでぐずぐずしておると、終身雇用で高い賃金も退職手当も何ももらっていきという状態では、なかなか言うべくして行かない、五十歳なら五十歳あるいは五十五歳なら五十五歳というところで切れば、その後は、はっきり責任を持った別会社でその人たちを雇用する。これが別会社でなくて会社の中で行われれば一番スムーズなんですけれども、それがなかなかむずかしいければ、そういうふうなことで高年齢者の雇用の機会を拡大していくということが必要だという感じがするのです。

こういう問題はもっと広げて考えますと、たとえば公共事業、役所関係、特に市役所とか県庁とか福祉事務所とかんとか地方のそういうところは、恐らく半分以上は中高年齢層でやれる仕事が多いと思うのです。いま役人さんがやっておる仕事が多いのですが、役人さんがやっておる仕事の半分以上は年とった人にやれる仕事だ。これは誤解のないように聞いてもらいたいと思うのですけれども、そういうような形で中高年齢層の職場をもっと組織的に拡大していくような配慮をしていただけないか。必要があれば、そういうことを目標にした委員会のようなものをつくっていただけないか。つまり、中高年齢層の雇用を総合的に組織的に拡大する目的で、そういうことをやっていただけないか。

そうしませんと、これは単に臨時的なものではなくて、こういう問題は景気循環の網の目で救われるものでもないのです。もっとこういうものとして対策を講ずる必要があるわけですね。労働省も、たとえば中高年齢層に対する雇用の率を設けたり、あるいは特別の法律をつくって、いろいろな形で助成をしたり職業訓練をやったり、いろいろ

をやっておりますけれども、そういうことだけではなくて、もっと雇用機会を拡大していく、雇用機会そのものを拡大していく。先ほど公明党の委員も言っておりますけれども、職業訓練をやりましても、働く場所がなければ結局景気循環を待っているより仕方ないということにもなっており役立たない。しかし、中高年齢層の場合は、景気循環を待っても、なかなか恩恵に浴する人が少ないわけですから、もっと産業全体あるいは職場全体の構成から見て中高年齢層に適切な就職の機会を拡大していくということについて、一段の御努力をいただきたいと思うのですが、これはひとつ何か適当なオーソライズするための委員会のようなのを設けるとか、そういうことを見詰めていく機関が私は必要だと思っております。労働大臣、いかがでしょうか。

○細野政府委員 高年齢者の雇用促進の問題につきましては、御存じの六〇という努力義務につきましまして、未達成の企業については達成計画の作成を命じて計画的に達成に努力をさせるという規定があるわけでございます。この規定に基づきまして実際の調査をやった結果が昨年の十月に出たばかりでございます。その結果、雇用率が全体的には六六・五％で下回っている状況であります。したがって、未達成の企業もかなりあるという事実が個別にわかったわけでございます。

そこで、こういう不況下であり、しかも構造不況業種等、御指摘のように非常にいろいろな問題を抱えておる企業も多々ございますから、どの企業にも一律というわけにはなかなかまいりませんけれども、私どもとしては、まず雇用率の達成の状況がきわめて悪い、非常に下回っている。その次には、現在新しく人を採用しているという状況にある。それから下回っているもの率だけではなくって人数も相当下回っている、したがって一定の規模以上である。こういうことになりまして、そういうところを重点的に安定所長から雇用率の達成のための計画をつくらせまして、そしてその計画に従って具体的に努力させるといふふうなことを

を現在やりつつあるわけでございます。したがって、これも高年齢者の雇用促進のための一つの具体的な手段なわけであります。

なお、この中高年齢層につきましましては、御存じのように各産業団体、これがほぼ網羅的に集まりまして、日経連、日商、中央会に労働者の四者が幹事団体になって中央雇用対策協議会というのがございます。ところが十年ぐらい前から、この中高年齢問題を推進するためのいろいろな申し合わせをやったり、その実施を産業界に浸透させるというふうなことをやってきているわけでございまして、現在でもそういうための検討が続いているわけでございまして、この機関も活用してまいりたいと考えておるわけでございます。

○藤井国務大臣 中高年、特に高年齢者の雇用問題に関連して定年制のお話まで御発言がございましたが、現在日本の社会がいわゆる高齢者社会になつて男子は七十二歳、女子は七十七歳という寿命になった今日、人生まさに五十年と言つたときと、ほとんど変わらないような定年制が施行されておる、これはできるだけ早く解消して、とりあえず六十を一応のめどに、これが実施されるように、先ほど局長からもいろいろ説明をいたしまし、たし先生からもお話がございましたが、ひとつ一刻も早く、そういう方向へ実現するように全力を挙げたい、このように考えております。

同時に、高年齢者の問題について一つの示唆のある御提案がございました。私は、この問題はこの問題として、たまたま労働省の諮問機関として雇用政策調査研究会という会がございまして、いまの和田委員の御提案は一応諮らせていただきたい、このように考えます。

○和田(耕)委員 最後に、私も相当年配になってきましたから、これからひとつ中高年齢層の職場を拡大することを目標にして努力してみたいと思っております。やはり何となく人間的な幸せという問題は、いろいろ考え方がありますが、けれども、平均的に見て年配になって幸せになるといふことが人間の幸せのポイントですね。若いとき

は何ほ幸せそうに見えても年配になって不幸せになると、その人の生涯は真つ黒の生涯になる。逆はまた逆ですから。結局、人間の幸せという面から見て年配者の幸せという問題は非常に大事なことなんです。政治の問題が人間の幸せという問題を中心にするならば、どうしてもこの問題を避けて通れない。また高年齢社会にもうすでに入りつつある。しかも大変な不景気でこれらの問題を解決できない条件のもとにある。食うに困るような状態をなくする、あるいはまた病気をしても見る人もないような状態をなくすることはあたりまえのことですけれども、それだけではうまくいかない。年配者で元気な人がふえておるのですから、その人たちを何かの形で仕事につけられるような総合的な一つの対策がぜひとも急がれると思うのです。こういうふうな不景気になってきて、しかも、まだまだ長期化するという状態のもとで、また放置されるようなことがありますから、ぜひとも、そういう問題意識を持って見守って対策をしていく機関が私は必要だと思つたので、まず、その問題を強調いたしまして、きょうの私の質問を終わりたいと思つた。これからこの問題を見詰めながら何回も何回も御質問をしてまいりたいと思つたけれども、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

ありがとうございます。

○越智(伊)委員長代理 浦井洋君。

○浦井委員 時間が余りないようでありますから少し早口でしゃべりたいと思うのですが、大臣並びに基準局長にお尋ねしたいと思つた。

わが国には零細な自営小工業者が本人で三百万、家族で六百万というたくさんの方がおられるわけでありまして、これらの人は社会的にも経済的にもかなり重要な役割を果たしておられるにもかかわらず、行政的な保護は最も受けておられない層だと言つても過言ではないのであります。ですから、大きな企業であるとか大資本がブレッシャーをかけてきた場合はほとんど無権利の状態に置かれておる。しかも、こういう人たちは概して高年齢

者が多いということで、こういう人たちの生活や営業を守っていくということが、国の施策にとつては非常に必要なことだというふうに私は思うわけであります。

〔越智伊〕委員長代理退席 委員長着席〕
そこで、家内労働法に定められている最低工資制
度の問題について、例を引きながら質問をしてみ
たいと思うわけであります。

私たちの調査では、愛知県県の毛織物産地の賃機業者というのは、朝の六時から夜の十一時ごろまで、あるいはまた静岡県県の別珍コール天産地の賃機業者は、朝の五時から夜の十一時まで操業しておる。これは工賃が安くて長時間働かないと生活がでないからだ。現に愛知県県の一宮市では市の総合計計画書の中で、一宮における未熟児出生率、乳幼児死亡率が県下他町村に比べて高い。これは繊維業に従事する婦人の過重労働、劣悪な労働条件に起因する。こういうように認めているほどであります。これは別に愛知県あるいは静岡県だけに限らず、全国の繊維産地のほとんどに共通した問題であつて、いま賃機業者の中からは、最低工賃制度を実施して工賃の切り下げに歯とめをかけるとともに、適正な工賃による発注が行われて、八時間労働で生活できるようにしたいというような大きな要望が出てきておるし、運動が起こつておるわけであります。

そこで尋ねたいわけでありますけれども、現在、
 織物業で最低工資を決定しておるところは、都道
 府県の数で一体何県で、そしてケースとしては何
 ケースあるのかということを初めにお聞きしてお
 きたいと思う。

○桑原政府委員　繊維関係で最低賃金を決定いたしております決定件数は十四件でございます。(蒲井委員「県の数は」と呼ぶ)県の数も十四でございます。

○浦井委員 県の数は十三都府県で、そしてケースとしては十四件だ、こういうふう理解——そうですね。

○桑原政府委員 そのとおりでございます。

○浦井委員　そこで、通産省の統計によりますと、織物業の産地というのは四十六都道府県にあって、産地の数としては百八産地に達しておる、こういうことであります。ところが、いまのように十三都府県で十四ケースだ。これらの産地では、専門的な家内労働者の賃機業者を含めて二十万近くの家内労働者がおるわけなのです。ところが、いま言ったような数字しか最低工資が決定をされておらない。これは一体どういう理由なのかとい

うことを、ちょっと尋ねておきたいと思う。

○桑原政府委員 私どもは、家内労働法の精神に沿って、できるだけ低廉な工賃が支払われないように、最低工賃を決めるべくいろいろと努力はいいたしてきております。したがって、主要都府県に

は家内労働審議会がごさいますし、それ以外の県には労働基準審議会がごさいまして、そういうところで、労、公、使、学者の関係の方々が十分に御相談をいただいて適正な工賃を決めていただくように努力をいたしておりますけれども、たとえば、ことしになって岐阜が始めるというようなことで逐次、最低工賃の決定が進んでおりますけれども、御指摘のように必ずしもまだ十分ではない、こういう状況でございます。

○浦井委員 余り答えになっておらないわけなのです。しかし先へ進みますけれども、ただいま局長言われたように、岐阜県では最低工賃が決定された。ところが隣の愛知県では、これがまだ決定されておらない。これは一体どういう理由なのですか。

○桑原政府委員　私どもも、岐阜で決められますと、一衣帯水の隣の県でございますから当然に競争関係にあるので、こういった最低工賃が決められることが望ましいと思います。現在基準局におきまして、どうしてもこういう工賃を決められず場合には実態調査というものが必要でございますので、現在その調査を進めております。こういつたデータに基づきまして、早急にそういう工賃が決められるように努力をいたしてまいりたい、こういうふうに思います。

○浦井委員　そうすると、いまの局長のお話では、近々のうちに基準局の方で諮問を審議会に出す、そしてそこで答申を受けて決定をする、そういうように理解をしてもよろしいですか。

○桑原政府委員 実態調査をいたしておりますのは、まさに御指摘のような方向で進めたいためでございます。

○浦井委員　そういうふうには私は理解をしておきたいと思うのです。

そこで、ところがその額の問題でありますけれ

でも、家内労働法の十三条によりまずと、最低工賃というのは地域最賃「との均衡を考慮して定められなければならない。」この均衡を考慮して定めるとは一体どういうことなのか、ひとつ政府の答えを求めておきたいと思う。

○桑原政府委員　均衡を考慮して定めるというのは、必ずしも同額であるという意味ではございません。わけでございます。したがって、普通の最低賃金を決めます場合と非常に違ひまして、御承知のように家内労働につきましては、その品目別にいろいろな単位がございまして、それによつていろいろ能率換算するような形で決められますものですから、一概に比較できない。しかしながら、結果的に八時間換算し、それからいろいろな諸材料費等を引きながら、そして最低賃金とどういうふうな関係になるかということとは常に頭に置きながら御審議をいただいておるといふうに理解をいたしております。

○浦井委員　やはり少なくとも経費を引いて最賃以下のものであつては実質上生活ができないといふことは、常識的に判断されると思う。ところが、ことしの二月の十九日から実施されておる岐阜県の最低工資というのは、ここが大事なところなんです、一般に普及する機械で平均的技能で計算をしてみると、一人一時間工資が三百九十二円、電力費であるとか消耗品費であるとか機械償却費など経費三〇％を引くと二百七十六円になる。ところが岐阜の繊維労働者の地域最賃というのは、二月の二十二日に実施をされたわけであります。

れども三百七円、やはり約一割の差がある。これでは、生活ができない、こういう声があるわけがあります。

それからもう一つ。これはもういまの局長の答弁によりまして最低賃金がしかれるであらうと思ふ愛知県でありますけれども、愛知県の尾西市のアンケート調査によりますと、一人一時間の工資収入が三百八十五円五十五銭、これで同じように三〇％経費を控除すると二百六十九円八十八銭、ところが愛知県の同一産業の最低賃金は二百八十九円二十五銭で、やはり一割に近い開きがあつて、これは愛知県の方がまだ差がひどい、こういう状況が調査の結果わかつてきたわけであります。だから決めても、決めることはよいことだけれどもやはり地域の同一産業の最賃を下回らないような決め方をしなければならぬと思うわけでありますけれども、これはどうでしょうか。

○桑原府委員　この一時間当たりの額を出しますのは、平均能率をどこで見るとかというのは非常なむづかしい問題があると思います。私どもは岐阜の局から報告を受けてまして、その岐阜の局が最賃関係の審議会に御報告申し上げた数字を申し上げますけれども、岐阜で繊維最賃が三百七円、毛織物の最低工賃は三百五十円、こういう換算をいたしております、そういう御報告を審議会にいたしております。愛知につきましては、御指摘のように繊維最賃は三百十三円七十五銭でございます。これはまあ今後決まるわけでございますけれども、どうしてもその換算の仕方によっていろいろと問題が出てくるし、また比較が非常にむづかしいということでございますが、いずれにいたしましても、私どもはこういった最低賃金の動きいうものを十分勘案しながら決めていくべきでよろう。ただ、一概にそれが高いか低いかにいうことは比較しにくい。特に非常に技能の高い家内労働につきましては、むしろ最低賃金よりも高いというのが実態でございまして、非常に技能の少ないものにつきましては最低賃金よりも低いということも、必ずしも一般ではございませんが、言

婦人少年局が中心になってやっている仕事でございます。もちろん他局、他省の御協力もいただいているわけでございますけれども、婦人少年局が中心になってやっているわけでございます。

○田中(美)委員 婦人少年室の人員は何名ですか。

岡崎は約二倍になっているのです。ということ
は、やはり労働基準をもう一つつくらなければなら
ないという状態じゃないかと思うのです。こうい
うことをしない、幾ら大臣が一生懸命やります、
こう言われても、こういう物理的なものをきつ
とやっつけていられないんじゃないかと思
うのですけれども、その点はいかがでしようか。

○藤井国務大臣 労働行政というのは私から申し
上げるまでもなくマン・ツーマンの仕事で、建
設省あたりとはちよつと趣が違ふと理解してあり
ます。したがって、私は労働大臣になりまし
たとき、行政簡素化、人員削減計画に沿つて過去
十年間、昭和四十三年から五十二年まで十年間
おきまして純減いたしておる事実を見まして、私
は非常に意外に思つたのです。純減すること二千
三百名、これがいま御指摘のような婦人少年室の
人員の少なきにもしわ寄せされておる、このよう
に考えたわけでございまして、この問題は五十三
年度の予算編成におきまして、大蔵省、行政管
理の理解ある対応をしてもらひまして純減はよ
やくとどまりました。これからは必要などころに
全体的にはチーフガバメント、行政機構の簡素化
こういう線から、なかなかむずかしい問題であ
りまして、大いに努力しなければならぬ。

同時に、特に婦人少年室の問題につきましては、
室の人員をふやすということだけでなく外郭団
体、共助してもらふ外郭的な民間の力をおかりす
る、こういうことによつて人員の不足を補つてい
くことが一石二鳥ではないか、こういう考え方も
持つておりますから、両々相まづつて努力しなけ
ばならぬ、このように思います。

○田中(美)委員 もう一つ落ちておりますけれど
も、少年室だけじゃなくて労働基準の問題。

○桑原政府委員 地域の管内の事業所の動きに
よつて私どもは定員を再配分し、必要によつては
そういう機構の拡充をしていかなければならぬと
感じております。ただ、いま大臣も申し上げまし
たように、いま非常に厳しい環境にございまして、
役所を新設するということもなかなかむずかしい

状況にございまして、いまも大臣がお話しになり
ましたように、私どもはいろいろな関係機関との
連携をやるような形で積極的な対応をしていき
たい、こういうふうに思います。

○田中(美)委員 ちよつといま何を言われたのか
さっぱり意味がわからないのです。局長自身わか
らずに言つていらしゃるのじゃないですか。私
が言つていますのは、ほかの労働基準から比べ
ると岡崎の労働基準というのは二倍の対象を持
つていふわけですからね。ですから労働基準を一つ
つくることを私は一番要求するわけですから、
も、人員をぐんとふやすとか何らかの対応をして
ほしいと言つておるのです。それに簡単に答えて
いただきたいのです。

○桑原政府委員 基準監督署をさらに一つふやす
ということ、いまなかなかむずかしい環境にあ
ると申し上げたわけですから、したがって、そうい
ったたくさん事業所がふえたところにつきましては
機動力を増強したり、あるいはいろいろな私ども
の連携、たとえばコンサルタント制度とかい
ろいろございまして、そういう私どもの足り
ないところは民間のそれぞれ専門的な御協力を
いただきながらやつていきたい、こういうふうに申
したわけですから。

○田中(美)委員 そんなことで、こんなにたくさ
んのことはできないですよ、民間で民間でと言わ
れますけれども、少年室の場合は民間の人の力を
かりるといふことは大事なことだと私は思うの
です。それは婦人は非常に協力したがっているわ
けです。しかし、各少年室を見ましても、人員がわ
ずか三人というところは十六県もあるんですね。

三人とか四人とかいいますと、一人かぜを引い
て病気で休めば二人しかいないというふうなこ
とになれば、周りの人たちが協力しようと思つて
しようがない。周りの人を指導することができな
いじゃないかというので、いま大臣の、みんな
人員が減らされていっている、これは正しいと私
は思ふのです。しわ寄せをされておるのです。それ

がストップをした。ストップしたのなら、これ
もとへ戻すように、しわ寄せがなくなるように、
なくなる方向に大臣に持つていっていただかない
と、いま婦人少年局長が言われたように民間の力
をかりるといふことさえやれば最低限、人間とい
うのは物理的に要するわけですよ。一人病気で休
んだら二人だ、二人でどうして協力してもらえ
るかという点を考えて、いま大臣の言われたしわ
寄せが来ているんだ、こういう観点から婦人少年
局長が来なければならぬ大きな役割、この役割
を重視して、ぜひいろいろな形で協力やまた改
善をしていただきたいというふうに大臣に強く要
求します。

というのは、国際的にも日本の状態というのは
見られておるわけですよ。この差別定年制が、国
内行動計画で天下に公表したものを本に日本は
やるのかどうかということは、日本の婦人
さつき男性という声もありましたが、婦人の国民
全部が見ているというわけではなくて、世界の人
たちがこれを見ているわけですから、そういう点で
いまこの大きな任務を負っている婦人少年局長、
室が全力を挙げて働けるように、しわ寄せをされ
たもの全部もとへ押し返していただきたいというこ
とを大臣に強く要求します。

それから基準局長にお聞きしたいのです。一つ
つくることはできない、労働基準を一つふやすこ
とはできない。じゃそれはどうやってやるんだとい
うことですけれども、中身の問題を、こういうふ
うにして、ああいうふうにしてということでは時
間がありませんけれども、まず、この管内には
トヨタ自動車工業というところがあります。ここ
には四万何千、約四万五千人に及ぶ労働者が働
いているわけですよ。豊田市内だけにこれが全部
集まるわけではありませんが、ほぼそこに集
まっていますわけですね。その中に四千人の婦人
労働者がおります。この婦人労働者を私は人に調
べたらたわけですが、それによりますと
一人も既婚者がいないということですよ。そしてこ
れは就業規則にはないわけですよ。ですから恐らく

婦人少年局長が調べる中では、就業規則だけで調
べてきた場合には、この四千人の婦人というのは差
別定年制の中に出てこないのではないかと
いうふうに思ふ数ですね。一つの会社の中に四千人の婦
人が一人も既婚者がいない。そしてこれは慣行と
して、結婚しますとみんな退職をさせられていく
ということがあるわけですよ。この状態を一体どう
していくのか、これはむしろ基準局長にちよつと聞
きたい。

○桑原政府委員 法律論で申しますと、基準法で
は特に強制的にどうこうする根拠規定はござい
ません。しかし、お話のような結婚退職というよ
うな形が裏にあるということだと思ひますので、婦
人少年室ともども、そういう問題の実態につ
いては十分調べてみたい、こういうふうに思ひます。

○田中(美)委員 森山局長どうですか。

○森山(實)政府委員 いま先生が御指摘になり
ましたような例が、ほかにもたくさんあるのござ
いますけれども、あらかじめ実態を把握いたしま
して、そして計画的に直していくという、その計
画には具体的な事例が発生いたしませんとわか
りません。慣行のみによるものはなかなかつか
みにくいわけでございます。ですから、この計画によ
つて解消する対象というのは、文書、就業規則なり
労働協約なりその他の方法で、あらかじめ制度と
して決められているものをまずなくしていく。
そして具体的な事例がいま御指摘のような場合に
発生いたしましたときには、それは具体的な事例
に応じて御相談に応じ、改善を指導していこうと
いうつもりでございます。

○田中(美)委員 ちよつと局長弱いなじやないで
すか。行動計画には「職業生活のあらゆる領域で
男女が平等の機会と待遇を得られるよう、雇用制
度、慣行の改善に努める。」こう言っているわけ
ですからね。国内行動計画は、制度だけでなく慣
行も言っているわけですよ。ですから就業規則さ
えなければ――まあそういうふうな言われたのは
ないと思ひますけれども、極端に言えば、就業規
則さえなければ、これはもう全部見逃されるのだ

というなら、どこだって安心してどんな就業規則を取ってしまふ、組合が弱ければみんな取られるということになってしまふわけですので、いま私が調べてもらいましたトヨタ自動車工業というのは、いま発生した事例については、こう言われましたので、基準局長も調べますと言われましたし、これはいま特定に出てきたものですので、四千人の婦人労働者の中で一人も既婚者がいないというところは、だれが見たってこれは怪しいと思うのは当然だと思います。ですからぜひこれを至急調べていただきたい。そして御報告をしていただきたいと思っています。両局長にお願いします。よろしいですね。

○森山(真)政府委員 御指摘のような事実がございませうか、調べさせていただきます。

○田中(美)委員 それではよろしくお願いします。

それでは最後に一つだけ、大急ぎでやります。いまの日本の婦人の実態というものは世界に対して恥ずかしいということを私は言ったわけですが、妊産婦の死亡にしましても、WHOの統計国においては、二というトップを争っているという状態です、それから賃金の問題においても日本の婦人の差別賃金というのは、男性を一〇〇として五七%という低い状態にあるわけです。こういうことがいま世界を舞台にして非常に問題になっておりますけれども、フランスの共産党の書記長のマルシェさん、この方が日本の婦人というのは非常に奴隷的な状態にあるということと議論を呼んでいます。これに対して市川房枝さんと日本での男女差別は歴然としている。これはフランス駐在の大使がマルシェ書記長に抗議をしたということですが、抗議なんかは必要ない。抗議するならば日本政府にすべきですよ。こう市川さんは言っておられるわけですね。私はいまここで、それに対してとやかく言うということではありませんけれども、こういう形で日本の婦人の状態というのが世界に知らされていくわけ

ですね。そういうふうなヨーロッパの人、アメリカの人、そういう人は見ているわけです。そういう点で、特にフランスのように婦人の賃金が男性の八六%、八七%という状態ですと、高給取りのところは男性が多いわけですから、一般の婦人のところでは男女差別の差別賃金というのはほとんどないように見えるわけです。実生活ではですね。そういう中で生活している人が日本の婦人を見たときには、これは非常にひどい状態にある、こういうふうにも思うのです。

それからもう一つはレジャー、休暇の問題ですけれども、これでも調べてみますと、日本では長期の有給休暇は、一年間に二週間以下、十四日以下というのが六八%。約七〇%というのはもう二週間以下しか休暇がない。それに比べてフランスなどでは三週間以上から九週間まで、二十一日から六十三日まで、こうした長い休暇をもらっている人たちが約八五%もいるということですから、そういう状態の中で働いているヨーロッパの人たち、これは男も女も含めて、そういう人たちが日本のこういう状態を見ますと、統計を見ただけでも、それこそびくびくしてしまふということですので、この国内行動計画でやると言っている問題というのは、実に最低の問題だと思ふのです。ですから、これだけは絶対にやっていたください。この差別定年制だけは絶対に世界に対して恥ずかしいくないようにやっていたください。その決意を大臣に伺いまして、質問を終わりにしたいと思います。

○藤井國務大臣 御趣旨を踏まえて努力いたします。

○木野委員長 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣藤井勝志君。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○藤井國務大臣 ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いまや国民の大部分を占めるに至っている勤労者とその家族の生活の動向は、わが国経済社会の将来に深く関連する問題であります。勤労者生活の現状を見ますと、賃金水準はこれまでの経済成長のもとで改善されたものの、貯蓄や住宅等の資産保有の面では、なおいまだ相当の立ちおくれが見られるところであります。

このような勤労者生活の実情にかんがみ、勤労者の財産形成を促進して、その生活の一層の安定を図るため、昭和四十六年に勤労者財産形成促進法が制定され、昭和五十年には、同法の一部改正が行われました。

現行制度においては、勤労者の行う財産形成貯蓄及びこれに対する事業主の援助としての財産形成給付金について税制上の優遇措置等が講ぜられるとともに、財産形成貯蓄を原資とする勤労者のための持ち家融資制度が設けられております。財産形成貯蓄を行う勤労者数は、制度発足以来六年余にして、七百四十万人に達し、その貯蓄額は一兆六千億円を超える等、勤労者の本制度に対する期待の大きさがうかがわれるところであります。

このような勤労者の期待とその努力にこたえ、その生活を真に豊かで安定したものにするためには、現行の勤労者財産形成促進法の内容は、まだ必ずしも十分とは申せません。

政府は、このような観点から勤労者財産形成促進制度を大幅に拡充したいと考え、そのための案を勤労者財産形成審議会に諮問し、これを了承する旨の全会一致の答申をいただきましたので、ここに勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案として提出した次第であります。

要を御説明申し上げます。

第一は、勤労者財産形成基金制度の創設であります。勤労者の財産形成のための事業主の援助を一層促進するため、当該事業場の労使の合意を前提とし、財産形成貯蓄を行っている勤労者を加入員として、労使をもって組織する勤労者財産形成基金を設立することができるとしております。

基金は、事業主が拠出した金銭について信託会社、銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その加入員である勤労者に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすることとし、その給付金について課税上特別の措置を講ずるとともに、基金の設立についての奨励金及び事業主の提出についての助成金を支給することといたしております。

第二は、勤労者財産形成持ち家融資制度の拡充であります。

勤労者の持ち家の取得を一層促進するため、勤労者財産形成持ち家個人融資の貸付限度額を引き上げるとともに、融資の対象について、現行の新築住宅の建設または購入のための資金のほか、中古住宅の購入及び住宅の改良のための資金を加えることとし、さらに、公務員等に対する融資について、その仕組みを改善することといたしております。

第三は、進学融資制度の創設であります。

勤労者の長期的な生活設計を一層容易にするため、雇用促進事業団は、勤労者財産形成持ち家融資のほか、勤労者またはその子弟の進学に要する資金の貸し付けを行うことといたしております。

その他、この法律案におきましては、その附則において、所得税法、法人税法、租税特別措置法等関係法律の所要の整備を行うことといたしております。

以上、この法律の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後六時五十二分散会

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置

第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七條の三）

第二節 勤労者財産形成基金

第一款 通則（第七條の四―第七條の六）

第二款 設立（第七條の七―第七條の十）

第三款 管理（第七條の十一―第七條の十六）

第四款 加入及び脱退（第七條の十七・第七條の十八）

第五款 業務（第七條の十九―第七條の二十三）

第六款 合併等（第七條の二十四・第七條の二十五）

第七款 解散及び清算（第七條の二十六―第七條の二十八）

第八款 雑則（第七條の二十九―第七條の三十一）

第三節 財産形成についての国の助成等（第八條・第八條の二）

第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置（第九條―第十三條）

第四章 雑則（第十四條―第十九條）

第一類第七号

社会労働委員会議録第三号

昭和五十三年二月二十八日

第一類第七号

社会労働委員会議録第三号

昭和五十三年二月二十八日

第一類第七号

社会労働委員会議録第三号

昭和五十三年二月二十八日

第一類第七号

第五章 罰則（第二十條―第二十二條）
附則

第二條第三号中「みずから」を「自ら」に改め、同条第四号中「持家の取得」の下に「又は改良」を加える。

第三号中「貯蓄の奨励及び持家の取得」を「財産形成」に改める。

第四條第一号中「第十三條」を「第十條の二」に改め、「持家の取得」の下に「又は改良」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置

第二章第六條の前に次の節名を付する。

第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等

第六條第一号イ中「及び財産形成給付金（勤労者財産形成給付金契約に係る次条第六号に規定する給付金をいう。以下この条、第七條の二及び第八條において同じ。）」を「並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金」に改め、同号ハ中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加え、同条第二号中「次条第一項」に改め、同号イ中「及び財産形成給付金」を「並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金」に改め、同号ト中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加え、同条第三号中「次条」を「次条第一項」に改め、同号ロ中「住宅」を「持家としての住宅」に改め、同号ハ中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加える。

第六條の二の見出しを「勤労者財産形成給付金契約等」に改め、同条各号列記以外の部分中「事業主が、その事業場」の下に「（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限り。以下この項において同じ。）」を加え、「を除く。以下この条、第七條の二、第八條の二から第十條まで」を「（以上「公務員等」という。）を除く。以下この項並びに次条、第七條の二、次節第八條の二に、証券投資信託をいう。以下この条」を「証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項に、

「委託会社をいう。以下この条」を「委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号に、」とと締結した」を「（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した」に改め、「とする信託」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする生命保険」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする生命共済」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする証券投資信託」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、第一号及び第五号並びに同項に改め、同条第一号中「次号及び第三号において」を「（以下）に改め、同条第二号中「この号」の下に「並びに次条第二項第二号及び第七條の七第一項」を加え、「第九條において同じ」を「（以下「勤労者財産形成貯蓄」という）に改め、同条第五号中「以下この条」を「次号並びに次条第二項第五号及び第六号」に改め、同条第六号中「分配を含む。以下この号」の下に「及び次条第三項第六号」を、「金銭を含む。以下この号」の下に「及び同項第六号」を加え、「最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「最初に信託金等」に、「この号において「給付金」を「この号及び次号並びに同項第六号及び第七号において「給付金」に、「この号において「第二回目以後の給付金」を「この号及び同項第六号において「第二回目以後の給付金」に、「行われた信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「行われた信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）」に改め、同条第七号中「以外の者」を「である信託会社等以外の信託会社等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「財産形成給付金」とは、勤労者財産形成給付金契約に係る前項第六号に規定する給付金をいう。

第六條の二の次に次の二条を加える。

（勤労者財産形成基金契約）

第六條の三 この法律において「勤労者財産形成基金契約」とは、第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約をいう。

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受託者とする信託（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受託証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づき信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額に、ついて行ふものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者等とされる勤労者は、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた者とする。

三 当該契約に基づき信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行ふものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る生命共済の割

「委託会社をいう。以下この条」を「委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号に、」とと締結した」を「（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した」に改め、「とする信託」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする生命保険」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする生命共済」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を、「とする証券投資信託」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、第一号及び第五号並びに同項に改め、同条第一号中「次号及び第三号において」を「（以下）に改め、同条第二号中「この号」の下に「並びに次条第二項第二号及び第七條の七第一項」を加え、「第九條において同じ」を「（以下「勤労者財産形成貯蓄」という）に改め、同条第五号中「以下この条」を「次号並びに次条第二項第五号及び第六号」に改め、同条第六号中「分配を含む。以下この号」の下に「及び次条第三項第六号」を、「金銭を含む。以下この号」の下に「及び同項第六号」を加え、「最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「最初に信託金等」に、「この号において「給付金」を「この号及び次号並びに同項第六号及び第七号において「給付金」に、「この号において「第二回目以後の給付金」を「この号及び同項第六号において「第二回目以後の給付金」に、「行われた信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「行われた信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）」に改め、同条第七号中「以外の者」を「である信託会社等以外の信託会社等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「財産形成給付金」とは、勤労者財産形成給付金契約に係る前項第六号に規定する給付金をいう。

第六條の二の次に次の二条を加える。

（勤労者財産形成基金契約）

第六條の三 この法律において「勤労者財産形成基金契約」とは、第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約をいう。

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受託者とする信託（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受託証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づき信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額に、ついて行ふものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者等とされる勤労者は、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた者とする。

三 当該契約に基づき信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行ふものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

第六條の三 この法律において「勤労者財産形成基金契約」とは、第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約をいう。

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受託者とする信託（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）を、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受託証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づき信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額に、ついて行ふものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者等とされる勤労者は、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた者とする。

三 当該契約に基づき信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行ふものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割

戻金は、引き続き当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険の保険料又は当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済の共済掛金の払込みに充てることとされていること。

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた勤労者に係る信託交付金、当該契約に基づき生命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた勤労者に係る保険金若しくは共済金又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した勤労者に係る投資信託解約金等の支払いについては、当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約）に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日（当該勤労者に支払われる第二回目以後の給付金の支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。）から起算して七年を経過した日（その日前に当該勤労者について政令で定める理由（以下この号において「中途支払理由」という。）が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）において、起算日（第二回目以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日）から、当該七年を経過した日の前日の六月前日（その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）までの間に当該契約に基づき当該勤労者のた

めに払込みが行われた信託金等（当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

七 当該契約に基づく給付金の支払は、当該勤労者財産形成基金が他に勤労者財産形成基金契約を締結しており、又は締結することとなつた場合において、当該契約の相手方である信託会社等以外の信託会社等又は銀行等を第七条の二十一第一項に規定する支払に関する事務を一括して行う者として指定したときは、その指定した者を通じて行うものであること。

八 その他政令で定める要件

3 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会をいう）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七條の二十一第二項において同じ。）その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七條の二十一第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく預貯金の預入又は有価証券の購入に係る金銭（以下「預入金等」という。）の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額について行うものであること。

二 当該契約に基づく預入金等（当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みは、当該払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた勤労者について行うものであり、かつ、当該勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行うものであること。

三 当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して支払う第五号に規定する給付金に充てられる場合を除き、引き続き同一の銀行等において当該契約に基づく預入金等の払込みに充てられることとされていること。

四 当該契約が有価証券の購入に関する契約である場合には、当該有価証券は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して次号に規定する給付金を支払うこととなるまでの間、当該契約の相手方である銀行等に、当該有価証券の保管の委託をすることとされていること。

五 当該契約に係る預貯金（利子を含む。）の払出し又は有価証券の譲渡若しくは償還に係る金銭（以下「払戻金等」という。）の支払については、当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約）に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等（当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購

入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日（当該勤労者に支払われる当該契約に係る払戻金等に係る金銭（以下この号において「給付金」という。）で最初に支払われるべきもの以外のもの（以下この号において「第二回目以後の給付金」という。）に充てらるべき支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。）から起算して七年を経過した日（その日前に当該勤労者について政令で定める理由（以下この号において「中途支払理由」という。）が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）において、起算日（第二回目以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日）から、当該七年を経過した日の前日の六月前日（その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）までの間に当該契約に基づき当該勤労者について払込みが行われた金銭に係る払戻金等に係る金銭の全額が、勤労者財産形成基金によりその構成員である勤労者に対し一時金として支払われる給付金に充てらるべきこととされていること。

六 当該契約に係る払戻金等に係る金銭の支払は、当該勤労者財産形成基金から委託を受けて当該契約の相手方である銀行等（当該勤労者財産形成基金が当該契約の相手方である銀行等以外の信託会社等又は銀行等を第七條の二十一第一項の規定に基づき指定したときは、その指定した者）が行うものであること。

七 その他政令で定める要件

4 勤労者財産形成基金が第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、第二項第六号中「当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第

一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日」とあり、及び前項第五号中「当該勤労者財産形成基金が他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等（当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日」とあるのは、「当該契約又は当該契約以外の勤労者財産形成基金契約に基づき、最初に、その構成員である勤労者のための信託金等の払込み又は当該勤労者についての預入金等（当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日」とする。

（財産形成基金給付金）

第六條の四 この法律において「財産形成基金給付金」とは、第一種財産形成基金給付金及び第二種財産形成基金給付金をいう。

2 この法律において「第一種財産形成基金給付金」とは、第一種勤労者財産形成基金契約に係る第六條の二第一項第六号に規定する給付金をいう。

3 この法律において「第二種財産形成基金給付金」とは、第二種勤労者財産形成基金契約に係る前条第三項第五号に規定する給付金をいう。

第七條の二第一項中「第六條の二に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社のうち一の会社又は農業

協同組合連合会」を「当該勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等のうちいずれか一の者に改め、同条第二項中「第六條の二」を「第六條の二第一項」に改め、同条第三項中「第六條の二第二号」を「第六條の二第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七條の三「前二条に定めるもののほか、第六條の二」を「第六條の二第一項並びに第六條の三第二項及び第三項」に、「及び勤労者財産形成給付金契約」を「並びに勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 勤労者財産形成基金

第一款 通則

（基金の目的）

第七條の四 勤労者財産形成基金（以下「基金」という。）は、事業主が拠出した金銭について信託会社等又は銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その構成員である勤労者（以下「加入員」という。）に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすることにより、加入員の財産形成に寄与することを目的とする。

（組織）

第七條の五 基金は、事業主及びその雇用する勤労者をもつて組織する。

（法人格等）

第七條の六 基金は、法人とする。

2 基金は、その名称中に勤労者財産形成基金と

いう文字を用いなければならない。

3 基金でない者は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いてはならない。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十

四条及び第五十條の規定は、基金について準用

第二款 設立

（設立の原則）

第七條の七 基金は、一の事業主の全部又は一部の事業場（当該事業場の勤労者が勤労者財産形成給付金契約に基づき信託の受益者等とされて

いる事業場を除く。以下同じ。）について設立することができ、

2 二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、前項の規定にかかわらず、当該二以上の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができる。

（発起等）

第七條の八 基金を設立しようとする事業主（以下この款において「設立発起事業主」という。）

は、その設立しようとする事業場について、その設立に關し、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意があつたときは、規約を

作成し、当該合意に係る事業場の勤労者に対し

て、当該勤労者のうちから加入員となろうとする者を募集するものとする。

2 前項の合意に係る事業場の勤労者（第六條の二第一項第二号の政令で定める者を除く。）で、前項の規定による募集を開始した日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの（一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもののほか、規約により加入員の資格を定めておるときは、当該資格を併せ有する者とする。）は、加入員となる旨の申出をすることができ、

（設立の認可等）

第七條の九 設立発起事業主は、前条第二項の申出をした者の数が政令で定める数に達したときは、労働大臣に対し、規約その他労働省令で定める書面を提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、設立の認可をしてはならない。

一 設立の手續及び規約の内容が法令の規定に適合していること。

二 規約に偽りの記載がないこと。

三 業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行することができること。

四 前号に定めるもののほか、業務の運営が健全に行われ、加入員の財産形成に寄与することが確実であること。

（成立）

第七條の十 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、設立発起事業主（設立発起事業主が二以上あるときは、これらの者において互選された者）が、理事長の職務を行う。この場合において、当該設立発起事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

（規約）

第七條の十一 基金は、規約で、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 基金の構成員である事業主（以下「構成員事業主」という。）の氏名又は名称及び住所並びに基金に係る事業場（以下「設立事業場」という。）の名称及び所在地

四 代議員會に關する事項

五 役員に關する事項

六 加入員の加入及び脱退の手續等に関する事項

七 構成員事業主の拠出に關する事項

八 勤労者財産形成基金契約に關する事項

九 第二種財産形成基金給付金の支払等に関する事項

十 財務に關する事項

十一 解散及び清算に關する事項

十二 規約の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 基金が、加入員の資格を定めようとする場合には、その資格は、規約で定めなければならない

い。この場合において、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

3 規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、労働大臣に届け出なければならない。

（公告）

第七条の十二 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

（代議員会）

第七条の十三 基金に、代議員会を置く。

2 代議員の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選し、他の半数は加入員のうちから構成員事業主が選定する。

3 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

5 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

6 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の十四 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更
二 収支予算の決定又は変更
三 前二号に掲げるもののほか、規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することが出来る。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第七条の十五 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選した代議員において、他の半数は構成員事業主が選定した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事が互選する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、加入員において互選した代議員及び構成員事業主が選定した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

第七条の十六 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

第四款 加入及び脱退

（加入）

第七条の十七 第七条の八第二項の申出に基づき加入員となつた者のほか、設立事業場の勤労者（第六条の二第二項第二号の政令で定める者を除く。）で、次項の規定による加入日より一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの（一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもののほか、規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を併せ有する者とする。）は、当該基金の加入員となることができる。

2 基金は、規約において一定の日を加入日として定めるものとし、前項に規定する要件を満たす勤労者は、当該加入日まで加入員となる旨の申出をすることにより、当該加入日において当該基金の加入員となるものとする。

（脱退等）

第七条の十八 加入員は、いつでも、当該基金に対し脱退の申出をすることができる。

2 加入員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の翌日において、当該基金の加入員でなくなるものとする。

一 前項の脱退の申出をしたとき。

二 死亡したとき。

三 設立事業場の勤労者でなくなつたとき（引き続き当該基金の構成員事業主の他の設立事業場の勤労者となつたときを除く。）。

四 規約により定められている資格を喪失したとき。

五 第六条の二第二項第二号の政令で定める者に該当することとなつたときその他政令で定める理由に該当することとなつたとき。

第五款 業務

（基金の行う業務）

第七条の十九 基金は、第七条の四の目的を達成

するため、次の業務を行う。

一 勤労者財産形成基金契約の締結を行うこと。

二 第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等（当該第一種勤労者財産形成基金契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた加入員に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた加入員に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。）の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等の払込みを行うこと。

三 加入員に対して第二種財産形成基金給付金の支払を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（拠出）

第七条の二十 基金が第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等（当該契約に基づく預入金された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みを充てるために必要な金銭は、毎事業年度、その構成員事業主がその全額を拠出するものとする。

2 前項の規定により構成員事業主が拠出した金銭は、返還を受けることができない。

（財産形成基金給付金の一括支払機関の指定等）

第七条の二十一 基金が同一の加入員に二以上の勤労者財産形成基金契約を締結する場合に、基金は、当該勤労者財産形成基金契約の相手方である信託会社等又は銀行等のうちいずれか一の者を、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 農業協同組合法第十条第二項第二号の事業又

は同項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会は同条の規定にかかわらず、漁業協同組合連合会は水産業協同組合法第八十七条の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うことができる。

3 第六条の第三第二項第三号及び同条第三項第二号の規約で定める金額は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

4 基金は、加入員に係る第二種財産形成基金給付金について、政令で定めるところにより、その支払の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(事務費)
第七條の二十二 基金の業務の執行に要する費用は、その構成員事業主がその全額を負担するものとする。

(事業年度)
第七條の二十三 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 基金の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その日の属する年の翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した基金については、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

第六款 合併等
(合併)
第七條の二十四 二以上の基金は、その構成員事業主が同一である場合又はそれぞれの構成員事業主が第七條の七第二項の政令で定める関係にある場合には、合併することができる。

2 基金が合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 合併によつて基金を設立するには、各基金のそれぞれの代議員会において役員又は代議員の

うちから選任された設立委員が、共同して、規約を作成し、その他設立に必要な行為をするとともに、互選により設立委員のうち一人を、設立後に理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行うべき者として選任しなければならない。

4 前項の規定により選任された者は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

5 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

(設立事業場の増加)
第七條の二十五 基金は、次の各号に掲げる事業場(他の基金の設立事業場であるものを除く。)

一 構成員事業主の事業場で、当該基金の設立事業場でないもの

二 構成員事業主と第七條の七第二項の政令で定める関係にある事業主で、当該基金の構成員事業主でないものの事業場

2 前項の規定により、同項第二号に掲げる事業場が設立事業場となつた場合には、当該事業主は、当該基金の構成員事業主となるものとする。

第七款 解散及び清算
(解散)
第七條の二十六 基金は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決

二 業務の継続の不能

三 合併
四 加入員の数が政令で定める数未満となつたこと。

五 設立の認可の取消し
2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(清算)
第七條の二十七 清算人は、前条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

(民法等の準用)
第七條の二十八 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。及び第八十三條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第七條の二十七」と読み替へるものとする。

第八款 雑則
(報告等)
第七條の二十九 基金は、労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を労働大臣に提出しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要があるとき、基金に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に、基金の事務所に入り入つて関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督)
第七條の三十 労働大臣は、前条第二項の規定により、報告を求め、又は質問し、若しくは検査をした場合において、基金の事業の管理若しくは業務の執行が法令、規約若しくは労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金の事業の管理若しくは業務の執行が著しく適正でないと認めるとき、又は基金の役員がその事業の管理若しくは業務の執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その違反の是正又は改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 労働大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金が前二項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の継続が困難であると認めるときは、労働大臣は、当該基金の設立の認可を取り消すことができる。

4 労働大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該基金に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(政令への委任)
第七條の三十一 この節に規定するもののほか、基金の設立及び解散その他基金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産形成についての国の助成等
第八條中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加へる。

第八條の二の見出しを「(労働者財産形成助成金等)」に改め、同条中「労働者財産形成給付金契約に基づき提出をする中小企業の事業主(その常時

雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給する業務を「次の業務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤労者財産形成貯蓄金契約に基づく拠出をする中小企業の実業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は勤労者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七條の十九第二号に規定する払込みを充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の実業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置

第九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「又は事業主」を「事業主」に、「に対し」を「又は勤労者（公務員等を除く。次号を除き、以下次条第一項までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対し」、「締結し、又は締結していた者」を「締結している者又は当該契約を締結していた者」に改め、「及び次号」を削り、「勤労者」の下に「福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主の雇用する勤労者」を加え、「新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。」を「又は購入に」、「資金を含む。以下同じ。」を「資金を含む」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「勤労者」の下に「（勤労者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。）を」、「資金」の下に「（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「又は事業主団体」

を「事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社」に改め、「事業主の雇用する勤労者」の下に「福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主の雇用する勤労者」を加え、「建設のための資金」を「建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）に、「勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の額の二倍」を「勤労者財産形成貯蓄の額の三倍」に、「次条及び第十五条」を「次条第一項及び第十五条第三項」に改め、同条第二項中「行なわぬ」を「行わぬ」に改め、同項第一号中「その構成員である」を「その構成員である事業主、その者が福利厚生会社である場合には当該福利厚生会社に出資する」に、「政令」を「政令」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同項第二号中「その者が」を「福利厚生会社を除くものとすし、その者が」に改め、「雇用する事業主」の下に「とする」を、「行う資金の貸付け」の下に「（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）を加え、「又は資金の貸付け」を「又は当該資金の貸付け」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主が専らその雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的又はその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、労働省令で定めるものをいう。

第十條第一項中「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第五項」に、「に規定する勤労者」を「の政令で定める要件を満たす勤労者」に、「又は事業主団体から」を「若しくは事業主団体から」に、「貸付けに係る資金」を「貸付けに係る住宅資金」に、「（住宅金融公庫法第十七条第一

項第一号又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号イに掲げる者に該当するものに限る。）を「又は同号の政令で定める要件を満たす公務員等で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないもの」に改め、「当該事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り」を削り、「当該勤労者」の下に「又は当該公務員等」を加え、「住宅の建設のための資金」を「住宅資金」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同条」を「同条第四項」に、「第二十條」を「第二十條第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅金融公庫は沖繩振興開発金融公庫の行う前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に對し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行ふものとする。

第十條の次に次の二條を加える。

（事業主の協力等）

第十條の二 事業主は、勤労者の持家の取得又は改良を効果的に推進するため、互いに協力するように努めるものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を与えるものとする。

（事業団の行う進学融資）

第十條の三 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二及び第九條に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に對し、政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる資金を貸付けする業務を行うことができる。

一 事業主又は事業主団体で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（公務員等を除くもの

とし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に自己又はその親族の進学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。）のために必要な資金（以下「進学資金」という。）の貸付けを行うもの。

二 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 進学資金

第十一條中「第九條第一項の貸付け」の下に「若しくは前条の貸付け」を加え、「前条第一項本文」を「第十條第一項本文」に改め、「建設」の下に「若しくは購入」を加え、「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 特別の法人の借入金に関する特例

第十三條 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により事業団の行う第九條第一項第一号若しくは第三号又は第十條の第三第一号の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、事業団の行う当該貸付けを受けることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第五條第二項の規定は、同法第一條に規定する公庫が前項の規定により受けることができる貸付けに係る借入金については、適用しない。

第十五條第二項中「国家公務員、地方公務員又は公共企業団体の職員（勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この条において「公務員等」という。）を「公務員等」に、「及び分譲」を「又は

購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）に、「その持家としての住宅の建設のための資金」を「住宅資金」に、「その他」を「公務員等に進学資金を貸し付ける業務その他」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの業務の対象となる公務員等は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの

二 住宅資金の貸付けの業務 第九條第一項第三号の政令で定める要件を満たす者

三 進学資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

第十五條第三項中「貸付け」を「住宅資金の貸付け」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業団、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、組合職員等（国家公務員共済組合法第二百二十五條に規定する組合職員及び同法第二百二十六條第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第二百四十一條第一項に規定する組合職員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第二百九十五條第一項に規定する団体職員並びに公共企業体職員等共済組合法第十三條に規定する役員以外公共企業体使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものをいう。）を公務員等とみなして、第九條、第十條、第十條の三及び前二項の規定を適用する。

5 地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合については、これを共済組合等とみなして、第十一條及び第十二條並びに前三項の規定を適用する。

第十六條第三項中「勤労者財産形成給付金契約」

第一類第七号

社会労働委員会議録第三号

昭和五十三年二月二十八日

の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、「第六條の二」を「第六條の二第一項並びに第六條の三第二項及び第三項」に、「同条」を「これらの規定」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 加入員が船員のみである基金については、第二章第二節中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

5 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社については、第九條第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対してその業務を行う福利厚生会社については、同項中「労働省令」とあるのは「運輸省令・労働省令」とする。

第十八條第一項から第四項までの規定中「助成金業務」を「助成金等業務」に改め、同条第五項中「第九條第一項」を「第九條第一項の業務について、前各項の規定並びに同法第十九條の二及び第三十七條第一項（同法第十九條の二第二項に係る部分に限る。）の規定は第十九條の三に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第二十條 第七條の二十九第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十萬元以下の罰金に処する。

2 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、その基金の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に対しても、同項の罰金を科する。

第二十一條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清掃人は、十萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定により基金が行うものとき

れた業務以外の業務を行つたとき。

二 第七條の十一第四項の規定に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

三 第七條の十二の規定に違反して、公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

四 第七條の二十四第二項の規定に違反して基金の合併をしたとき。

五 第七條の二十八において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

六 第七條の二十八において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

七 第七條の二十九第一項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は偽りの報告書を提出したとき。

八 第七條の三十第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十二條 第七條の六第三項の規定に違反した者（法人その他の団体であるときは、その代表者は、五萬元以下の過料に処する。

附則第二條を次のように改める。

（勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置）

第二條 地方公務員が事業団から第九條第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに關し必要な措置を講ずることができる。

2 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二、第九條及び第十條の三に規定する業務のほか、当分の間、共済組合等（地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合を含む。以下同じ。）から第十二條の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該共済組合等に対し、第十五條第二項の住宅の建設又は購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行うことができる。

3 事業団が前項に規定する資金を貸し付ける業務を行う場合には、その業務を第十八條第一項に規定する助成金等業務とみなして、同条第一項から第四項までの規定を適用する。

附則第三條から第九條までを削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條の改正規定、第三條の改正規定、第四條の改正規定、第九條の改正規定、第十條の改正規定、第十條の次に二條を加える改正規定（第十條の二に係る部分に限る。）第十一條の改正規定、第十三條の改正規定、第十五條の改正規定（進学資金を貸し付ける業務に係る部分を除く。）、第十六條第三項の次に二條を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）及び附則第二條の改正規定並びに附則第三條から第七條までの規定、附則第八條から第十條までの規定（進学資金を貸し付ける事業に係る部分を除く。）、附則第十三條中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六號）第二十九條第四項の改正規定及び附則第十四條第一項の規定 公布の日

二 第八條の二の改正規定（勤労者財産形成基金契約に基づき勤労者財産形成基金が行う払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業等の事業主に対し助成金を支給する部分に限る。） 昭和五十四年四月一日

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いている者については、改正後の勤労者財産形成促進法（以下「新法」という。）第七條の六第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三條 事業主は、昭和五十三年十月一日前にあつても、規約の作成、設立の認可の申請その他

勤労者財産形成基金の設立に必要な行為をすることが出来る。

(勤労者財産形成持家融資に係る経過措置)

第四条 雇用促進事業団が行う新法第九條第一項第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う新法第十條第一項の貸付け並びに新法第十五條第二項に規定する共済組合等が行う同項の貸付けに係る貸付金額の限度に関しては、新法の規定は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は同項に規定する共済組合等(以下「事業団等」という。)が新法第九條第一項第三号の改正規定の施行の日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、事業団等が同日前に受理した貸付けの申込みについては、なお従前の例による。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第五条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二第一項中「勤労者に対する」を「勤労者又は同項に規定する公務員等に対する」に改める。

第二十七條の二第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「借入金」を「長期借入金」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公庫は、次条第一項の規定により住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行して資金の調達をしようとする場合において、その発行までの間の資金繰り上必要があるときは、当該財形住宅債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込みが確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該財形住宅債券の金額の限度内において、当該財形住宅債券の発行により調達する資金の前借りとして、主務大臣の認可を受けて、市中銀行その他民間から短期借入金を行うことができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る財形住宅債券の発行があつたと

きは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

第二十七條の三第一項中「住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)」を「財形住宅債券」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第六條 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「民間からの借入金」を「民間からの長期借入金」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「の外」を「のほか」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第七條 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「交付金」の下に「雇用促進事業団への交付金」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條の三第一項を次のように改める。

組合及び連合会は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 国家公務員(組合職員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五條第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五條第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する

宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五條第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、国家公務員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第十四條の三第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十條(同条第二項の規定を第三十五條第五項において準用する場合を含む。)及び第三十五條第四項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十條の三第一項を次のように改める。

組合(連合会を含む。第三項において同じ。)又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員(組合役員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)又は団体職員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五條第二項第一号に掲げる者に該当するものにその

持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五條第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五條第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第四十條の三第二項中「第十四條の三」を「第十四條の三(第一項第四号を除く。)」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第八條、第十條、第三十二條及び第八十條の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六條の二第一項を次のように改める。

組合は、この法律に定める短期給付、長期給付及び福祉事業のほか、当分の間、これらの給付及び事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲

ける事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。）のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

（所得税法の一部改正）

第十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第二百七十六條第一項第二号中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第二百二十七條中「及び勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

別表第一第一号の表中金属鉱業事業団の項の

次に次のように加える。

勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
-----------	---------------------------

（法人税法の一部改正）
第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項及び第二項中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第八十四条第一項中「又は勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約」に、「又は生命共済」を、「生命共済、預貯金の受入れ又は有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十四条第二項中「又は勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約」に、「行なう」を「行う」に、「各勤労者財産形成給付契約につき、当該」を「各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの」に、「勤労者財産形成給付契約に係る生命共済」を「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済」に改め、同項に次の二項を加える。

四 勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人、各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

五 勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人、各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定める

とらにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第四項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第五項」に、「第六条の二（勤労者財産形成給付金契約）」を「第六条の二（勤労者財産形成給付金契約等）」に改め、「含む」の下に「以下この項において同じ」を加え、「同条」を「同項」に、「信託の契約をいう」を「信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する信託、生命保険若しくは生命共済の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は有価証券の購入に関する契約をいう」に改める。

別表第二第一号の表中中庄ガス保安協会の項の前に次のように加える。

勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法
-----------	------------

（租税特別措置法の一部改正）
第十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項中「同法第十条第一項」を「同法第十条第二項」に改める。

第二十九条の二の見出し中「財産形成給付金」を「財産形成給付金等」に改め、同条中「同法第六条の二」を「同法第六条の二第一項」に改め、「勤労者財産形成給付金契約」の下に「又は同法第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約若しくは同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約」を加え、「同条第六号に規定する信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等」を「同法第六条の二第二項に規定する財産形成給付金又は同法第六条の四第二項に規定する第一種財産形成基金給付金若しくは同条第三項に規定する第二種財産形成基金給付金」に、「財産形成給付金」を「財産形成給付金等」に改める。

産形成給付金等」に、「同号」を「同法第六条の二第一項第六号又は同法第六条の三第二項第六号若しくは同条第三項第五号」に、「財産形成給付金の額」を「財産形成給付金等の額」に、「所得税法第二十八条第一項」を「同法第六条の二第一項に規定する信託会社等又は同法第六条の三第二項に規定する信託会社等若しくは同条第三項に規定する銀行等がそれぞれ支払をする所得税法第二十八条第一項」に、「一時所得」を「これらの者がそれぞれ支払をする一時所得」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条第四項の規定は、同項に規定する給与所得者が附則第一条第一号に掲げる日以後に課せられる新法第十条第二項に規定する準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額について適用し、当該給与所得者等が同日前に課せられた改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条の二（同条に規定する財産形成給付金に係る部分に限る。）の規定は、同条に規定する勤労者がこの法律の日以後に支払を受ける当該財産形成給付金について適用し、当該勤労者が同日前に支払を受けた改正前の租税特別措置法第二十九条の二に規定する財産形成給付金については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正）
第十五条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

（地方税法の一部改正）
第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書及び第七十二条の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに国際交流基金」を「国際交流基金並びに勤労者財産形成基金」に改める。

第二百九十四条の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の三の二中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、「行うこと」を「行い、並びに加入員が船員である勤労者財産形成基金の設立の認可等を行うこと」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の六中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、同条第三十二号の十二を第三十二号の十三とし、第三十二号の七から第三十二号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の六の次に次の一号を加える。

三十二の七 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成基金に対し、認可その他監督を行うこと。

第八条第一項第八号中「労働災害防止協会」の下に「勤労者財産形成基金」を加え、同条第三項中「同項第八号に掲げる事務のうち」の下に「勤労者財産形成基金」を加える。

理由

勤労者の財産形成の一層の促進を図るため、事

業主の拠出による勤労者の財産形成を援助するための勤労者財産形成基金制度及びこれに関する国の援助措置を創設するとともに、勤労者財産形成持家融資制度を拡充するほか、雇用促進事業団の業務に進学融資の業務を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会労働委員会議録第一号中訂正

二ページ一段三四行「川崎秀二君紹介」は「江崎真澄君外一名紹介」に訂正する。

同 第一号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	四六	工藤晃君	工藤晃君(共)
三	三五	保険制度	保険制度等
三	末七	春田重昭君	春田重昭君
四	三六	市議会議長	市議會議長
四	三三	會議會長	會議會長
四	〇	促進法制化	促進法制定

同 第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	二三	今後	今度
五	末五	購買率	購買率
七	二八	○大原(亨)委員	○大原(亨)委員
七	三二	それを	それは
八	一六	○大原(亨)委員	○大原(亨)委員
二	二末	よりよい	よりより
六	四九	調べたなら	調べたら
三	二九	かかったと	かかったかと
三	四〇	おっしゃて	おっしゃって